

家屋も塀も崩れ落ちた民家(和田町)

提供 産経新聞



倒壊した重要文化財後藤家の外塀(内町)



倒壊した墓(寺町)



液状化により陥没した 児童文化センター(西町)



安倍彦名団地と下水道部の 間の承水路(安倍)



市営安倍彦名住宅(彦名町)



校庭に避難した小学生 (就将小学校) 提供 共同通信



書架が倒れ書籍が散乱した 山陰歴史館内 (中町)

目 次

米子市の被害(写真)

はじ	;めに	. 1
1、	鳥取県西部地震の発生	. 2
2、	被害の概要	. 5
3、	被害状況	. 6
4、	災害対策本部の設置と職員配備体制	. 9
5、	災害対策本部会議	17
6、	避難所の開設	24
7、	食糧の供給	26
8、	被災市民への主な対応	28
9、	り災証明及びり災届出証明の発行	41
10、	災害復旧事業	46
11、	各種支援制度利用状況	62
12、	義援金等受入れ及び配分状況	64
13、	議会の対応	67
14、	米子市被災者住宅再建支援金交付条例の制定	70
15、	被災者から寄せられたアンケート結果から	72
16、	広報、新聞記事等	81

はじめに

平成 12年(2000年)10月6日、「鳥取県西部地震」が発生しましてから、早い もので一年余経ちました。この地震では、本市においても、8,000棟以上の建物が 損壊するなどの甚大な被害を被りました。

いまだに訪れる余麗に、市民の皆様もさぞかし不安な日々をお過ごしのこととお 察しいたしますとともに、被害を受けられた方々に心からお見舞い申し上げます。

本市では、復旧対策として、全国で初めての「住宅復興補助制度」などの諸施 策を実施し、被災された方々が一日も早く安心して生活できるよう、今もなお全 力を傾注しているところでございます。

また、一年を機に、昨年9月には、このたびの震災を「過去のもの」として終 わらせないため、そして広く市民の皆様に防災の重要性を再確認し、防災意識を 高めていただくために「米子市防災フェスティバル」を開催いたしました。今後 も、この震災で得た教訓を生かし、「米子市地域防災計画」の見直しを進めるな ど、市民の皆様の生命と身体及び財産を守るために一層の努力をしてまいる所存 でございます。

この記録集は、震災時における本市の被害実態や対応状況、被災者の皆様から いただきましたアンケートのご回答などをとりまとめたものです。 震災での貴 重な経験を決して忘れることなく、教訓として後世に伝え、さらに「災害に強い まちづくり、人づくり」を推し進めることが、私どもの務めであると考えており ます。

おわりに、各方面の皆様から頂戴いたしました心温まるご支援、激励に対し、 深く感謝いたしますとともに、本記録集作成にあたり、ご意見、ご協力いただき ました方々に厚くお礼申し上げます。

平成 14 年 1 月

米子市長 森田 隆 朝



4 鳥以県西部地震の発生

発 生 時 間 平成 12 年 10 月 6 日 (金) 午後 1 時 30 分頃

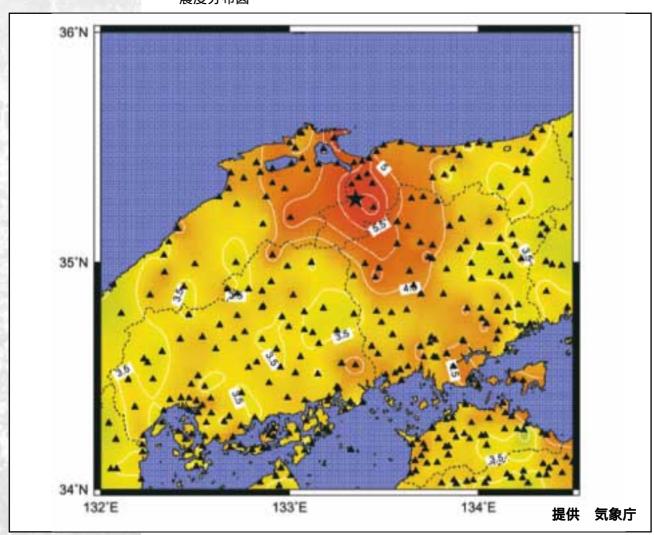
震 度 震度5強(最大震度6強 境港市、日野町)

地震の規模 マグニチュード 7.3

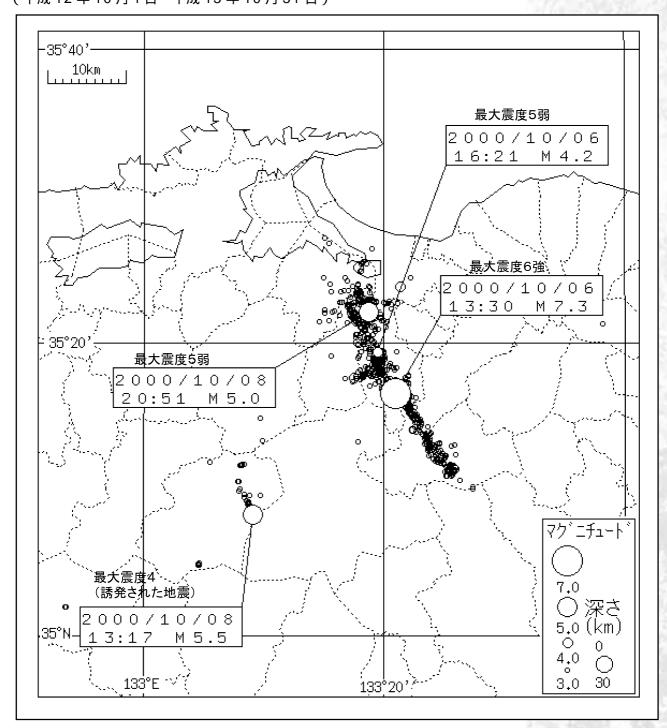
震 源 地 鳥取県西部 北緯 35.3 東経 133.4 °

地震名 平成12年(2000年)鳥取県西部地震

震度分布図



鳥取県西部地震の本震と余震分布 (平成12年10月1日~平成13年10月31日)



震度5弱以上が観測された地震、またはマグニチュード5.0以上の地震に、日時、 M、最大震度を示しました。

提供 気象庁

震度5弱以上を観測した地点の震度観測値

県 名	震度	観測地点名	A # /#		度(gal)	U - D	計測震度	震央距離(k
鳥取県	6強	境港市東本町	合成値	N - S 299.2	E - W 748.4	183.9	6.0	2
南以宋	0 强		762.7 1584.4	675.3	1482.4	183.9	6.0	3
	6弱		234.1	6/5.3	1482.4	1407.4	5.6	3
	O 333	西伯郡法勝寺*	1077.4	607.0	802.1	1076.9	5.9	3
		会見町天万*	982.6	007.0	802.1	1070.9	5.9	1
		上	670.7				5.6	1
		日吉津村日吉津*	331.0				5.5	
			432.9				5.6	2
		<u> </u>	692.4	521.7	615.9	433.1	5.7	
	5強	米子市博労町	285.2	280.2	219.1	144.5	5.1	
	5弱	鳥取東郷町龍島*	156.6	122.9	92.4	99.1	4.6	
	3 .9.9	関金町大鳥居*	145.7	122.5	32.4	33.1	4.6	
		北条町土下*	118.6				4.6	
		鳥取大栄町由良宿*	171.0	139.8	142.4	79.8	4.7	
		東伯町徳万*	130.6	155.0	172.7	75.0	4.5	
		鳥取大山町国信*	154.9				4.7	
		名和町御来屋*	153.1				4.5	
		鳥取中山町赤坂 *	170.6	150.7	128.5	143.7	4.5	
島根県	5強		424.2	130.7	120.3	143.7	5.4	
-01K/K	J 154		261.7	251.0	245.0	240.4	5.3	
			297.3	201.0	240.0	240.4	5.0	
	5弱	東出雲町揖屋*	282.1				4.9	
	J .94	八束町波入*	400.5				4.9	
		松江市西津田	239.4	221.0	167.8	152.6	4.9	
		島根鹿島町佐陀本郷*	118.5	221.0	107.0	132.0	4.8	
		玉湯町湯町*	140.1	93.5	138.7	75.5	4.8	
			100.5	33.3	130.7	75.5	4.8	
			266.0	230.2	163.6	102.9	4.6	
		商収入来明	272.4	110.3	264.6	66.8	4.7	
		八雲村西岩坂 *	239.5	223.2	198.9	156.7	4.7	
		三刀屋町三刀屋*	229.8	223.2	130.3	130.7	4.5	
			122.7				4.5	
		湖陵町二部*	130.9	79.5	124.6	55.7	4.5	
			121.0	106.4	90.8	56.6	4.5	
岡山県	5強	哲多町本郷*	824.6	282.7	785.0	123.7	5.2	
阿 山県	J 154	落合町西河内	359.7	344.0	297.9	136.6	5.2	
		大佐町小阪部 *	219.4	162.3	160.9	204.2	5.0	
		新見市新見	815.3	203.4	783.3	300.1	5.0	
		美甘村美甘*	343.9	271.8	342.5	138.0	5.0	
	5弱	久世町久世*	370.3	349.3	342.4	168.8	4.9	
	2 -5-5	新庄村役場*	327.8	264.2	284.7	179.7	4.9	
		工野市宇野*	126.8	87.4	123.2	39.4	4.9	1
		岡山川上村上福田*	276.3	231.2	218.1	180.7	4.8	†
		北房町下呰部*	255.7	221.6	220.9	93.8	4.8	
		八束村上長田*	400.5	201.1	237.0	381.2	4.7	
		中和村下和*	241.3	193.4	206.0	119.5	4.7	
		神郷町下神代*	410.4	220.6	378.0	234.0	4.7	
		岡山市大供*	247.3	117.1	215.2	88.0	4.6	
		岡山御津町金川*	182.8	155.2	156.3	83.8	4.6	1
		早島町前潟*	106.8	62.7	103.7	26.1	4.6	
		真備町箭田*	117.3	80.4	112.6	45.4	4.6	
		有漢町有漢*	188.6	103.0	180.2	57.4	4.5	
		賀陽町豊野*	173.9	157.9	143.8	63.2	4.5	
		一	300.7	287.1	209.2	95.2	4.5	
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	148.6	113.8	139.7	63.1	4.5	
		一	114.3			55.7	4.5	
		灘崎町片岡*	119.3	70.1	112.7	70.5	4.5	
		船穂町船穂*	110.0	81.0	104.9	33.8	4.5	
5川県	5強	土庄町甲	324.0	297.5	156.7	108.7	5.0	1
	5弱		146.5	145.5	99.3	28.3	4.7	1
		香川池田町池田*	164.1	123.0	157.9	59.0	4.7	1
		庵治町役場 *	107.1	76.4	101.2	47.6	4.6	1
		観音寺市観音寺町	112.1	108.2	101.1	31.0	4.5	1
		香川国分寺町新居*	127.4	82.6	124.0	33.7	4.5	1
		香川三野町下高瀬*	120.7	67.3	110.9	35.8	4.5	1
		豊中町本山*	110.6	72.7	89.8	29.1	4.5	1
兵庫県	5弱	津名町志筑*	100.7	81.9	97.9	31.5	4.7	1
大 <u>岸</u> 来 広島県	5弱	広島高野町新市*	344.4	51.0	37.0	01.0	4.9	†
	- 99	福山市駅家町*	211.9				4.8	
		広島大崎町中野*	323.2				4.8	1
			165.7				4.6	1
			116.9				4.6	1
		<u></u>						
	- 22		206.9	57.5	44.6	15.6	4.5	1
恵島県	5弱							

^{*} は地方公共団体の観測点、それ以外は気象庁の観測点

(財)日本気象協会発行「気象」2000年12月号(No.524)より転載

2 地震の特徴と被害の概要

1 地震の特徴

震度分布から、今回の地震の特徴が見えてくる。

- (1) 山間部の日野町と沿岸部の境港が「震度6強」を記録している。
- (2) 震度の大きな地域が岡山県から四国まで、南側に広がっている。
- (3) 松江、鳥取、出雲など、震源までの距離が近いのに震度が小さい。

被害は震度6の地域に集中している。マグニチュード7.3の大地震にしては被害が少ないのは、発生時間が午後1時30分、震源が山間部で激震域も都市部でなかったことが原因の1つである。被害の種類は、家屋の倒壊、山間部での斜面崩壊、落石などの地震動による被害と沿岸部での液状化現象による地盤災害がある。前者は日野町黒坂、下榎地区、西伯町、溝口町などが大きな被害を出したが地盤が比較的良かったために、全壊になるべきところが半壊になっていると推察される。しかし、山間部を走る道路、鉄道は大きな被害を受け、不通箇所が多く出た。境港市、米子市では都市型の被害が出ている。港湾岸壁の崩壊、マンホールの抜き上がり、電信柱の沈下など、またライフラインの被害が随所に見られる。

(鳥取大学工学部教授 西田良平氏記述による)

2 被害の概要

米子市における被害は、弓浜地区を中心とした液状化現象あるいは地盤の影響と推測される住宅被害、また、成実・尚徳・五千石地区から陰田町にかけての敷地内の水、土砂の噴出また敷地の地割れによる家屋の傾斜、傾斜地における石垣あるいは擁壁の崩壊による家屋の傾斜等の住宅被害が顕著といえる。特に、液状化現象による安倍彦名団地及び富益団地における住宅被害や吉谷、榎原地区などの傾斜地における住宅被害は象徴的である。

また、特殊な要因によるものでは、大沢川管きょの影響と思われる住宅被害も特徴の一つと考える。

住宅以外の被害では、彦名干拓地が液状化現象によりかなりの被害を受け、米子水鳥公園のネイチャーセンターも大きな被害を受けた。また、公共施設では、学校、公民館、保育園、道路、河川、港湾、公園、水道、下水道など広範囲で甚大な被害が発生している。

この地震による被害の特徴としては、弓浜地区を中心に予想はされていたものの液状化現象によると推測されるものが広範囲にわたったこと、また、震源地に近い成実、尚徳地区などの南部地区での被害が大きかったことであるが、『阪神・淡路大震災』のような火災・死亡・行方不明者がなかったことは幸いであった。

特に、火災が発生しなかったことが人的被害が広がらなかった大きな要因と考えられるが、住宅被害の特徴として倒壊した住宅が少なかったともいえる。老朽化した納屋などは倒壊したものがあったが、住宅部分は被害を受けても倒壊はしなかったものが大多数である。

したがって、逆に外観だけではわからない被害の大きさが今回の住宅被害の特徴であり、それが市内の広範囲で発生していることから復旧には相当の日数がかかることが予想される。

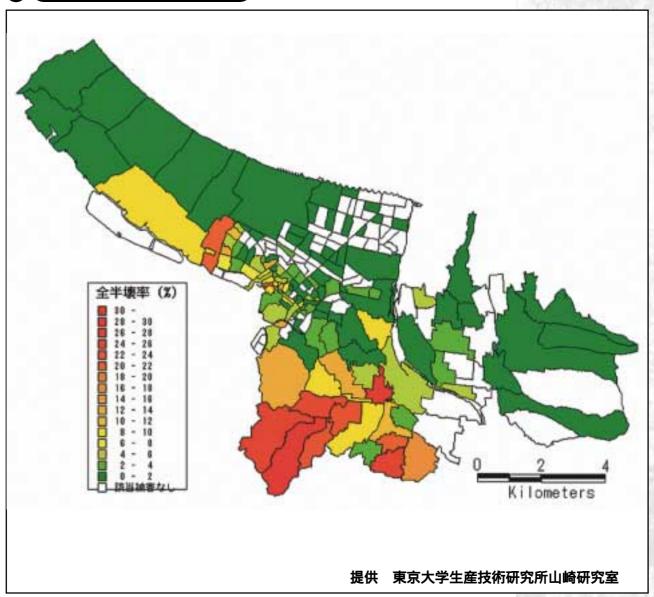
このたびの震災においては、被災者の生活再建には住宅再建が不可欠であることから、全国で初めて住宅復興への新たな補助制度を鳥取県とともに創設し、復興に向けて取り組んでいるところである。

被害状況

(平成13年12月末現在)

死 者 人 0 行方不明人 0 重傷人 8 軽傷人 8 検 103 使 112 大 112 112 112 112 112 112 112 112 112 113 114 114 115 115 114 115 115 115 115 115 115 115 115 115 115 <th< th=""><th>- 69 (23) 0 1 25 1</th></th<>	- 69 (23) 0 1 25 1
大 重 傷 人 8 軽 傷 人 8 棟 103 全 壊 112 港 流 か所 大 清 掃 施 設 か所	(23) 0 1 25 1
重 傷 人 8 軽 傷 人 8 棟 103 全 世帯 112 港 湾 か所 清 掃 施 設 か所 が け ず か所	0 1 25 1
棟 103 全 溝 掃 施 設 か所 がけくずれ か所	1 25 1
全 壊 世帯 112 ぞ が け く ず れ か所	25 1
全 壊 世帯 112 がけくずれ か所	1
人 284 鉄道 不通 か所	
	0
棟 1,087 被害船舶隻	J
住 半 壊 世帯 1,177 水 道 戸	825
	143
棟 5,900 他 電 気 戸	0
一部破損 世帯 6,056 ガ ス 戸	44
人 18,534 プロック塀等 か所	
棟 0 空 港 か所 1	(23)
家 床 上 浸 水 世帯 0 都 市 施 設 か所	244
人 0 火 建 物 件	0
棟 0 ½ 危 饷 物 件	0
床 下 浸 水 世帯 0 生 そ の 他 件	0
人 0 津 波 の 有 無	無
非住家 公共建物 棟 3 リング 世帯数 世帯 その他 棟 319	,288
その他棟 319 人 3	3,858
	設置
	設置
流 失 ・ 埋 没 ha 80	有
	ベ1,659
文 教 施 設 57 団員 の	ベ903
の 病 院 - 隊員	90
他 道 路 322 自衛隊の出動状況 機材 車	画面12

2 米子市における建物被害分布図



3 町別被害状況(五十音順)

	町名	全壊	半壊	一部損壊
あ	青木	0	12	53
	赤井手	0	0	5
	朝日町	1	0	14
	愛宕町	0	0	8
	安倍	8	111	95
L١	石井	0	28	101
	泉	0	3	35
	一部	0	0	5
	今在家	0	2	11
	岩倉町	0	9	10
	陰田町	1	25	62
ぅ	内町	1	11	14
	浦津	0	0	18
え	榎原	0	21	103
お	大崎	3	6	109
	大篠津町	2	12	91
	大谷町	0	2	21
	大袋	0	1	14
	岡成	1	1	24
	奥谷	2	22	67
	尾高	0	4	102
	尾高町	0	9	24
か	皆生	0	3	95
	皆生温泉	0	1	39
	皆生新田	0	1	23
	角盤町	1	11	72
	兼久	0	20	30
	上安曇	3	9	14
	上後藤	6	11	144
	上新印	0	0	5
	上福原	0	2	141
	加茂町	1	10	26
	蚊屋	0	3	52
	河岡	0	2	87
	河崎	0	13	233
	勝田町	0	7	26
	観音寺	0	9	20
ㅎ	祇園町	2	18	67
	義方町	0	15	19
	錦海町	0	0	25
<	日下	0	0	18
	車尾	1	13	116
	熊党	1	6	19
	久米町	0	1	9
こ	糀町	0	9	37
	紺屋町	0	1	21
	古豊千	0	2	42
2	三本松	0	1	62
し	塩町	0	0	5
	下安曇	2	3	10
	下新印	0	3	18
	下郷	0	0	6
	昭和町	0	1	22
	新開	0	1	27
す	未広町	0	1	8
	諏訪	0	0	28
世	石州府	0	0	4
た	大工町	0	0	7
	高島	0	2	10

(平成13年12月末現在)

		人		3年12月本坑住)
_	町名	全壊	半壊	一部損壊
た	立町	5	9	47
ち	茶町	0	2	7
て	寺町	1	3	10
	天神町	1	4	21
۲	道笑町	4	5	78
	富益町	3	24	176
な	永江	4	19	172
	中島	0	0	95
	長砂町	0	5	50
	中町	0	4	6
	奈喜良	0	32	46
	<u> </u>	6	32	60
E			19	30
ľ	新山	0		
	錦町	1	15	72
	西倉吉町	2	3	11
		0	2	15
	西福原	0	6	173
	二本木	1	2	22
は	博労町	1	11	57
	橋本	2	23	62
	旗ヶ崎	16	93	319
	花園町	0	10	18
ひ	東倉吉町	0	0	10
	東町	0	7	17
	東福原	0	6	136
	東山町	0	0	14
	東八幡	0	3	19
	彦名町	5	106	251
	日野町	0	2	6
	日ノ出町	0	0	28
	日原	1	5	26
ıζı	福市	2	37	204
	福万	0	4	63
	富士見町	0	2	26
	古市	1	21	13
^	別所	1	6	21
ほ	法勝寺町	0	5	14
ま	万能町	1	1	9
み	水浜	0	0	3
-,	三旗町	0	2	18
		0	7	31
* >	宗像	1	3	37
むめ	 明治町			
כש		0	0	8
14	目久美町	0	7	41
ゃ	弥生町	0	0	0
	八幡	0	0	20
ょ	陽田町	0	0	27
	吉岡	0	0	27
	葭津	1	4	34
	吉谷	4	20	45
	四日市町	0	1	11
	米原	0	5	133
		1	25	137
IJ	流通町	0	0	0
.,	一 加	1		260
+			14	
ゎ	和田町	1	13	91
	合 計	103	1,087	5,900



人災害対策本部の設置と職員配備体制

H12.10. 6	13:40	災害対策本部の設置
		第2配備体制とする
	16:00	第3配備体制(全員体制)に移行
10. 8	17:00	夜間の職員配備を1/2体制とする
10.13	17:00	夜間の職員配備を50人体制とし、建設部、下水道部
		及び水道局は状況に応じた体制をとることとする
10.20	17:00	第1配備体制に移行
		他の職員は自宅待機とする
11. 6	9:00	災害対策本部を『米子市災害復興本部』へ移行
		第1配備体制を解く
		ただし、全庁協力体制は引き続き堅持する
12.19	6:18	震度4の地震発生
	6:45	災害対策本部設置 被害なし
	9:00	災害対策本部解散
H13. 2.11	9:17	震度4の地震発生
	9:30	災害対策本部設置 被害なし
	11:00	災害対策本部解散

災害対策本部決定事項の職員への周知(庁内広報を7回発行)

災害対策本部決定(No. 1)

平成12年10月13日 10:00現在

全 職 員 災害対策で庁外へ出動する場合は、必ず「米子市]の腕章をつける こと。なお、腕章は、総務課に置いてあるが、数に限りがあるため、 返却すること。

窓口必置 災害関係相談窓口は、全庁内で土・日曜日も受付を行います。 現在、1階正面玄関前では災害総合相談窓口が開設されており、リ災 証明書受付、商工関係相談、住宅相談があります。また、相談内容によって関係 課で対応することになります。

所属長 阪神・淡路大震災の記録が総務課に置いてあるので参考にしてくだ さい。

(記録のリスト)

- ・阪神・淡路大震災 神戸の生活再建・5年の記録
- ・阪神・淡路大震災 兵庫県1年の記録
- ・阪神・淡路大震災 兵庫県1ヶ月の記録
- ・阪神・淡路大震災と神戸市の税務対応ほか税務関係資料
- ・阪神・淡路大震災に係る民間宅地擁壁復旧事業の記録
- ・阪神・淡路大震災における災害廃棄物処理について

災害対策本部決定(No.2)

平成12年10月13日 14:00現在

全 職 員

「米子市建設業協議会」が、10月14日(土)から家屋修繕の紹介・ 見積り等の相談窓口を開設します。

場 所 市役所正面玄関

受付時間 9:00~17:00

市営住宅空き状況

入居可能住宅数 26戸(一部修繕中) 今後、修繕が進めば増える予定 原則、家屋が倒壊する危険がある方が対象

窓口必置			

所属 長

災害対策本部決定(No.3)

平成12年10月17日 18:00現在

全 職 員

被害を受けた世帯に対し見舞金を支給

地震によって住家が半壊以上の被害を受けた世帯に対して米子市 から見舞金を支給。

参考:鳥取県からは、一律2万円を支給。支給方法等は不明。

被害の程度	米子市	鳥取県
住家が全壊した世帯	2 万円	2 万円
住家が半壊した世帯	1万円	2 万円

問合わせ先 長寿社会課(内156)

損壊家屋解体相談室を開設

地震によって大きな被害を受け、居住困難・修理不能となった家屋等の解体・ 撤去を市が行うことになり、10月17日(火)から当分の間は、203会議室に 相談窓口を置きます。

注意:対象家屋等... 企業が設置する事業所及び公共公益的施設を除く 単独の門、塀を除く

問合わせ先 損壊家屋解体相談室(内203、直22・5182)

応急危険度判定業務の終了

地震発生直後の応急対応の一環として、被災建築物の安全性の判定を応急的 に実施してきましたが、地震発生後10日間が経過した現在、危険度判定の申込 みが減少してきたため、当初の目的を達成したものと判断し、10月20日(金) をもって終了します。

なお、住宅相談窓口は、継続して相談を受けます。

問合わせ先 建築指導室(内236)

災害対策本部決定(No.4)

平成12年10月19日 18:00現在

全 職 員

災害復旧相談室の設置について 市民の支援要請に対して総合的に対応するために401会議室に 「災害復旧相談室」を設置します。

相談室が取り扱う復旧対策

建設部・都市開発部	市営住宅への受入れ
	住宅再建公的扶助(住宅関連、石垣関連)検討中
市民環境部	損壊家屋解体撤去の受付
福祉保健部	災害救助法住宅応急修理
	被災高齢者等生活支援検討中
	災害援護資金貸付
	被災者見舞金支給
総務部	被災者生活再建支援受付
経済部	農林水産関係の特別融資利子補給
	商工業サービス関係の特別融資

相談室の設置期間 10月23日(月)から当分の間 午前8時30分~午後5時

この相談室設置に伴い、「損壊家屋解体相談室(203会議室)」及び「地震関 連の相談窓口(正面玄関)」は、10月22日(日)までで、以後、災害復旧相 談室に吸収されます。

リ災証明受付は、これまでどおり1階・正面玄関に置きます。

災害対策本部決定(No.5)

平成12年10月20日 12:00現在

全 職 員

職員配備体制について

本日(10月20日)午後5時から第1配備体制になります。 なお、職員はいつでも連絡のとれる体制でお願いします。

災害対策本部決定(No.6)

平成12年10月31日 15:00現在

全 職 員

災害復旧相談室の専任体制について

災害復旧相談室が11月1日(水)から専任体制となり、次のとおり、

それぞれの業務について専任で担当することになります。

なお、編成式は、1日午前8時20分から401会議室で執り行われます。

相談室専任担当者

	総務	課	情報管理室長	安	田	秀	樹
	"		法制係長	大	江	淳	史
総務部及び	職員	課	主 任	永	瀬	良	太
委員会等	会 計	課	主 任	奥	谷		剛
	議会事務	易局	主 任	恩	田	英	基
	農業委員会事	務局	主 任	幅	田		隆
	市民	課	主 任	瀬	尾	尚	史
市民環境部	環境	課	主 任	Ш	井		博
	清 掃	課	庶務係長	政	木	人	巳
	福 祉	課	保護第一係長	松	本		剛
	長寿 社会	課	主 任	福	田	順	_
福祉保健部	"		主事	森	Щ	有	子
	健康対策	課	保健係長	松	浦	裕	美
	とっとりコンベンションビ:	1-D-	企 画 課 長	前	谷		覚
建設部	建築	課	主 任	前	田	真	_
发 以 引	"		技 師	松	本		知
都市開発部	都市計画	課	指導係長	臣	下		徹

災害対策本部決定(No.7)

平成12年11月6日

全 職 員

米子市災害復興本部の設置について

鳥取県西部地震における緊急課題である災害復興対策に的確に対応 するため、災害対策本部に切り換えて、新たに災害復興本部を設置しました。

- ・設置日 平成12年11月6日(月)
- ・本部長 市長
- ・副本部長 助役
- ·本部付 収入役
- ・本部員教育長、水道事業管理者、各部長

「災害復旧相談室」は、引き続き市役所4階401会議室において市民の 皆さんの相談に応じています。

災害対策本部会議

H12.10. 6 17:00 被害状況について 職員の配備体制について(第3配備体制・全員体制) 情報収集について 10.7 8:00 被害状況について 職員の配備体制について 避難状況について 自衛隊との合同被害調査について 不燃ごみの取扱いについて 市長訓示「応急復旧に全力で従事せよ」 17:00 被害状況について 職員の配備体制について 避難状況について 不燃ごみの収集について 水道、下水道等の応急対策について 学校の休校、保育園の開園について 10.8 8:00 被害状況について 避難状況について 防水シートの配布について 避難所の取扱いについて 避難者の情報確認について 便乗値上げについて 災害救助法による応急修理等のチラシ配布について 15:00 悪徳商法について 危険箇所のパトロールについて 避難所対応への消防団の協力について 職員の配備体制について(夜間の職員配備を1/2体 制とする) 避難者への入浴サービスについて 10.9 10:30 大雨の被害状況について ***** 10.9 6:28 **大雨洪水警報発令** 10:15 " 18:20 大雨注意報 解除 吉谷団地の避難について

個人財産への対応について

避難所の設置について(今週一杯はそのまま)

	消防団の協力は、11日まで
	安倍彦名団地、富益団地への対応について
	市営住宅への受入れについて
10.10 9:30	災害弱者への対応について(自治会長を通じてニー
	ズの集約)
	相談窓口の設置について
	市長の市民への無線放送について
	富益団地への対応について
	建物応急危険度判定について
	消費生活相談について(屋根工事、防水シート張り)
	災害弔慰金の支給に関する条例について
	吉谷団地への対応について(応急措置実施)
	り災証明の家屋調査について
10.11 13:00	市民への広報について(被災者支援について)
	住宅相談窓口の設置について
	義援金の受入れについて
	避難所の開閉について
	民有地の対応について
	不燃物の搬入について
10.12 9:00	被害状況について
	災害に係る補正予算について(10月13日 臨時議会)
	谷農林水産大臣、石破政務次官の視察について
	議会各派からの要望について
	県知事からの伝達事項について
	水道断水箇所なし
	自治会への困り事の取りまとめについて
	ボランティアセンターとの連携について
	防水シート張りの自衛隊派遣について
	広報チラシの配布について
	本部会議の開催について(9時、13時、17時)
16:00	避難所の体制について(消防団の協力16日まで延
	長)
	避難者への聞き取り調査について
	防水シート張りの自衛隊派遣について
	ボランティアセンターへの職員派遣について

家屋解体事業について り災証明の受付けについて 皆生温泉のキャンセルについて 神戸市からの来庁について 専決事項について 10.13 9:00 宗像椎木谷団地の避難勧告について 自衛隊による防水シート張り実施について 税、保険料、使用料等の減免に関する関係課会議に ついて 災害対策本部情報について 相談窓口の閉庁日の対応について(当分の間開ける) 13:00 建物応急危険度判定について 市建設業協議会の窓口への人員派遣について 祇園町の事故に係る通行止めについて り災証明、り災届出証明の受付けについて 農林水産大臣への要望について 建物確認について 見舞金の支給について 生活支援策の実施について 災害救助法の適用期間の延長について 区画整理事業の仮設住宅の利用について 県住宅供給公社のボーリング調査について(安倍彦 名、富益団地) 夜間の職員配備を50人体制とし、建設部、下水道部 17:00 及び水道局は状況に応じた体制をとることとする 土曜、日曜の窓口の開設について 土曜、日曜の本部会議について(10時) 見舞金について 夜間の職員配備体制について 10.14 10:00 見舞金について(全壊2万円、半壊1万円) 明道公民館での避難者の転倒事故について 自衛隊防水シート張り作業終了について 建物応急危険度判定について 生活相談窓口について

自治会に依頼した困りごと集約の状況について

	17:00	不燃ごみの収集、搬入について
		倒壊家屋の解体処理事業について
		見舞金の広報について
10.15	13:00	倒壊家屋解体相談室の設置、職員配備について
		夜間の職員配備体制について
		青木地区避難勧告について
		り災証明受付窓口の職員配備体制について
10.16	9:20	避難所の統合について
		高齢者生活支援事業について(小修繕、清掃等)
		廃棄物の搬入について
		倒壊家屋解体撤去について
		応急の工事について(安倍彦名、富益団地等)
10.17	13:00	避難所の統合について(10月18日~東山合宿所)
		余震活動について
		り災証明の受付状況について
		り災判定業務へ鳥取市からの応援について
		県の実施事業について
		全半壊家屋の再建に対する補助金(10月17日 読売
		新聞)について
		市営住宅の入居状況について
		建物応急危険度判定の終了について(10月20日 終
		了予定、 855 件、未 78 件)
		高齢者等生活再建支援補助金交付要綱について
		総合窓口の開設について(401会議室に統合)
		皆生温泉のキャンセル状況について
		水鳥公園について
10.18	10:00	避難所の開設状況と統合について
		対応状況について(記者発表資料)
		各種制度について
		り災証明認定業務の状況について
		家屋解体撤去事業について
		住宅復興補助制度(住宅、石垣)について
		城山の措置について
10.19	14:10	被害状況について
		災害復旧相談室の設置について(10月23日から1Fリ

災証明以外の窓口を4階401会議室へ統合) 各部責任者の設置について 本部会議の情報を各課へ徹底することについて 被害状況の報告について 国への要望について 住宅復興補助制度について 被災者への支援制度への追加、訂正について 錦海団地の分譲延期について 税務署、財務事務所からの住宅提供について 水鳥公園の復旧工事について 臨時議会について(11月6日 10:00開会予定) 10.20 11:00 職員の配備体制について(第1配備体制に移行) り災認定、解体の現地確認への建築士の協力につい τ 城山復旧工事について 災害査定への動員について 広報について(新聞折込でチラシ配布) 大沢川暗きょ周辺の調査について 10.23 9:15 **被害状況について** 広報について(10月25日 新聞折込でチラシ配布予定) 災害復旧相談室の設置について(本日の午後から、 人員21人) リ災証明受付窓口9人 総合窓口6人 り災証明に係るり災認定の基準について 大沢川暗きょ周辺の調査について 明日以降の本部会議の日程について(必要に応じて) 10.30 9:50 被害状況について 被災者支援制度について り災証明の認定基準について 中の海2区自治会からの陳情書について 住宅復興補助制度(50万円未満の本人負担検討)に ついて 11.2 9:00 被害状況について ***** 11. 2 4:00 大雨洪水暴風警報発令 11:45 解除

		臨時議会議案について
		災害対策本部から災害復興本部への移行について
		(11月6日 9:00 予定)
		避難所の閉鎖について
		災害復旧相談室の土、日、祝日の開設について
		被災高齢者等生活支援事業について
		住宅復興補助制度について
		制度の周知、広報について
		減免の取扱いについて
11. 6	9:00	『米子市災害復興本部』へ移行
11. 7	9:00	り災証明の判定基準について(一次、二次、再審査の
		基準 11月8日 再審査の申請受付開始)
		倒壊家屋解体処理事業実施要綱について
		住宅復興補助制度について
		相談室の変更について
		崎津七区自治会の陳情書について
		尚徳地区自治連合会の要望について
		支援制度の広報チラシについて(11月中旬発行予定)
11.27	9:30	被害状況について
		り災証明の発行状況について
		税、料、使用料等の減免について
		住宅の液状化被害に対する助成について
		災害復旧相談室の土、日、祝日の開設について(11月
		末で終了)
12.19	6:18	震度4の地震発生
	6:45	災害対策本部設置
		被害情報なし
	9:00	
12.25	9:30	
		5日施行)
		家賃負担軽減補助金について(2月1日施行)
		旧加茂川周辺まちなみ保存について
		災害復旧相談室の体制について
H13. 2.11		
	9:30	災害対策本部設置

		被害情報なし
	11:00	災害対策本部解散
2.19	9:30	倒壊住宅解体支援事業について(3月1日~3月30
		日受付け)
3.24	15:28	芸予地震発生 震度3
	15:45	災害対策本部設置
		被害情報なし
	16:30	災害対策本部解散
7.16	9:30	災害見舞金の取扱について
		(3月末までのり災証明申請分に限ることに決定)
		義援金について
		(6月16日 配分委員会において二次配分額が決定。
		10月5日までのり災証明申請行分まで対象とするこ
		とに決定)

選難所の開設

H12.10.6 16:00

公民館(26か所)を避難所として開設することに決定 職員2~4人を配置するとともに、毛布(841枚)を配布し、保健婦 の巡回を開始

(1) 収容人数 震災当日 358 人 (ピーク時 671 人 10 月 8 日夜)

(2) 避難所数 震災当日 15 か所 (ピーク時 25 か所 10 月 7 日)

10月18日 午前 全員退所

10月18日 午後から東山合宿所1か所のみとする

避難所の収容状況

No.	避	難	所		実避難者数(人)	10月6日	10月7日	10月8日	10月9日	10月10日
1	明道	公	民	館	83			61	20	21
2	就将	公	民	館	33	24	24	5	5	3
3	啓 成	公	民	館	38	6	11	20	20	12
4	義方	公	民	館	61	21	12	40	42	25
5	住吉	公	民	館	110	52	50	74	24	20
6	車尾	公	民	館	11	6	7	3		
7	福生勇	東 公	民	館	44	16	14	27	16	23
8		西 公	民	館	3		3	3	3	
9		東 公		館	0					
10		5 公	民	館	2		2			
11	加茂	公	民	館	20		4	19	9	
12	河崎	公	民	館	24		8	10	14	
13	彦名	公	民	館	13		10	3	3	
14	崎津	公	民	館	11	4	6	9	2	5
15	和田	公	民	館	3			3	3	3
16	富益	公	民	館	4	4	4			
17	夜 見	公	民	館	10			4	6	
18	大篠湾	聿 公	民	館	13	8	10	10	10	9
19	成実	公	民	館	83	33	23	46	11	2
20	尚徳	公	民	館	38					
21	五千石			館	39	25	27	25	9	1
22	日 新	公	民	館	124	52	41	110	54	52
23	巌公	·	民	館	0					
24	春日	公	民	館	0					
25	大 高	公	民	館	0					
26	県 公		民	館	3		3			
27	旗ヶ崎				8		8	8		
28	和田中				16			12	16	7
29	ふれる			里	46			31	14	18
30	尚徳	小	学	校	64	42	56	70	70	60
31		也区		館	32	18	24	30	27	
32	永江 2 l				47	47	47	18		
33	緑ヶ丘				28		28	9		
34	永江 5		集会	所	15		15	14		
35	前田	隣	保	館	5		5	4		
36	朝日町				4			3	4	4
37	上後藤				15					15
38	吉谷 2	区		館	15					3
	合		計		1,065	358	442	671	382	283

(3)消防団の協力 10月8日夜から10月16日午前8:30まで避難所要員 を配置

11. 2 17:00 避難所閉鎖

10月11日	10月12日	10月13日	10月14日	10月15日	10月16日	10月17日	10月18日	計
8	3	3	2	2	24	21		165
2								63
10	8	5	3	1				96
21	23	23	23	14				244
14	11	10	5	8	9	2		279
								16
15	14	12	4	4	2	1		148
								9
								0
								2
								32
								32
								16
3	3							32
3								12
								8
								10
0	6	6						59
								115
		10	10	10	8			38
1	1	1	1	1				92
51	34	29	18	6	5			452
								0
								0
								0
								3
								16
								35
8	14	10	7	6				108
55	17							370
								99
								112
								37
								29
								9
								11
15								30
6	0	15						24
212	134	124	73	52	48	24	0	2,803



10月6日から10月18日まで、各避難所へ弁当、パン、おにぎり等、計5,445食 を供給した。

避難所別食糧の供給状況

梅山田へなむ	1	0 月 61	П	1	0 月 7 日	3	1	0 月 8 日	∃	1	0月9日	∃	10	月 10	Image: square of the square of	10	月11	日	10	月 12	日
炊出場の名称	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜
車尾公民館			4	5	0	6	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
福生東公民館			7	12	5	8	14	2	3	30	12	13	16	14	14	22	12	10	14	8	ļ
福生西公民館			0	0	0	6	3	1	3	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
福米東公民館			0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福米西公民館			0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
加茂公民館			42	42	0	2	6	4	3	20	7	8	11	4	4	7	3	4	5	2	
河崎公民館			0	6	4	4	0	2	0	13	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	
住吉公民館			42	40	26	42	40	12	32	90	13	48	21	11	13	20	0	20	15	1	1
彦名公民館			0	0	0	10	10	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
崎津公民館			1	2	0	8	7	2	1	9	3	2	4	0	1	5	0	5	3	1	
大篠津公民館			6	8	6	9	8	1	9	12	5	6	11	1	4	0	0	3	8	0	
和田公民館			0	0	0	6	0	0	0	5	2	2	3	0	5	3	1	1	2	0	
富益公民館			3	3	2	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
夜見公民館			0	0	0	5	2	3	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
成実公民館			36	40	16	16	12	3	8	48	11	18	12	12	8	5	4	3	1	0	
尚徳公民館			0	0	0	2	0	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
日新公民館			28	37	33	39	35	6	33	91	89	38	50	33	32	33	23	33	20	16	2
五千石公民館			25	23	3	18	19	0	18	25	2	27	9	0	5	1	2	2	1	1	
巌公民館			0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
春日公民館			0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
県 公 民 館			0	1	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大高公民館			0	0	0	9	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
啓成 公民館			4	8	13	8	4	18	3	15	18	11	10	0	8	10	3	13	7	3	
明道公民館			12	23	18	23	23	12	17	55	22	26	20	5	2	1	5	7	4	1	
義方公民館			13	10	12	19	21	4	8	29	15	18	19	5	26	23	12	17	14	14	1
就将公民館			22	22	1	6	3	16	2	4	3	3	4	5	4	2	3	0	0	0	
尚徳小学校			40	52	52	43	55	16	53	72	38	55	50	9	21	58	5	13	17	4	
陰田地区会館			18	18	0	28	20	0	6	27	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
永江2区東集会所			47	47	70	80	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
緑ヶ丘集会所			0	11	5	15	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
永江5区集会所			0	13	15	20	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
前田隣保館			0	0	0	0	5	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
旗ヶ崎1区公民館			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
朝日町2区集会所			0	0	0	0	0	0	0	6	1	1	2	2	0	0	0	0	0	0	
ふれあいの里			0	0	0	0	0	0	0	29	14	13	14	3	8	18	4	18	9	2	1
和田中央集会所			0	0	0	0	0	0	0	16	0	1	7	0	0	0	0	0	0	0	
上後藤2区公民館			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	13	0	0	0	
吉谷2区公民館			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	4	0	0	
東山公園合宿所			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計			350	423	281	449	343	144	199	602	300	295	263	104	155	225	94	153	120	53	

中午 中村 田 ノ	A +1	B	月 18	10	B	月17	10	日	月16	10	B	月 15	10	3	月14	10	8	月 13	10
実支出額(円)	合 計	夜	昼	朝	夜	昼	朝	夜	昼	朝	夜	昼	朝	夜	昼	朝	夜	昼	朝
10,489	20		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
155,230	296		1	1	1	0	5	5	0	5	3	5	7	7	3	8	8	5	11
8,915	17		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,049	2		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,049	2		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
95,970	183		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
23,075	44		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
334,585	638		11	11	11	13	13	13	0	9	4	3	6	11	1	8	13	0	10
12,586	24		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31,466	60		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
51,918	99		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
15,733	30		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,342	14		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8,391	16		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
132,680	253		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
67,127	128		0	0	0	0	0	0	6	7	10	10	13	10	2	4	10	0	10
448,385	855		0	0	0	2	2	2	0	4	5	6	17	21	15	19	28	13	24
101,214	193		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	1	2	2	1
1,049	2		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,049	2		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,622	5		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,866	15		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
93,872	179		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	3	0	2	3	0	5
157,853	301		0	0	0	0	0	0	0	2	3	1	1	3	2	2	2	2	3
242,285	462		0	0	0	0	0	0	11	13	12	13	15	13	11	23	19	12	24
52,443	100		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
342,451	653		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75,518	144		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
140,546	268		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22,026	42		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33,563	64		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,293	12		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,293	12		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
120,618	230		0	0	0	0	0	0	0	4	8	6	8	11	3	11	15	5	15
12,586	24		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13,635	26		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15,734	30		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,855,506	5,445		12	12	12	15	20	20	17	44	46	44	69	80	39	78	100	39	129

被災市民への主な対応

1 安否確認

平成 12年 10月 6日地震発生直後、以下のとおり安否確認を行った。

対 象	内 容	
高齢者、障害者等	電話確認	237 件
	訪問確認	9件
	民生委員による確認	28 件
社会福祉施設	市内6施設に電話確認	
在宅障害者	視覚障害者福祉協会等	に電話確認

2 災害弱者への対応

生活全般に困難を抱えている災害弱者を把握した。

- 10月10日 「高齢者等の困り事」自治会長に取りまとめを依頼
- ・屋根の防水シート張り

日時	内 容
H12.10.13	23世帯(自衛隊90人) 6世帯(消防局)
10.15	10世帯(消防局)

・片付けなど

米子市災害ボランティアセンターに市職員2人を配置して情報提供等をし、協力を得た。

3 危険箇所周辺住民に対する避難勧告等

	地	X	月	日	世帯等	内容				
吉	吉 谷 団 地 H12.10.8~9 18世帯41人		18世帯41人	石垣崩落の危険のため自主避難を呼びかける						
宗	宗像椎木谷団地 10.12		3世帯8人	石垣崩落の危険のため避難勧告						
	11.16		2 世帯	勧告解除						
	12.22		1 世帯	勧告解除						
青	木 10.14 2世帯8人 石垣崩落の危険のため避難勧告		石垣崩落の危険のため避難勧告							
			11	. 3	"	勧告解除				

防水シート等の配布状況

日 時	品名及び数量	状 況
H12.10. 7 21:00	防水シート2,000枚	鳥取県から到着。
10. 8	II .	被害を受けた住宅の屋根の応急対策として、職員100人(50組)で各校区ごとに無料配布。
10.11	″ 600枚	米子市で購入し、市民コーナーで無料配布。
10.12	〃 800枚	II .
	土のう袋 10,000枚	II .
10.31		市民コーナーでの無料配布終了。
合 計	防水シート 3,400枚	、土のう袋 10,000枚

5 市営住宅への受入れ状況

1年間家賃無料、その後は市営住宅の入居資格に照らして判断した。

(9月末現在)

区分	住宅名	入居世帯数	(ピーク時3月31日)
	加 茂	0	(8)
	西福原	2	(2)
_	五千石	5	(5)
般	河 崎	5	(5)
XEA	青 木	5	(7)
世	上 福 原	1	(1)
	富益	2	(3)
帯	安倍彦名	2	(5)
向	万 能 町	0	(1)
, ,	富士見町	0	(1)
	錦海町	1	(2)
単身向	五千石	1	(2)
合	計	24	(42)

6 被災による不燃ごみの特別収集

持ち出しの場合...H12.10.12 ~ 15

自己搬入の場合...H12.10. 9 ~ 15 下水道部内浜処理場地内に集積所開設 収 集 対 象…瓦、ブロック、ガラス、トタン、花瓶、食器等

緊急情報の提供

内容	情報提供の手段
被災による不燃ごみの特別収集について H12.10.8 家屋修理、シート販売に関する悪質商法について 10.9 災害救助法による住宅の応急修理について 10.9 *81ページ~83ページで掲載	自治会を通じてチラシ配布 (41,300部)
鳥取県西部地震で被災された方へのお知らせ 10.13 各種支援制度について(No.1) 10.25 各種支援制度について(No.2) 11.16 *84ページ~89ページで掲載	新聞折込で配布(68,500部) 各公民館で配布(2,000部) 点字、録音版による配布(80部) 窓口配布
市長から市民への呼びかけ 火の取扱いの注意について 余震への注意について 小中学校の休校について 家屋修理、シート張りなどに関する悪質商法について 相談窓口の土日受付けについて 新聞折込でのチラシ配布について 倒れた電柱の注意について 水道復旧状況について 余震、大雨、土砂崩れの注意について ボランティアについて	防災行政無線による広報
被害状況について 避難状況について 各種支援制度について 災害に備えて 現金、貯金の払い出しについて…*90ページで掲載	ホームページによる広報 Pクセス件数 (参考)ホームページアクセス件数推移 10000 9810 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
*91ページ~100ページで掲載	「広報よなご」による広報 (11~9月号)
住宅復興補助申請の期限について	テレビスポット(H13. 9月)

8 災害救助法の適用

災害救助法の適用に伴う一定条件による住宅の応急修理等の事務の委任を受けた。(H12.10.6 22:35)

9 被災者再建支援法の適用

全壊 10 棟以上の要件を満たしたため、10 月 6 日にさかのぼり適用された。(H12.10.11 告示)

10 鳥取県消防防災ヘリコプターの要請

米子城址の応急措置のため、土のう 200 個を運搬した。(H12.10.16)

11 市税等の減免

固定資産税、市民税、国民健康保険料、介護保険料、保育料、水道料金、 下水道使用料、汚水処理場使用料、農業集落排水施設使用料、し尿くみ取 り手数料、市営住宅家賃などの減免を実施した。

- *減免申請期限 平成 12 年 12 月 25 日
- *減免申請期限を平成13年1月31日までとした。 (10月にさかのぼり適用)

12 各種証明手数料の免除

り災証明書の提示により、住民票の写し、所得証明、評価証明などの証 明手数料を免除した。

13 被災建築物の応急危険度判定業務

民間建築士のボランティアを中心に、鳥取県、米子市が協力し、地震発 生直後から、10月23日まで実施した。

調査結果	件数	
危 険	60件	
要注意	354件	
安 全	557件	
調査件数合計	971件	

(調査希望受付け533件)

14 被災住宅の応急修理

地震により破損した住宅の天井や壁、雨漏りなどを、業者を派遣して応 急修理した。

対象......・平成 12 年市県民税所得割が非課税である世帯

・今後収入が見込めない世帯

受付期間... 平成 12 年 10 月 10 日 ~ 平成 12 年 11 月 30 日

15 見舞金の支給

被害を受けた世帯に対し見舞金の支給を決定し、11月20日から支給を開始 した。

	米子市	鳥取県	計
住家の全壊	2 万円	2 万円	4万円
住家の半壊	1万円	2 万円	3万円

16 倒壊家屋解体処理事業

地震で、全壊又は半壊した住宅等の解体撤去を市が行うこととし、申込みを倒壊家屋解体相談室で受 付けた。(H12.11.7~12.25)

倒壊住宅解体支援事業

地震により、現に居住する住宅が全壊あるいは半壊した場合で、早期に解体を希望する方に対す る支援事業を行うこととし、申込みを倒壊家屋解体相談室で受付けた。(H13.3.1~3.30)

(住宅復興補助制度の創設

and the second s		
対象	対象経費(上限)	補助額(上限)
住宅の新築、購入又は床面積50%以上の建替え	300万円	300万円
住宅の補修又は床面積50%未満の建替え	150万円	100万円
液状化等のため住宅の基礎の復旧	150万円	116.6万円
石垣、擁壁の補修	150万円	100万円

^{*}補助金は、それぞれ県、市で負担

(ア)補助金の交付対象者

地震の被災世帯の方で、

自ら居住する住宅等の新築、購入、建替え及び補修を行う方 液状化等のため住宅の基礎の復旧を行う方 危険な石垣、擁壁の補修を行う方

(イ)補助金の対象となる工事

住宅の新築、購入又は床面積の50%以上の建替え(全壊又は半壊により、住宅を新築、購入又は 改築する場合)

住宅の補修又は床面積の50%未満の建替え

対 象 と な る も の:屋根、外壁、基礎、柱、梁、筋違い、土台、地中の給排水・電気・ガス工事、 液状化現象等による敷地の整地工事等(ただし、外壁、基礎等の軽易な修繕は 除く)

対象とならないもの : 内壁、天井、建具等及び軽易な修繕 液状化等のため住宅の基礎の復旧工事

石垣、擁壁の補修

(ウ)補助金の申請期限(カッコ内は工事完了期限)

住宅の新築又は床面積の50%以上の建替え...平成14年10月5日(平成15年10月31日) 住宅の補修又は床面積の50%未満の建替え...平成13年10月5日(平成14年10月31日) 液状化等のため住宅の基礎の復旧工事

- ・ と併用の場合...平成 14年 10月 5日 (平成 15年 10月 31日)
- と併用の場合...平成 13年 10月5日(平成 14年 10月 31日)

石垣、擁壁の補修…平成 13年 10月 5日 (平成 14年 10月 31日)

18 家賃負担軽減補助金

地震により、現に居住する住宅が全壊又は半壊した方が、地震以降に米 子市内の民間賃貸住宅を借り受けた場合、次のとおり補助金を交付した。

補助金額…家賃支払額の2分の1(月額3万円まで)

補助期間...平成 12 年 10 月 6 日 ~ 平成 13 年 9 月 30 日

19 私立中学校生徒授業料等減免補助金

地震により、現に居住する住宅が全壊又は半壊した世帯で、市内の私立 中学校に在籍する生徒について授業料等の減免を行う学校法人に対して、 補助金を交付した。

補助金額…世帯の合計所得に応じて全額から8分の1

補助期間…平成 12年 10月分~平成 14年3月分の授業料等

20 私立幼稚園保育料等減免補助金

地震により、市内の現に居住する住宅が全壊又は半壊した世帯で、市内 の私立幼稚園に在籍する園児の保育料等負担者の保育料等の減免を行う学 校法人に対して、補助金を交付した。

補助期間...平成12年10月分~平成13年3月分の保育料等

21 復興住宅資金利子補給金

住宅金融公庫等の災害復興住宅融資を受けた方に対し、当初6年間、2.1 %以内の利子補給を県が実施するのに併せ、以後の4年間の2.1%以内の利 子補給を実施する。

22 大沢川被災家屋等復興特別対策事業

大沢川暗きょ埋設時に掘削した範囲において、以下のとおり大沢川被災 家屋等復興特別対策事業を実施した。

地盤改良... 大沢川暗きょ埋設時に掘削した範囲内を、県・市で地盤改良

補助 金… 上記の掘削範囲内に基礎の全部又は一部がかかる住宅及び事 業所に被害を受けた方で、その住宅等を補修、あるいは再築 される方に対し県・市の負担で補助金を交付した。

23 被災高齢者等生活支援事業

被災された一人暮らしの高齢者、障害者、母子家庭の母等で、自宅の清 掃、小修繕等が困難な場合に、自宅での生活が可能となるよう支援した。

助成額 一世帯当たり 10万円

ボランティアを活用して実施した場合、一世帯当たり5万円

24 災害援護資金貸付金

地震により、現に居住する住宅が全壊又は半壊した世帯に対し、生活の立て直しのための資金を貸付 けした。

・貸付額

住宅が全壊の場合...250 万円以下 住宅が半壊の場合...170万円以下

被災者生活再建支援事業

被災者生活再建支援法に基づき、居住する住宅が、全壊又はこれと同等の被害を受けたと認められる 世帯(半壊で解体の必要がある場合)で、世帯全員の収入合計額と世帯主の年齢が要件に該当する場合、 都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金から被災者生活再建支援金が支給された。

支給金額は、世帯の構成等条件によって異なるが、生活必需品等の購入のための経費として、最高100 万円が支給された。

(26) 災害対策相談窓口の設置

H12.10.10 被災者への相談窓口を1階市民コーナーへ設置し、各種の相談を受付けた。

- ・災害救助法に基づく応急修理等の受付け
- ・商工・農林水産関係制度融資相談
- ・住宅金融公庫関係
- ・市営住宅への入居相談
- ・市建設業協議会の協力による工事に関する相談
- ・ り災証明の受付業務 (10月12日~)

その他 各課窓口

- ・被災者生活再建支援制度
- ·被災高齢者等生活支援事業
- ・災害援護資金貸付け
- ・母子・寡婦福祉基金貸付け
- ・住宅相談、家屋の応急危険度判定、家屋の新築及び改修等の相談
- ・損壊家屋の解体、撤去(10月17日 203会議室に相談室設置)
- ・瓦、ブロック等の不燃物の収集及び持込み

ほか

10.23 災害復旧相談室の設置

各種相談業務を集中化するため、401会議室に災害復旧相談室を統合し、当分の間、土・日、祝 日も開設することとした。

- ·被災者再建支援制度
- ・災害救助法に基づく応急修理等の受付け
- ·被災者生活再建支援制度
- ·被災高齢者等生活支援事業
- ・災害援護資金貸付け

- ・被災者見舞金
- ・母子・寡婦福祉基金貸付け
- ・商工・農林水産関係制度融資相談
- ・住宅復興補助事業(家屋の建替え、補修及び石垣、擁壁の改修)
- ・住宅金融公庫関係
- ・市営住宅への入居相談
- ・市建設業協議会の協力による工事に関する相談
- ・損壊家屋の解体、撤去
- ・税、料、使用料等の減免
- ・り災証明の受付業務については、1階市民コーナーで続行
- 11. 1 災害復旧相談室の従事者を専任制(職員17人)とした。
- 11.8 災害復旧相談室の配置変更。

り災証明の再審査請求及び住宅復興復興補助事業の受付開始に伴い、相談 室の配置を変更し、4階にり災証明再審査受付窓口を新設した。

- 11.27 相談室を4階に統合。
- H13. 1. 5 住宅復興補助事業相談窓口から、石垣、擁壁補修について都市計画課 へ移設し、減免申請期限を1月31日まで延長することとした。
- 1.15 液状化等による住宅復興補助事業相談開始。
- 災害復旧相談室の配置変更。 2. 1

・り災証明受付け 総務課へ ・り災届出証明受付け 総務課へ ・り災証明再審査請求受付け 総務課へ

・各種減免受付け

固定資産税 課税課へ

上・下水道、農業集落排水、国保、介護保険、保育料などの総合受付け 総務課へ

・住宅復興補助事業(住宅の建替え、補修、液状化)

402 会議室から 401 会議室へ

・家賃補助受付開始 401 会議室へ

- 3.1 倒壊住宅解体支援事業の受付開始(3月30日まで)
- 3.28 大沢川被災家屋等復興特別対策事業受付開始
- 7. 2 災害復旧相談室を203会議室へ移動

(27) 局地激甚災害の指定について(H13.3.14政令交付)

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)に基づく制度 であり、極めて大きな災害が発生した場合に、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、 当該激甚災害に対して適用すべき措置を併せて指定するもの。

米子市への適用

局 激 局地的な災害によって大きな復旧費用が必要となった市町村の区域を単位に指定

地方公共団体等(農業者が組織する土地改良区を含む)が行う農地、農業用施設、林道等の 復旧に対する特別の助成

		災害復旧査定額	国庫補助率	適用後補助率
農	地	320,867 千円	89.2%	97.9%
施	設	1,132,830 千円	99.3%	99.9%

28 自衛隊の支援

派遣要請

H12.10. 6 14:29 鳥取県知事から陸上自衛隊第八普通科連隊へ派遣要請

同 日 米子市被害対策本部へ第八普通科連隊から連絡要員派遣

支援活動

市内全域の被害概要を把握するため、情報連絡班とともにパトロールを実施 H12.10. 7 終日

10.13 終日 災害弱者の悩みごとアンケート(地震発生直後に自治会長へ取りまとめを依頼した

もの)で依頼があった被災した高齢者等への防水シート張りを実施

· 自衛隊員 90 人

· 実施世帯 23 世帯



提供 陸上自衛隊米子駐屯地広報室

29 米子市消防団の活動状況

平成12年10月6日から7日までは各分団ごとの警戒パトロール等、8日 から16日までは各避難所へ避難所要員として出動した。

(単位:人)

年月日 分団名	H12. 10.6	10.7	10.8	10.9	10.10	10.11	10.12	10.13	10.14	10.15	10.16	合計	避難所名
明道分団	10	2	3	7	6	6	4	4	5	5	3	55	明道公民館
啓成分団	4	3	4	9	6	7	2	4	3	2		44	啓成公民館
就将分団			4	2	2	2						10	就将公民館
義方分団	5		6	8	8	11	6	6	6	8	5	69	義方公民館
車尾分団	4	3	5	5	6	6	4	7	3	3	5	51	ふれあいの里
福生東分団	1	1	5	5	5	5	5	3	5	5	3	43	福生東公民館
福生西分団	1		2	4	2							9	福生西公民館
福米西分団		2							2			4	住吉公民館
加茂分団			4	5	4	4	4	4				25	加茂公民館
河崎分団		1	12	11	8	4						36	河崎公民館
住吉分団	5		4	10	6	8	7	3	3	3		49	住吉公民館
尚徳分団	15	5	6	10	9	11			11	11		78	日新公民館 尚徳小学校
五千石分団	10		11	14	4	3	2	2	3	3		52	五千石公民館
成実分団	8	9	4	8	6	6	10	10	6	6		73	成実公民館
巌 分 団	4	12							1	2		19	義方公民館
春日分団	6	20							2			28	五千石公民館
大高分団	6											6	
県 分 団	23						2	4				29	日新公民館 尚徳小学校
彦名分団	6											6	
崎津分団	12		11	11	5	4						43	崎津公民館
大篠津分団	20		10	12	12	12	13					79	大篠津公民館
和田分団	13	6	6	16	8	9	9		6	6		67	和田公民館
富益分団	17	7										24	
夜見分団				4								4	夜見公民館
合 計	170	71	97	141	97	98	68	47	50	48	16	903	

(30) ボランティアセンターとの連携

H12.10.7 米子市ボランティア協議会が中心となり、米子市災害ボランティアセンターを「ふれあい の里」に立ち上げた

職員を派遣し、物品の供給等を実施 10.11

10.15 米子市災害ボランティアセンター閉鎖

10.16 ~ 米子市社会福祉協議会の業務の中で、ボランティアセンターの業務を継続

ボランティア活動者数

県内居住者	498人
県外居住者	85人
合 計	583人



31 その他

小中学校臨時休校(平成12年10月7日)

皆生温泉開湯100年祭イベント開催中止(平成12年10月8日~9日)

水鳥公園…当分の間休館

美術館、山陰歴史館、図書館…12日(木)から再開

米子空港...平成12年10月11日(水)運航再開

米子市災害ボランティアセンターの活動状況

日 時	平成12年	10月7日	10 /	8日	10 月	9日	10 月	10日	10月	11日
ニーズ内容	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
聴覚障害者の安否確認	1	17					1	3		
聴覚障害者への情報提供					1	5				
部屋の片付け・掃除			1	5			4	29	3	8
家屋の修理							1	1		
墓石倒壊の修復							1	1		
庭石倒壊の修復							1	3		
液状化による泥の除去							1	2	1	10
壁・ブロック塀の撤去									2	5
瓦礫の除去・運搬									3	19
瓦の撤去									1	8
保健婦同行										
ニーズ調査活動										
電化製品の修理										
話し相手										
引越の手伝い										
避難者の送迎										
炊出し	1	15								
視覚障害者安否確認	1	10								
合 計	3	42	1	5	1	5	9	39	10	50

錦海団地分譲延期... 平成 12年11月1日分譲受付開始を、宅地への影響などの 調査のため延期した

鳥取県西部地震に関するパネル展...平成 12年 11月 20日 (月)~30日 (木) 市役所 1 階市民ホール、福山大学工学部建築学科 (中国地方基礎地盤研究会代 表)の芳賀保夫教授の提供による。パネルは全部で10枚。

「米子震災フォーラム」~鳥取県西部地震の教訓を活かして~を開催

日時:平成13年2月6日(火)~7日(水)

場所:米子コンベンションセンターほか

内容:鳥取県西部地震の対応を検証し、課題、問題点について議論した。 分科会

初動体制のあり方

被災者の生活支援 - 住宅再建支援 -

ライフラインの確保 - 水道の応急対応 -

災害時におけるメンタルケア - 保健活動の役割と課題

災害時におけるボランティア活動 - その役割と課題 -

米子市防災フェスティバルの開催

日時: 平成 13 年 9 月 22 日 (土)

場所:米子市公会堂

目的:「平成12年鳥取県西部地震」を風化させないため、フェスティバルを通

じて、広く市民に対して防災の重要性を啓発するとともに防災意識の向上

を図り、「災害に強いひとづくり、まちづくり」を目指す。

計	合	16日	10月	15日	10 月	14日	10 月	13日	10 月	12日	10 月	
人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	
20	2											
5	1											
104	19	5	2	32	1	4	2	14	4	7	2	
18	8	3	1			11	4	3	2			
16	5					10	2	5	2			
11	3									8	2	
26	4					10	1			4	1	
21	5					12	2			4	1	
44	9			8	1			5	2	12	3	
10	2			2	1							
9	1							9	1			
85	47							85	47			
2	2					1	1	1	1			
4	2					4	2					
12	1					12	1					
2	1			2	1							
15	1											
10	1											
414	114	8	3	44	4	64	15	122	59	35	9	

内容: 防災講演会 鳥取大学工学部教授 西田良平氏

> 「平成12年鳥取県西部地震から1年 - 今後の地震活動の動向 - 」 防災コンサート

- · 米子松蔭高等学校吹奏楽部
- ・米子西高等学校吹奏楽部

体験学習

- ・起震車による地震体験
- ・防火啓発車(消すゾウくん)による初期消火訓練
- ・救急啓発車による心肺蘇生法の体験

「鳥取県西部地震」を考える鳥取県民大会~西部地震を乗り越えて~を開催

日時: 平成 13年 10月 6日 (土)

場所:米子コンベンションセンター

内容:鳥取県西部地震で得た教訓をもとに、さらなる復興を推し進めるため県民とともに考えた。

パネルディスカッション

「西部地震を乗り越えて」 - 明るく元気な地域の再生 -

小中学生による復興への取組み発表

復興モニュメント制作発表

復興宣言

復興モニュメント除幕式

「鳥取県西部地震」復興パネル展

り幾証明及びり幾屆出証明の幾行

- り災証明 -

鳥取県西部地震により被害を受けた家屋のり災証明を発行した。

- H12.10.12 **リ災証明の受付けを1階市民コーナーで開始した。**
 - 10.15 神戸市の被害家屋調査要領をそのまま使用することとし、 建築士と米子市職員の2人1組で、り災認定作業を開始した。 (建築士)
 - ・鳥取県建築事務所協会西部支部に委託し、派遣された建築士
 - ・鳥取県に派遣依頼し、派遣された建築士(鳥取市職員)
 - ・米子市職員の建築士
 - 11.1 リ災認定基準の見直しをした。

神戸市の被害家屋調査要領に、傾斜角度1/60以上を半壊とする基 準を組み入れるとともに、二次調査判定表でのみ調査することと した。

また、判定結果に不服のある方の再審査については、再調査家 屋の再建築価格と補修費との対比により判定する方法を取り 入れることとした。

11.8 災害復旧相談室へ統合し、り災証明の再審査請求についての受 付けを開始した。

> 広報1月号で申請期限を1月31日までとする旨、広報した。た だし、特別な場合、相談に応ずることとした。

H13. 2. 1 総務課で受付けを継続することとした。

3月末までで、り災調査を終了することとしたが、家屋の建替 補助申請のために必要な場合等に限り、り災調査を継続した。

・リ災証明発行件数(12月末現在 非住家を含む全件数)

全 壊 225件(うち再審査請求による判定 22件) 半 **壊** 1,336**件 (** 85件) 一部損壊 6,735件(39件) 合 計 8,296件(146**件)**

- り災届出証明 -

鳥取県西部地震により被害を受けた物品等の損害に対し、本人の申出事項 をそのまま(届出があった旨)証明として発行することとした。

H12.10.15 リ災届出証明の受付けを3階総務課で開始した。

H13. 1.31 リ災届出証明の受付けを終了した。

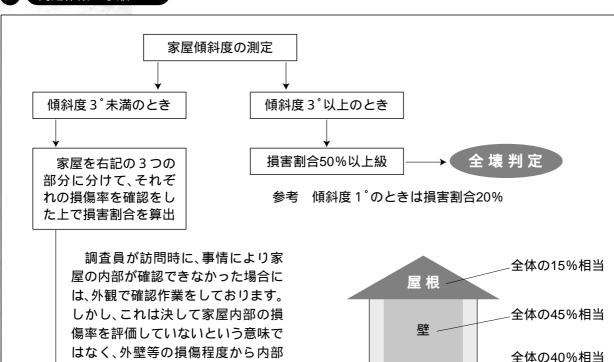
・リ災届出証明発行件数 93件

【り災証明の判定方法のあらまし】 (木造・プレハブ家屋の場合を例にして、判定手順を説明したもの)

1 損害割合別による判定結果区分表

損害割合	50%以上	20%以上50%未満	20 %未満
判定結果	全壊	半壊	一部損壊

2 判定作業の手順



損害割合の合計数値 により上記の表の区分 で判定

についても同程度の損傷があると推

定して評価しております。

構造体部分の損害割合について、別途 算出される傾斜度による損害割合と比較し て高い数値の方を認定します。

構造体(柱・基礎部分など)

屋根が50%、壁が15%、構造体が25%の損傷と傾斜なしを確認された場合 例

区分	構成比 (a)	損傷率 (b)	損害割合 (a×b)
屋根部分	15%	50%	8%
壁部分	45%	15%	7%
構造体部分	40%	25%	10%
合 計	100%		25%

半壊判定

). /// → HH →.	No.
		交付申請書
米子市	長 様	※太線部分を記入してください。
	住所又は所在地	TEL() —
申 請 者	氏名又は名称	明・大・昭・平 年 月 日生
	フリガナ	
り災者名		印
		(申請者と、り災者が異なる場合には、押印して下さい。)
	所在地 米子市	
り災家屋	□持家 □借家(所有者	名) □貸家
	□住宅 □非住宅(種別)
り災家屋の状況 り災の原因	以具体的に記載してください。 で成 12 年 鳥取県西部地震	
, ,, v //\ \		
り災の程度	□全壊	□ 半 壊 □一部損壊
*全 壊 *半 壊 *一部損壊	額が当該家屋の時価の50%以上 損壊部分の床面積が当該家屋の 部の被害額が当該家屋の時価の)延床面積の20%以上70%未満、又は主要構造

	り	災	証	明	3	書	
	住所又は原	斤在地	TE	L()	_	
申 請 者	氏名又は名	公 称	明・大	・昭・平	年	月	日生
	フリガナ						
り災者名							
	所 在 地	米子市					
り災家屋	□持家	□借家(原	听有者名)	□貸家
	□住宅	□非住宅	(種別)
り災の程度	□全	壊	口半	壊		□一部損力	喪
*全 壊	額が当該家		変屋の延床面 0%以上のもの) 0			
*半 壊*一部損壊	部の被害額		の時価の20%以 度が全壊及び	上50%未清	ちのもの。		女併坦
*一部損壞	部の被害額 損壊してい	るが、その程)時価の20%以 度が全壊及び	、上50%未満 半壊に当た	端のもの。 らないも	の。	
*一部損壊 ※り災証明書 平成 12 年	部の被害額 損壊してい の再発行はい 「鳥取県西	るが、その程 ハたしかねる 部 地震によ)時価の20%以 度が全壊及び	(上50%未満 半壊に当た 本は大切 に	^ち のもの。 らないも こ保管し	の。 てください	o
*一部損壊 ※り災証明書	部の被害額 損壊してい の再発行はい 「鳥取県西	るが、その程 ハたしかねる 部 地震によ	時価の 20 %以 度が全壊及び ますので、原	(上50%未満 半壊に当た 本は大切 に	^ち のもの。 らないも こ保管し	の。 てください 上記のと	o
*一部損壊 ※り災証明書 平成 12 年 違ないこと	部の被害額 損壊してい の再発行はい 「鳥取県西	るが、その程 ハたしかねる 部 地震によ	時価の 20 %以 度が全壊及び ますので、原	(上50%未満 半壊に当た 本は大切 に	端のもの。 らないも :保管 し` 伏況は、	の。 てください 上記のと	。 : おり相

り 災 届 出 書

米子市長 様

平成 年 月 日

平成 12 年鳥取県西部地震により、下記のとおり、り災したことを届け出ます。

	住所又は所在地	
届出者	氏名又は名称	(FI)
	り災者との関係	

り災日時	平成 12 年 10 月 6 日 (金)午後 1 時 30 分ごろ
り災場所	米子市
り災者名	
届出の内容	

上記のとおり、り災の届出があったことを証明します。

米災届証第 号

平成 年 月 日

米子市長 森 田 隆 朝

災害復旧事業

平成12年鳥取県西部地震による財政的な影響

	-					左	の財		訳
	X		分		事業費				
						国	県	通常債	
		般	会	計	(2,488,630)	(429,684)	(475,502)	(455,100)	(1,084,800)
災		双	ᄍ	A I	1,309,667	295,169	39,203	459,400	495,100
		公日	事	業					
害	特	別	会	計	5,932				5,900
		水道	道 事	業	(302,000)	(130,658)		(65,200)	(105,700)
復	特	別	会	計	250,649	95,381		47,600	106,600
1SZ			易事	業					
旧	特	別	会	計	1,189				1,100
III			排水						
	特	別	会	計	40,479			1,200	39,200
費		Ħ	: +		(2,790,630)	(560,342)	(475,502)	(520,300)	(1,190,500)
					1,607,916	390,550	39,203	508,200	647,900
災	害	救	助	費					
		TX	143		257,272		35,036		59,500
そ		Ø		他					
				16	2,140,305	137,208	237,487		485,400
		計			(2,790,630)	(560,342)	(475,502)	(520,300)	(1,190,500)
		AI			4,005,493	527,758	311,726	508,200	1,192,800

)は、繰越額

(参考)通常債

補助事業 元利償還金の95%交付税措置

単独事業

元利償還金の47.5%交付税措置

県貸付金

無利息 5年据置15年償還

特別交付税

1,432,146千円 (うち地震による措置分 621,627千円)

2 平成12年度災害復旧事業

【一般会計】

		左の財	源内訳
事業名	事業費	III	県
水鳥公園	74,940	16,675	
観光センター	623		
道路	405,750	156,748	
河川	83,485		
公園	157,807	46,689	
区画整理	21,431	2,977	
市営住宅	109,789	25,095	
給食センター	520		
富益団地汚水処理場	18,145	8,402	
小規模作業所	95		63
農林業施設	86,768		34,337
本庁舎	15,991		
五千石農産物加工施設	2,641		

(単位・壬四)

		(単位:十円)
左の財	源内訳	_
その他	一般財源	摘要
(8,000) 860	(35,544) 19,935	
	32	
	(442) 1,068	
	89	
	0 79	
(8,000) 860	(35,986) 21,203	
162,350	386	災害援護資金貸付金、災害対策本部経 費、リ災家屋調査等
1,265,031	15,179	損壞家屋解体事業、鳥取県西部地震対 策特別資金貸付金、住宅復興補助金等
(8,000) 1,428,241	(35,986) 36,768	

(単位:千円)

左 0	D 財源 P	り訳	
地が	債	その他	一般財源
通常債	県 貸 付 金		
21,800	36,400		65
	600		23
128,502	120,500		0
47,898	34,600		987
75,100	33,900		2,118
7,500	10,800		154
50,300	34,200		194
500			20
8,400	1,300		43
			32
3,600	44,800	420	3,611
15,900			91
	2,600		41

		左の財源内訳		
事業名	事業費	国	県	
米子ゴルフ場	1,289			
永江市有地	5,834			
保育園	56,545	7,232	3,613	
公民館	9,967			
図書館	5,449			
育成センター	9			
児童文化センター	21,586			
研修センター	882			
勤労者体育センター	15,545			
消火栓工事負担金	10,379			
義務教育施設	124,678	23,471		
旧魚市場	10,500			
皆生、崎津漁港	21,974	7,880		
防災行政無線	2,220			
無線放送施設屋外子局	118			
体育施設	4,739			
地区集会所	980			
素鳳館	1,537			
老人憩の家	1,315			
共同作業場	100			
身障センター等	1,929		1,190	
公会堂	24,638			
歴史館	510			
福市考古資料館	616			
清洞寺五輪	548			
文化ホール	2,592			
旧小原家長屋門	1,492			
高田家住宅	1,019			
後藤家住宅	1,015			
横田内膳墓碑	15			
芋代官碑	37			
美術館	1,582			
旧二中建物	43			
災害復旧費計	1,309,667	295,169	39,203	
医薬品	101			
災害対策本部経費	821			
地震関連広報経費	2,277			
避難所経費	1,949			
災害本部経費	7,596		7,596	
り災家屋調査判定	10,313			
災害対策本部経費	10,657			
避難所経費(東山合宿所)	175			
住宅応急修理	4,637		4,637	
災害見舞金	12,710			
高齢者生活支援	40,684		20,342	

	占	F	の	財	源	内	訴	ļ		
	- 地		方	債	#45	r 3				一般財源
通	常	債			付金		そ	の	他	NW CAL YEI
~=	113			<i>/</i> \ <i>X</i>	1,20	0				89
					5,80					34
	4	,900	2		40,40				340	60
		,300	_		1,60					67
		,500			90					49
		,								9
	17	,900	5		3,60	0				86
		700	-		10					82
					15,50					45
					10,30	_				79
	15	,500	5		75,50					10,207
		,400			4,10					0
		,600			4,60					894
		,200	_		1,00					20
		<u>, </u>			10					18
	2	,900)		1,80					39
		600	_		30					80
-					1,50	_				30
	1	,000)		30					15
		,			10					0
-		300)		30				100	39
	24	,600								38
-					43	8				72
					57					46
					50					48
-	2	,500)							92
					1,40	0				92
					1,00					19
					1,00					15
					<u> </u>					15
										37
					1,48	5				97
					•					43
	459	,400)	4	95,10	0			860	19,935
					10					1
					80	0				21
					2,20	0				77
					1,90					49
										0
					10,30	0				13
					10,60					57
					10	0				75
										0
					12,70	0				10
					20,30	0				42

		左の財源	内訳
事業名	事業費	国	県
災害援護資金貸付金	162,350		
避難所食糧	3,002		2,461
災害救助費計	257,272	0	35,036
職員時間外手当	14,257		14,256
コミュニティー施設	884		422
損壊家屋解体処理	485,022	137,208	100,714
被害農業者経営安定特別資金利子補給	1		
観光地特別宣伝	7,300		
鳥取県西部地震特別資金利子補給	504		
鳥取県西部地震特別資金貸付金	1,265,031		
住宅復興補助事業	349,614		122,095
応急危険度判定	1,733		
私立幼稚園保育料減免補助金	1,475		
私立中学校授業料減免補助金	51		·
災害復旧に係る支弁人件費	14,433		<u> </u>
その他計	2,140,305	137,208	237,487
合 計	3,707,244	432,377	311,726

【特別会計】

	事業費	左の財源内訳		
事業名		国	県	
南公園事業特別会計	5,932			
下水道事業特別会計	250,649	95,381		
駐車場事業特別会計	1,189			
農業集落排水事業特別会計	40,479			
合 計	298,249	95,381	0	
総計	4,005,493	527,758	311,726	

【企業会計】

		左の財源内訳	
事業名	事業費	国	県
水道事業	132,737		
合 計	132,737		

左 0	D 財源 P	小訳	
地方	責	その他	一般財源
通常債	県 貸 付 金		
		162,350	0
	500		41
0	59,500	162,350	386
			1
	400		62
	247,100		0
			1
	7,300		0
			504
		1,265,031	0
	227,500		19
	1,700		33
	1,400		75
			51
			14.433
0	485,400	1,265,031	15,179
459,400	1,040,000	1,428,241	35,500

(単位:千円)

			(単位・十门)
左 0	D 財源 P	为 訳	
地が	責	その他	一般財源
通常債	県貸付金	2 07 IB	
	5,900		32
47,600	106,600		1,068
	1,100		89
1,200	39,200		79
48,800	152,800	0	1,268
508,200	1,192,800	1,428,241	36,768

(単位:千円)

	左	の	財 源	内	訳	
	地	方	債		その他	一般財源
通	常債		県貸付金		て O ill	

3 平成12年度災害復旧工事

公共建物 (単位:千円)

施設名称	事業概要	復旧費等
市役所本庁舎	正面玄関ポーチ等復旧工事	15,991
明道公民館	玄関周辺・窓ガラス・内壁クラック復旧工事	1,353
就将公民館	玄関周辺・犬走り復旧工事、破損備品買替え	592
啓成公民館	付属建物屋根修繕	378
住吉公民館	事務室土間沈下復旧工事	798
加茂公民館	外壁亀裂復旧工事 	557
福米西公民館	ıı	326
車尾公民館	破損備品修繕	7
彦名公民館	内壁クラック復旧工事	619
	ıı	1,790
和田公民館	ıı	690
富益公民館	ıı	779
夜見公民 館	ıı	534
大篠津公民館	ıı	731
成実公民館	外階段復旧工事、トイレ便器修繕、破損備品買替え	681
尚徳公民館	 破損備品買替え	132
 保育園		
東保育園	外壁クラック等補修、漏水修理	5,805
西保育園	ıı	4,423
南保育園	ıı	7,396
すみれ保育園	ıı	1,652
さくら保育園	ッパース では、 アルマン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2,392
彦名保育園	内壁クラック等補修	1,366
崎津保育園		1,832
小鳩保育園		711
富益保育園	 犬走りクラック等補修	1,460
夜見保育園	ıı	1,406
春日保育園		5,232
こたか保育園	ıı .	980
あがた保育園		1,074
ねむの木保育園	 外壁クラック等補修	2,130
米子福祉会保育園(9園)		8,663

施設名称	事業概要	復旧費等
市営住宅		
青木住宅		13,945
安倍彦名住宅		24,481
陰田町住宅		1,318
上福原住宅	被災者受入用に修繕	1,310
加茂住宅	敷地地盤陥没修繕	2,008
河崎住宅	敷地内通路陥没修繕	4,076
錦海町住宅	敷地内側溝陥没修繕	12,842
五千石住宅	住宅屋根損壊修繕	44,450
尚徳住宅	住宅内外壁亀裂修繕	576
大工町住宅	住宅床沈下修繕	342
富益住宅	住宅配管断裂修繕	1,518
西福原住宅		716
博労町住宅		53
富士見町住宅		233
万能町住宅		961
市立図書館	外壁・内壁クラック復旧工事、破損備品買替え	5,449
児童文化センター	玄関・裏口・給排水管ほか復旧工事	21,586
総合研修センター	玄関ほか復旧工事	882
少年育成センター	破損備品修繕	9
勤労青少年ホーム	排水施設復旧	1,260
公会堂	舞台吊物装置・エレベータ・便所等補修	24,638
山陰歴史館	ガラス・給水管補修	510
福市考古資料館	柱・階段等補修	616
文化ホール	外構等補修	2,592
美術館	収蔵品・スポット等補修	1,582
サンアピリティーズ	天井・玄関修繕委託	819
勤労者体育センター	ガラス取替え、犬走り補修等委託	173
市民体育館	窓・ドアガラス・幕板修繕	2,107
住吉体育館	外壁コンクリート補修	104
美保体育館	2 階柱コンクリート補修	77
東山公園合宿所	浄化槽修繕	331
市営武道館	3 階軒下コンクリート補修	503
東山水泳場	壁・ガラス修繕、屋根トップライト・プールサイド補修等	1,110
錦海漕艇場	安全見通し板支柱補修	507
あかしや	外壁クラック等補修	336

施設名称	事業概要	復旧費等
コスモス	外壁クラック等補修	293
車尾児童館	犬走りクラック等補修	481
下福万児童館	屋根、天井等補修	3,913
福祉保健総合センター	外構、給排水管等補修経費補助	5,000
心身障害者福祉センター	施設補修	1,929
老人憩の家	内外壁クラック補修、温泉本館バルブ破損による取替え	1,315
小規模作業所「ひまわり」	壁クラック等修繕経費補助	95
観光センター	喫茶コーナー内装等補修	623
米子八イツ梅園	東屋 2 棟、便所建替え	13,293
旧彦名第三公務員宿舎	被災者受入用に修繕	960
五千石地区農産物加工場	休憩室・便所等復旧工事	2,641
成実農産物加工施設	棟瓦補修	100
上和田集会所	タイル・外壁・窓サッシ修繕	125
富益団地集会所	玄関ポーチ・タイル・外壁修繕	642
崎津5区農民研修施設	外部床犬走り・内壁修繕	213
合 計		278,123

文教施設 (単位:千円)

施設名称	事業 概 要	復旧費等
小学校		
明道小学校	校舎・体育館外壁クラック補修	163
啓成小学校	校舎外壁・廊下補修	1,298
義方小学校	校舎内外壁クラック・犬走り補修、防球ネット改修	16,906
就将小学校	校舎内外壁クラック	11,322
住吉小学校	テレビ破損による買替え	48
車尾小学校	プールサイド補修	316
加茂小学校	校舎内外壁クラック補修	764
河崎小学校	体育館ガラス修理	20
福生東小学校	校舎エキスパンション補修	812
福生西小学校	校舎内外壁クラック・犬走り補修	4,564
日新小学校	校舎内外壁クラック・犬走り・体育館屋根補修、倉庫改築	11,870
尚徳小学校	テレビ・保管庫破損による買替え	219
五千石小学校	テレビ破損による買替え	47
崎津小学校	テレビ・映写機破損による買替え	154
大篠津小学校	楽器破損による買替え	88
和田小学校	給水管修理	67

施設名称	事 業 概 要	復旧費等
弓ヶ浜小学校	校舎エキスパンション・プールサイド補修	3,282
成実小学校	体育館屋根葺替え、給水管修理等	13,400
箕蚊屋小学校	校舎内外壁クラック、犬走り補修	4,978
伯仙小学校	II .	1,013
中学校		
東山中学校	自転車置場改修、給水管修理等	7,428
福生中学校	武道館器具庫タイル補修	241
福米中学校	トイレタイル補修	98
湊山中学校	倉庫改築、ガス管修理等	6,941
後藤ヶ丘中学校	校舎エキスパンション、体育館屋根補修	860
加茂中学校	校舎柱型・体育館外壁補修等	11,017
美保中学校	校舎ガラス・体育館外壁補修等	10,206
弓ヶ浜中学校	体育館・機械室外壁補修	1,400
尚徳中学校	校舎・体育館外壁クラック、犬走り補修、給水管修理、自転車置場改修	9,957
養護学校	体育館屋根・外壁補修	5,199
学校給食センター	調理室天井修繕	520
合 計		125,198

道路 (単位:千円)

施設名称	事業概要	復旧費等
市道河崎安倍上彦名線外	舗装・水路・側溝・段差・陥没補修	405,750
合 計		405,750

河川 (単位:千円)

施設名称	事業概要	復旧費等
三番川	護岸工、舗装工、床版工、路線測量、築堤詳細設計	17,344
亀の子川	護岸工、水路工、舗装復旧工	6,522
準用下線北崎津川	護岸工	948
政右衛門川分水	水路工、舖装工、仮説工、路線測量、水路詳細設計	2,758
直川	側溝補修	11,340
政右衛門川	II	8,673
直川分水3号	水路補修	10,238
直川分水2号	水路工	1,092
旗ヶ崎承水路	路線測量、土質調査、設計業務	14,910
準用河川南崎津川	測量業務、設計業務	9,660
合 計		83,485

港湾

(単位:千円)

施設名称	事業概要	復旧費等
皆生漁港物揚場	エプロン舗装復旧	5,165
"新堀川橋	道路取付部舗装復旧等	420
崎津漁港臨港道路	舗装復旧	7,102
" 船揚場	船置物舗装復旧等	8,289
" 野積場	舗装復旧	998
合 計		21,974

水道 (単位:千円)

施	設	名	称	事業概要	復旧費等
市内水道				水道管復旧工事等	132,737
合			計		132,737

下水道 (単位:千円)

施設名称	事業概要	復旧費等
市内管きょ	下水管復旧工事等	135,621
内浜処理場	機械設備・管廊漏水復旧工事等	102,740
皆生処理場	屋根修繕等	5,514
青木処理場	水道配管復旧工事等	4,391
富益団地汚水処理場	下水管復旧・舗装工事	18,145
中央ポンプ場	駐車場地盤陥没復旧工事等	1,113
新加茂ポンプ場	門扉破損・駐車場地盤沈下復旧工事等	913
大谷ポンプ場	場内地盤沈下復旧工事	357
合 計		268,794

その他 (単位:千円)

施設名称	事 業 概 要	復旧費等
公園		
水鳥公園	ネイチャーセンター復旧、仮設詰所新築等	74,940
湊山公園	広場整地、猿舎・石垣復旧、落石防護柵	123,230
東山公園	陸上競技場・市民球場他クラック及び目地補修、インターロッキング舗装復旧	4,130
富士見1号公園	インターロッキング舗装復旧	3,168
南公園	舖装復旧、防護柵設置	3,155
朝日公園	平板ブロック舗装復旧	2,124
立町北公園	II	1,894

施設名称	事 業 概 要	復旧費等
弓ヶ浜公園	池底クラック・縁石補修、舗装復旧	1,021
錦海散策の道(緑地)	汚水管・汚水桝復旧	642
憩いの広場	タイル舗装補修	610
永江南公園	スベリ台補修	610
安倍彦名団地公園	排水桝・排水管設置	354
三旗公園	縁石・インターロッキング補修	349
中町緑地	噴水ポンプ・クラック目地補修	267
上粟島団地 1 号公園	広場整地	263
青木谷公園	コンクリート壁補修	233
旗ヶ崎2号公園	インターロッキング舗装補修	201
河崎団地 2 号公園	広場整地	176
中島公園	広場整地、ブランコ基礎補修	172
皆生新田中央公園	記念碑補修、平板舗装復旧	143
米原南公園	縁石クラック補修	84
富益団地 2 号公園	噴出土処分	81
安倍公園	側溝目地補修	74
三柳上谷公園	縁石クラック補修	72
上福原南公園	広場整備、ブランコ基礎補修	58
皆生海浜公園	記念碑補修	38
英霊塔	縁石クラック補修	37
皆生四軒屋公園	フェンス基礎補修	33
つつじヶ丘公園	縁石クラック補修	17
立町西公園	ıı .	17
米子市南公園(墓地)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5,933
駐車場		
米子駅前地下駐車場	壁・タイル割れ補修、エレベータ傾き調整等	1,076
米子市万能町駐車場	水路補修	113
区画整理関係		
米子駅前広場	自然石舗装、視聴覚障害者誘導プロック、御影石張工、ハンドホール止水工	9,145
米子駅境線	自然石舗装、視聴覚障害者誘導プロック	2,576
步行者専用道路	レンガ舗装工、木製舗版工、自然石舗装	4,204
米子駅前東広場	自然石舗装工	1,275
区画道路 12 号線	L 型側溝工	136
米子駅西町線	レンガブロック破砕工、レンガ撤去工、レンガ舗装工	768
末広町東町線	レンガブロック破砕工、コンクリート構造物取壊工、レンガ舗装工、誘導ブロック設置工等	1,983

施設名称	事業 概 要	復旧費等
多目的広場	R舗石復旧工	55
塩町大工町線	土工、排水工、舗装工、レンガブロック破砕工、レンガ舗装工等	492
区画道路2号線	土工、排水工、舗装工	249
区画道路10号線	11	423
区画道路14号線	舗装切断工、 L 型側溝工、表層工等	92
区画道路 15 号線	II	33
K路		
単市分(市内148か所)	水路補修、送水管撤去	22,691
団体営分(市内4地区)		25,658
真道		
単市分(市内46か所)	舗装工	16,307
団体営分(市内2地区)	L 型擁壁補修	5,839
こめ池		
単市分(市内7か所)	張プロック補修	3,726
団体営分(市内1地区)	II	1,240
その他		· · · · ·
消火栓(市内40か所)	破損した消火栓の復旧及び移設	10,379
米子市無線放送施設(市内5か所)	品時点検、屋外拡声子局修理	2,338
素鳳館	屋根応急処置、コレクション移転避難経費	1,537
市指定文化財清洞寺五輪		548
市指定文化財旧小原家長屋門	漆喰塗替え、屋根瓦補修	1,492
保護文化財高田家		1,019
重要文化財後藤家	II	1,015
市指定有形文化財横田内膳墓碑	ıı	
市指定文化財芋代官碑	ıı	37
旧二中建物		43
祇園町地内山林	治山事業(擁壁)	3,997
彦名干拓地(県営)	災害復旧工事に係る負担金 ※記録によるのである。	744
大沢排水路	土質、家屋等復旧に係る調査業務	6,566
農業集落排水(5施設)	舗装復旧工事	40,479
米子ゴルフ場		1,289
- バューバング 永江市有地	永江団地法面復旧工事	5,834
	公本日本の田俊日工事	14,554
	外壁等復旧工事	10,500
合 計	7. 王寸戌旧工于	424,593

4 平成12年度災害復旧繰越事業(予算)

(単位:千円) 【一般会計】

	羽矢桩	未	収 入	特 定	財 源		
事業名	翌年度	国産士山仝	県支出金	地方	漬債	その他	一般財源
	繰越額	国庫支出金	宗又山立	通常債	県貸付金	ての他	
農林業施設災害復旧事業費	6,354		6,068				286
水鳥公園ネイチャーセンター災害復旧事業費	38,392	25,607		12,700			85
道路災害復旧事業費(公共·関連)	430,854	279,030		151,800			24
河川災害復旧事業費(公共)	69,146	46,120		23,000			26
公園災害復旧事業費(補助)	109,486	73,027		36,400			59
区画整理災害復旧事業費(補助)	11,800	5,900		5,900			
災害補助事業費	666,032	429,684	6,068	229,800	0	0	480
損壊家屋解体処分事業費	107,323		22,975		50,100		34,248
住宅復興補助事業費	457,046		301,086		155,900		60
彦名干拓地災害復旧事業費負担金	2,613			1,800	500		313
大沢川被災家屋等復興特別対策事業費	577,246		134,373		442,800		73
水鳥公園ネイチャーセンター災害復旧事業費	45,839				45,800		39
道路災害復旧事業費(単独)	241,124			11,600	229,500		24
河川災害復旧事業費(単独)	226,464			161,400	65,000		64
公園災害復旧事業費(単独)	87,995			49,700	38,200		95
区画整理災害復旧事業費(単独)	726				700		26
区画整理災害復旧事業費(駅前広場)	21,000		11,000		2,000	8,000	
文化財災害復旧事業費補助金	2,360				2,300		60
市有地災害復旧事業費	52,000				52,000		
無線放送施設災害復旧事業費	862			800			62
災害単独事業費	1,822,598	0	469,434	225,300	1,084,800	8,000	35,064
合 計	2,488,630	429,684	475,502	455,100	1,084,800	8,000	35,544

【特別会計】

L TUNUA EL A							
	翌年度	未	収入	特定	財 源		
事業名		国庫支出金	県支出金	地方	責債	その他	一般財源
	繰越額	未延 額 四熚又山立	宗又山 亚	通常債	県貸付金	ての旭	
下水道事業特別会計	302,000	130,658		65,200	105,700		442
合 計	302,000	130,658		65,200	105,700		442

総計	2,790,630	560,342	475,502	520,300	1,190,500	8,000	35,986
----	-----------	---------	---------	---------	-----------	-------	--------

5 平成13年度災害復旧事業(予算)

【一般会計】

		左の財源内訳		
事 業 名	事業費	国	県	
公民館	18,000			
地区集会所修繕	800			
災害見舞金給付事業	330			
住宅復興補助金に係る建築士派遣	22,104			
住宅復興補助金	1,982,232		1,185,796	
賃貸住宅家賃軽減補助金	5,320		2,660	
市営住宅	16,000			
農産物加工施設	248			
大沢川被災家屋地盤改良	150,000			
水産業復興支援金緊急対策資金利子補給	1,100			
被害農業者経営安定特別資金利子補給	210		105	
心障福祉センター屋外給水管	1,168			
河崎陶芸作業所トイレ	216			
ふれあいの里噴水	3,311			
児童文化センター給水管	423			
図書館	3,700			
公会堂	9,200			
旭ヶ丘団地防火水槽	1,296			
水鳥公園導水管復旧	2,600			
市道住吉14号線外 2 路線	203,858	66,959		
鳥取県西部地震特別資金利子補給	1,514	,		
	1,240			
鳥取県西部地震特別資金貸付金	1,917,491			
	10,653			
	3,736			
証明手数料免除による減収額	698			
深田氏庭園震災復旧補助金	510			
後藤家住宅震災復旧補助金	1,155			
私立中学校授業料等減免補助金	408			
合 計	4,359,521	66,959	1,188,561	
【特別会計】		, ,		
下水道施設災害復旧事業	137,406			
農業集落排水災害復旧事業	33,000			
合 計	170,406			
総計	4,529,927	66,959	1,188,561	
【企業会計】				
水道事業災害復旧費	61,589			
合 計	61,589			

(単位:千円)

左		財	源	内	訴	t		(羊四・川)
地	方	債			そ	മ	他	一般財源
通常	責	県貸					,0	
		1	8,000					
			800					
			300					30
			2,100					4
			6,400					36
			2,600					60
		1	6,000					
			200					48
		15	0,000					
								1,100
								105
			1,100					68
			200					16
			3,300					11
			400					23
	-		3,700					
			9,200					
			1,200					96
			2,600					
33,40	00	10	3,400					99
								1,514
								1,240
					1,	917	,491	
								10,653
								3,736
								698
								510
								1,155
							10.1	408
33,40	00	1,13	1,500		1,	917	,491	21,610
		13	0,000			7	,350	56
			3,000					
		16	3,000			7	,350	56
33,40	00	1,29	4,500		1,	924	,841	21,666



11 各種支援制度利用状況

(平成13年12月末現在)

I	頃 目	件数	金額(円)	備考
り災証明		8,296		全壊225 半壊1,336 一部損壊6,735
り災届出記	E明	93		
災害救助法	法による応急修理	101	4,636,506	
被災者生活	5再建支援制度	114	90,538,611	
被災高齢者等生活支援事業		421	40,684,432	
見舞金	合計	1,205	13,040,000	
	 全壊	99	1,980,000	20,000円 / 人
		1,106	11,060,000	10,000円 / 人
災害援護資	資金貸付け	92	162,350,000	
母子・寡婦	帚福祉基金貸付け	3	1,637,000	
義援金	合計	1,237	136,125,000	一次 + 二次配分実績
	重傷者	8	1,520,000	90,000 + 100,000 円 /人
	全壊	102	27,540,000	128,000 + 142,000 円 /人
	半壊	1,127	107,065,000	45,000 + 50,000 円 /人
地震対策特	詩別資金融資	464	2,008,321,000	
地震対策特	詩別資金利子補給補助金		3,790,530	
鳥取県平成 農業者対策	成12年鳥取県西部地震被害 6特別資金利子補助事業	1	1,246	
倒壊家屋解	解体処理事業	347	352,060,921	
倒壊住宅解	解体支援事業	43	62,927,308	計 390件 414,988,229円
住宅復興補	輔助制度			
住宅建権	替え	77	227,400,000	申請 118件
住宅建権	替え・液状化建物復旧	7	28,449,000	申請 11件
住宅補償	}	2,581	1,270,392,000	申請 3,359件
液状化建	建物復旧	15	10,960,000	申請 17件
住宅補償	を・液状化建物復旧	178	334,938,000	申請 223件
石垣、扬	在壁補修	83	43,404,000	申請 116件
大沢川復興	具特別対策事業補助金			
住宅建権	書え こうしゅう	8	40,201,500	申請 9件
住宅補償	}	12	37,120,500	申請 29件
市営住宅等	等受入れ			
市営住宅		42		ピーク時(3月末現在)
大工町住	宅	4		
旧彦名第	 第三公務員住宅	9		

項目	件数	金額(円)	備	考
家賃負担軽減補助金	62	5,766,300		
減免等の状況				
固定資産税の減免	612	7,139,800		
固定資産税の補填金	459	4,073,700		
市県民税の減免	588	18,294,400		
市県民税の補填金	130	1,942,900		
国民健康保険料	337	15,610,700		
介護保険料	547	2,169,500		
介護保険利用者負担額減免	95	2,467,535		
保育料	40	2,020,320		
国民年金免除 国民年金免除	41	3,098,900		
下水道使用料	312	9,452,239		
汚水処理場使用料	13	281,597		
上水道使用料	869	46,855,718		
農業集落排水事業使用料	361	3,095,610		
し尿くみ取り 直営	20	6,880 リットル		
" 委託	138	570,010		
私立中学校生徒授業料等減免補助金	2	51,000		
私立幼稚園保育料等減免補助金	30	1,474,762		

募援金等受入れ及び配分状況

義援金

(平成13年12月末現在)

米子市への義援金	35,598,746円	416件 (うち32,000円(4件)は第2回義援金配分 委員会後に受入れ)
鳥取県からの義援金(第1回)	51,600,000円	鳥取県共同募金会·日赤鳥取県支部·NHK·鳥取県
鳥取県からの義援金(第2回)	50,651,000円	II .
合 計	137,849,746円	

配分状況

ア 第1回義援金配分委員会(平成12年12月20日開催)

* 87,166,746円の配分について

X	分	Ē.	分金(円)	対	象者(件)	配分総額	
	70	米子市分	米子市分 鳥取県分 計(A)		配分済	未配分 計(B)		(A) × (B)	
重傷	碁	20,000	70,000	90,000	8	0	8	720,000	
全	壊	28,000	100,000	128,000	100	0	100	12,800,000	
半	壊	10,000	35,000	45,000	1,098	6	1,104	49,680,000	
		合	計					63,200,000	
		残	金	(87,166,746F	日 - 63,200,0)00円)		23,966,746	

注)残金については、第2回配分委員会で検討。 半壊 1.104件は5件の辞退者を除いたもの。

イ 第2回義援金配分委員会(平成13年6月6日開催)

* 74,617,746円(23,966,746円 + 50,651,000円)の配分について

区分		既	既認定者(A)			認定(B)	総額	参考(第1回+
		配分金	対象者	配分総額	対象者	配分金(見込み)	(A) + (B)	第2回配分金)
重傷者		100,000	8	800,000	-	-	800,000	190,000
全 壊		28,000	100	14,200,000	-	-	14,200,000	270,000
半壊		10,000	1,104	55,200,000	8	760,000	55,960,000	95,000
	合	計		70,200,000	8	760,000	70,960,000	
	残	金	(74,6	17,746円 - 70,9	60,000円])	3,657,746	

注)残金は、平成14年10月5日までの間、住宅復興補 助制度による住宅建設の補助申請で、全壊・半壊 のり災証明書が交付された者に配分する。

3 義援物資種目別受入状況

年月日	品 名	単位	受	寄 附 者
H12.10. 7	ミネラルウォーター	本	12,600	アサヒ飲料株式会社
	タオル	枚	100	株式会社ぎょうせい中国支社長
	軍手	足	1,200	株式会社ナンバ
	ミネラルウォーター	本	1,800	サントリーフーズ中国支社
	ハイゼックス包装食	食	310	米子市福祉ボランティアセンター
	パン・ハム	個	250	義方小学校 P T A
	新聞	部	400	山陰中央新報社
	パン	個	500	山崎製パン株式会社米子出張所
	菓子	箱	563	寿製菓株式会社
	バナナ	本	500	米子青果株式会社
	おにぎり	個	320	米子青年会議所
10. 8	パン	個	450	(株)高島屋米子店店長 佐川徹 様
	お茶	個	300	II .
	弁当	個	100	株式会社マイカルサンイン米子サティ店長 潮進 様
	弁当	個	150	ıı .
	オードブル	個	3	ıı .
	牛乳	個	400	大山乳業農業協同組合組合長 幅田信一郎 様
	トイレ紙	巻	576	
	介護用パンツ	枚	84	 有限会社サンインマルイ
	リハピリ用パンツ	枚	60	特限会社リンインマルイ
	ポケッティ	個	360	
	新聞	部	400	山陰中央新報社
	ブルーシート	枚	94	大山町日赤奉仕団委員長 林原隆英 様
	バナナ	箱	24	米子青果株式会社
10. 9	牛乳	個	500	白バラ商事株式会社代表取締役 松本啓 様
	パン	個	300	米子市福祉ボランティアセンター
	牛乳	個	100	米子中酪牛乳販売有限会社
	コーヒー牛乳	個	100	"
	新聞	部	150	山陰中央新報社
	パン	個	2,700	山崎製パン株式会社米子出張所
	パン	個	150	第一屋製パン株式会社大阪空港工場

年月日	品 名	単位	受	寄 附 者			
10.10	フードパック	個	1,000	上田包装企業株式会社			
	カロリーメイト	個	300	大塚製薬株式会社米子出張所			
	ポカリスエット	161	300	人场表案体式云位不丁山旅門			
	おにぎり	個	2,190	皆生温泉旅館組合			
	みかん	10kg箱	230	東亜青果株式会社			
	牛乳・ジュース	個	500	米子中酪牛乳販売有限会社			
10.11	土のう袋	枚	300	北陽株式会社			
	フレコンパック	袋	100	 美保テクノス株式会社			
	土のう袋		1000				
	タオル	枚	360	野村證券株式会社米子支店			
10.12	みかん	10kg箱	150	大崎上島みかん共同選果場			
	入浴券	枚	平日 250 土日 125	一、竖生温息粗光株式会社			
	入浴サービス	台(バス)	9	皆生温泉旅館組合			
	ウーロン茶	2L	52	森田勝視 様			
	日常生活用品セット	セット	85	救世軍本営社会部			
	コピー機	台	2	有限会社福井事務機			
10.13	エムコール	30kg袋	100	シンレキ工業株式会社			
	ポリ容器	100個入箱	4	森本スミ子 様			
10.20	のど飴		12				
	ボールチョコ	10個入り箱	12	伊丹NPOセンターT・C・C代表 赤松弘揮 様			
	フルーチョバナナ		6				
10.23	トイレットペーパー	個	60	株式会社サニクリーン広島米子営業所所長 川口重明 様			
10.24	ニット製品	小包	1	松任安田郵便局長			
10.27	コピー機	台	4	富士ゼロックス株式会社			
	コピー機	台	2	株式会社ケー・オウ・エイ			
11.27	電気製品	個	39	中国電力株式会社鳥取支店支店長 沖 純次 様			
11.29	災害救助用毛布	枚	40	ライオンズ国際財団(LCIF)			
12. 6	柚子	18kg箱	200	徳島県小屋平村			

議会の対応

1 鳥取県西部地震に係る被災地現地視察

(総務文教委員会・民生環境委員会)

視察日時 平成12年10月17日(火)

午前9時30分から午後0時40分

視察場所 彦名干拓地(農地、水鳥公園、市道、農道)

富益団地(家屋、市道)

さくら保育園

吉谷団地(石垣)

重要文化財内町後藤家

(産業経済委員会・建設水道委員会)

視察日時 平成12年10月17日(火)

午前9時30分から午後0時20分

視察場所 彦名干拓地(農地、水鳥公園、市道、農道)

彦名三番川

安倍彦名団地(住宅・市道)

安倍一番川

住吉公民館(避難所)

住吉校区大沢川暗きょ(住宅・マンホール)

旗ヶ崎承水路脇市道

旗ヶ崎食品団地(魚市場・事務所)

2 意見書

平成12年11月6日

衆参内大農建自国院議総 大林設治 广大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大 大長

殿

米子市議会議長 平 田 賢

鳥取県西部地震災害復旧に関する意見書

去る10月6日に発生した鳥取県西部地震により、鳥取県西部の各自治体は甚大な被害を被ったところである。

幸いにも死者、火災による被害はなかったものの、市民生活を直撃する多数の家屋の全半壊、ライフラインの被壊を初め、各方面に甚大な被害を受けており、中でも弓ヶ浜半島部においては、干拓農地を初め、全般にわたり液状現象にいよる壊滅的ダメージを受けている。

現在、米子市においては、余震が続く中、関係者が総力を上げて懸命な災害復興に 取り組んでいる状況である。

このような状況の中、地元住民の切なる願いは、一日も早い災害復興であり、国の 関係機関による手厚い支援である。

ついては、こうした深刻な状況をご理解いただき、国会(政府)においては、激甚 災害指定並びに特段の財政支援等の措置を講じられるよう強く要望する。

平成13年3月27日

衆議院議長
参議院議長

米子市議会議長 平 田 賢

被災者住宅再建支援のための基金の創設を求める意見書

平成12年10月6日に発生した鳥取県西部地震で、本市では甚大な被害を被り、現在、懸命に災害復興に取り組んでいるところであるが、被災者の生活基盤となる住宅復興をしなければ地域の活力を維持することは困難である。そのため、鳥取県では、自然災害に伴う住宅再建に対して公的支援を行うため、県と全市町村が協力して、被災者住宅再建支援基金を創設することを検討している。

しかし、自然災害からの地域の再建は、地方自治体だけの責務ではなく、国の責務でもあることから、国において全国規模の基金を創設することが望まれるところである。

よって、国会においては、被災者の住宅再建に対する公的支援制度に関し法律を整備するとともに、全国規模の基金を早急に創設されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

自然災害により住宅に著しい被害を受けた者に、被災者住宅再建支援金を交付することにより、被災地域が活力を失うことなく力強い復興をすることを促進し、 もって地域の維持と再生を図ることを目的として、鳥取県被災者住宅再建支援制度 が創設された。

平成12年鳥取県西部地震の支援制度である住宅復興補助制度をもとに、鳥取県と県内39市町村とで基金を創設し、毎年2億円を25年間で50億円を積み立てる。これを受け、米子市議会9月定例会において、米子市被災者住宅再建支援交付条例が可決、制定され、10月6日から施行された。

支援金の8/10を基金から、1/10ずつを県と市町村が負担する。

詳細は、今後参加市町村と県とで協議して決定されるが、住宅の建替えに300万円、補修に150万円(うち2/3)を支援金として交付する予定。

米子市被災者住宅再建支援金交付条例

(目的)

第1条 この条例は、自然災害により住宅に著しい被害を受けた者に被災者住宅再建支援金(以下「支援金」という。)を交付し、その生活基盤の再建に資することにより、被災者が活力を失うことなく力強い復興をすることを促進し、もって被災地域の維持と再生を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「自然災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、 津波、噴火その他の異常な自然現象により生じた災害であって、県内で10戸以上 の住宅が全壊したものその他被災地域の崩壊を招くおそれのある重大な被害を 生じたもので、市長がその被害について支援金を交付する必要があると認めて指 定したものをいう。

(支援金の交付)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、別表の左欄に掲げる被災者住宅再建 事業を行う同表の中欄に掲げる交付対象者に対し、予算の範囲内において支援金 を交付する。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表の右欄に掲げる交付額以下とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

米子市被災者住宅再建支援金交付条例(第3条、第4条関係)

被災者住宅再建事業	交付対象者	交 付 額
1 自然災害により全壊し、又は半壊した住宅(人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分のうち、その所有者、所有者の3親等以内の親族その他これに準ずる者として市長が別に定める者(以下「所有者等」という。)が生活の本拠とするものに限る。以下同じ。)その他自然災害により居住することが困難となった住宅(以下「全壊住宅等」という。)に代わる住宅の新築又は購入(市内におけるものに限る。)	全壊住宅等 の所有者等	全壊住宅等に代わる住宅の新築又は購入(自然災害が発生した日(以下「発生日」という。)の翌日から起算して2年を経過する日までに当該新築又は購入について支援金の交付を受けたい旨の申請があり、かつ、発生日以降に契約(所有者が自ら新築する場合その他の契約をしない場合にあつては、着手とする。以下同じ。)をして発生日の翌日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までに完了するものに限る。)に要する経費の額(全壊住宅等1戸につき300万円を限度とする。)
2 全壊住宅等の改築又は増築(全壊住 宅等(当該全壊住宅等と同一の敷地内 に存する別棟の浴室及び便所を含む。) の延べ面積の5割以上に相当する部分 を建て替える場合に限る。)	全壊住宅等 の所有者等	全壊住宅等の改築又は増築(発生日の翌日から起算して2年を経過する日までに当該改築又は増築について支援金の交付を受けたい旨の申請があり、かつ、発生日以降に契約をして発生日の翌日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までに完了するものに限る。)に要する経費の額(全壊住宅等1戸につき300万円を限度とする。)
3 全壊住宅等その他自然災害により一部破損した住宅(以下「破損住宅等」という。)の補修のうち市長が別に定めるもの	破損住宅等の所有者等	破損住宅等の補修(発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに当該補修について支援金の交付を受けたい旨の申請があり、かつ、発生日以降に契約をして発生日の翌日から起算して2年を経過する日の属する月の末日までに完了するものに限る。)に要する経費(破損住宅等1戸につき150万円を限度とする。)のうち50万円以下の部分に10分の10を乗じて得た額と50万円を超える部分に3分の2を乗じて得た額の合算額(当該経費が50万円以下である場合にあっては、当該経費に10分の10を乗じて得た額)
4 前3項に掲げるもののほか、市長が 別に定める事業	市長が別に定める者	市長が別に定める額

5 被災者から寄せられたアンケート結果から...

平成13年3月から4月にかけて、「鳥取県西部地震に関する被害と行動調 査」を実施した。

以下は、その単純集計及び自由回答欄の意見を集約したもの。

1 調査の実施機関

米子市

北海道大学大学院工学研究課都市防災学研究室 金沢医科大学救急医学講座

2 調査方法

世帯単位の記名調査

3 調査内容

震度調査(簡易版) 建物被害調査 室内散乱状況調査 人的被害調查 米子市の対応に関する調査

4 調査対象世帯

市内の住家全壊世帯(99世帯)及び負傷者発生世帯(11人)

5 送付数

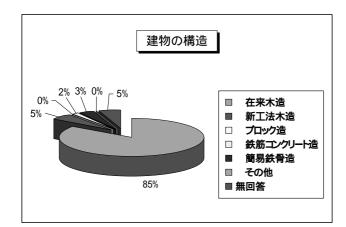
130部(内実送付数110部)

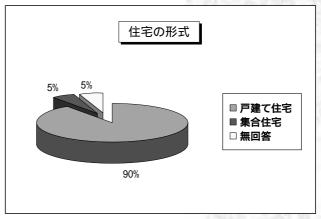
6 回収期間及び結果

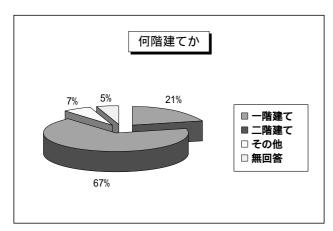
回収期間:平成13年3月24日~平成13年5月27日

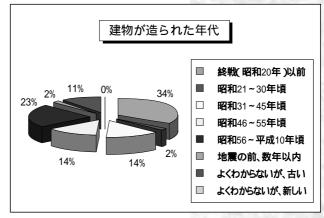
回収結果:回収数61部(回収率55%)

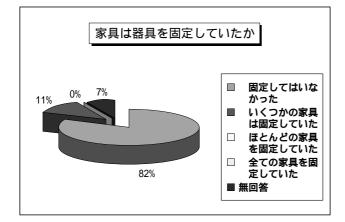
調査結果報告

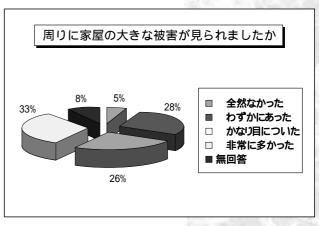


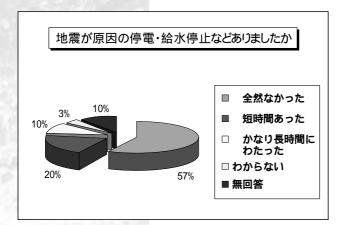


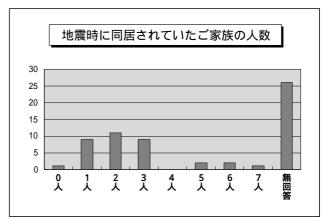


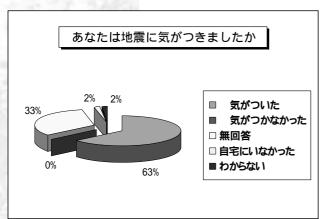


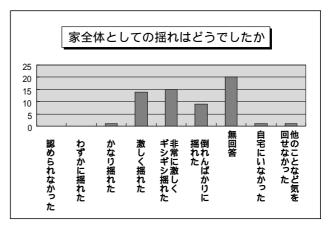


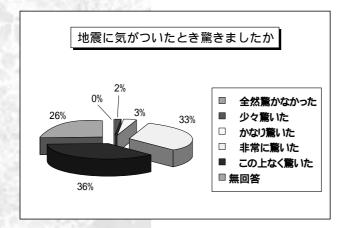


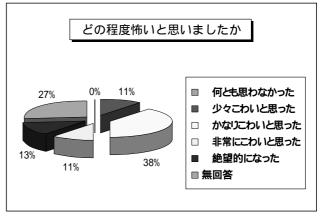


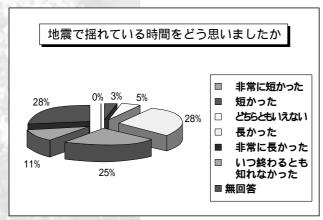


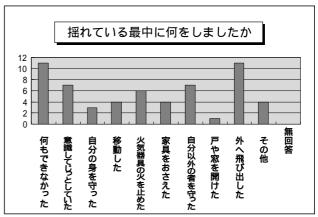


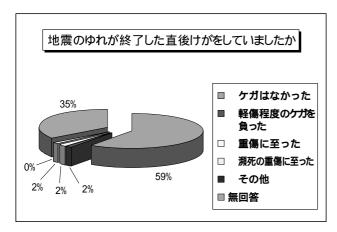


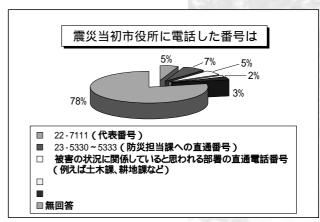


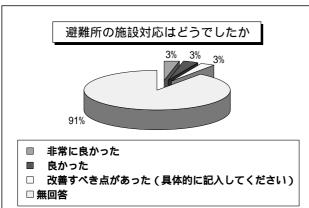


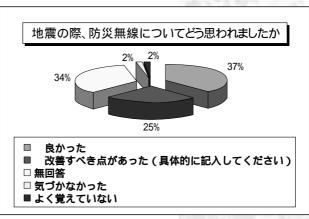


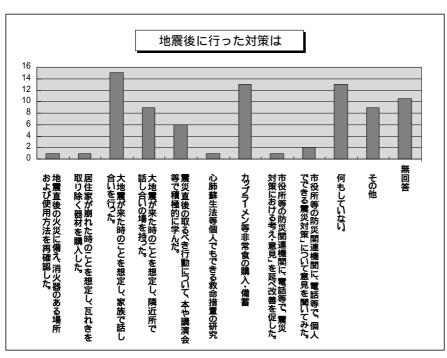












自由回答欄

今回の震災対策に関して、市役所に要望することを具体的にご記入ください。

- ・ガスもれ等が発生した時に2次災害を防ぐために、電話しても話し中で電話が通じない。こういう ことにならないように直通になる電話番号を知りたい。米子市が作成して緊急の連絡先を自治会に 配布してほしい。
- ・補助金の申請に対して高齢者の場合、手続きが出来にくいため市の出張、自宅サービスの充実と手 続きの簡素化を要望します。 市道(富益団地)の整備の早期着工。
- ・被災した立場は同じなのに収入によって制度が受けられないのは納得いかない。 手続きが二重三重の手間(精神的に参って居るのにです) メンタル面でのフォローも何一つなく(安倍・彦名や大沢川周辺ばかり優先されて) 1ヶ月も我慢 したが、いざ引越しを決意しても県営・民営には入居させてもらえなかった。 相談室の対応が被災者の気持ちを全然理解していない。
- ・市役所の皆々様には親切にいろいろと教えていただき、心より感謝しております。何も要望するこ とはありません。
- ・市の対応が非常によかったです。
- **・特にありません。**
- ・度々相談に伺いましたが、いつも親切に応対していただき感謝しています。ありがとうございます。
- ・よかったこと

子供が小学校にいる時間でしたのでとても心配していましたが、防災無線で全員無事に校庭に避難 していることがわかり、安心して学校に迎えに行くことができました。震災後公的援助の基準につ いて知らせていただき、かつ手続きもしていただきとてもありがたかったです。

- ・要望することはありません。市役所の方の震災対策本部の方々はみんな親切で、丁寧で本当に助か りました。ありがとうございました。感謝しています。
- ・よい対処をしていただいたと思っております。心身ともに疲れているときボランティアさんにお世 話になり、倒壊したブロック塀を片づけてもらい、非常に助かりうれしく思いました。
- ・高齢の方々にわかりやすいような手続き等の簡素化を望む。マスコミ・メディアからの情報の方が 早く混乱した。

- ・今年の9月までに市住を出なくてはいけないので不安です。家具もそろえなくてはなりません。早 く家が決まったらと思います。
- ・日常生活に困る事態にならず切実感はないが断水・停電・ガス切れになると大変だ。 普段の防災訓練が必要だ。

余震などで母屋が半壊となり解体 市の援助が助かりました。建築資金の優遇などの非常事態の対処。

- ・地震の後、家が全壊となりいろいろな手続きで市役所に行ったが、あの階に行ってください、1階に 行ってくださいとなかなか統一できてなかった。あとで4階にまとまったが、県は県民室の窓口が あり各担当の人が降りて説明にこられた。市は場所がわからず何度も行ったりきたりでした。対策 として一本化され、課税課、建築課とわかれるなどの横のつながりをとった対策をしてほしい(書類 をあっちこっち出すのでなく)。
- ・家が全壊でしたがお金がないため補強したくらいで墓も25体と灯籠6体が倒れ、なしも全部落ちま した。補償を農協の共済で少々補うことができましたが、市のほうももっと考えてほしいです。
- ・後の補助的な部分がよかった。 一人暮らしで、高齢でないため、何の手助けもなく、瓦の整理、崩れた壁等の片づけが大変だった。 屋根のテントはり等もできなかった。
- 災害について日常心がけておくことを機会のあるごとに例えば各種会議や掲示板等おいて市民の常 識として知らせる。災害時における避難所を知らせておく。
- ・防災対策本部は、早急に立ち上がってほしかった。 相談に行っても今年度がはじめてでわからないのは十分わかっているが、各部所に相談事項をたら いまわしにしてほしくなかった。
- ・震災により全壊認定を受け、新築を考え手続きを行っていたが、地主より地代をあげるといわれ断 念せざるを得なかった。できることならば、震災対策法の中に故意的に家を壊した場合でないので、 契約どおり同じ地代で建て直しし、再建活動の後押しを市から行ってほしかった。市及び県の援助 を受ける手続きを早く処理したにもかかわらず、土壇場で無意味になりその半年間、精神的不安を 抱えながら生活を余儀なくされた。今後このようなケースはありえると思うので検討していただき たい!!
- ・わたしの家は借家なので屋根、壁面など全壊認定なれど何もしてもらえないことに不満である。
- ・初めての経験で市役所の方も大変だったことと思いますが、対応はかなり早いものだったと思いま す。電話の回線がつながらずいろいろ心配します。また何かの災害に遭ったときは少しでも多くの 情報を流していただきたいと思います。

- ・特になし
 - しいていえば、税金の免除手続き処理をもっと早くしてほしい。課にもよるが、申請から銀行振込 終了まで3カ月もかかっている。
- 特にありません。 このたびの地震に関してはありがたく感謝あるのみです。
- ・地震の状況を人が代わるたびに話をしなければいけないので面倒だったし、それだけでなく、いや だったことを何度も何度も話すことになり精神的につらくなった。
- ・家屋の被害を受けた世帯だけでなく、一家の大黒柱である主人が重傷を負い長期入院をしている我 が家にも経済的な支援をしてほしいです。
- ・家が全壊し小さいところでも建てるにあたり義援金をいただき大変喜びました。
- 市の担当者が廻ってこられ、危険だから退去といわれたが近くに避難所がない。近くの避難所を通 知されたい。
- ・地震保険の加入をPRすべきだ。
- ・役所は本当に被害者のことを考えているのか、ただ仕事として義務的にしか対応をされていないよ うに思いました。全員がそうであるとは思いません。ごく一部の人は親切でありました。支援、援 助も市民に対しては十分に行ってほしい。
- ・我が家は今回市の方に大変お世話になりました。ありがとうございました。
- ・防災無線が家にいるとぜんぜん聞こえない(いつも)。
- ・被災者支援制度のことについて 相談窓口の担当者がうそをついたりからかったり、制度の内容について担当者によって言うことが 違ったりして非常に腹立たしい思いをし市役所が信用できなくなった。もっとまじめにやれ!!

今回の地震に関することで、自分自身に対する反省点があれば自由に挙げてください。

・今回のような大地震は鳥取県は来ないと思って安心していたが、この度の地震でいつどこに起こる かわからないと感じた。電話の不通によりパニックになった。いざという時は自分の身は自分で守 らないといけないことを痛感した。

- ・お店での買い物途中に地震に出会い、そのまま入院になったため家の事などのアンケートには答え られません。すみません。救急車を呼んだらしいのですが、いくら待っても来ませんでした。結局 お店の人に近くの病院へ運んでもらいました。いっせいに地震や事故にあったら急には何もできな いなと思いました。義援金をいただき沢山の人に助けていただいて有難く思っています。
- ・まさかと思うことが現実に起こり慌てております。これからいろいろと考えていきたいと思います。
- ・高いところに物を置くのをやめよう。すぐ避難できる場所を確認しておこう。
- ・私は地震の最中外に飛び出したために怪我をしました。 あの時家の中の机の下などにじっとしていたら怪我をせずにいたと思います。 慌てて外に飛び出したことを本当に反省しています。
- ・自分は配達中、車のブレーキが利かなくなり非常にびっくりしました。いつでも止まれる安全運転 が必要だと思いました。また家族二人いましたが無事でしたのでよかったと思います。
- ・今まであまり地震に関しては他所のことのように思っておりましたので、いざ地震というときの心 構えがなく箪笥、家具等の設置等も考慮しなくてはいけないと思った。あまりあわてて外に飛び出 し怪我をしないようにすること、非常袋を作っておくこと。
- ・ボランティア精神の欠如 助け合いの精神を大切にしたいと思いました。
- ・想像だにしないことで驚くばかり。普段の備えが必要。 震度の割に被害少なく幸甚でした。備えあれば憂いなし、普段の心構えが肝心。 衣食住の大切さを知る。日本全体が自給率を高める施策。 農業の大切さなど(国の施策)、棚の上に あまり物を載せない。家具等地震対策をしておく。
- ・少しでも家の補修は早くからしておくべきだと思った。家具等は固定すること。
- ・以前ある学者の方が地震について、日本のどの地方に地震の起こる可能性が高いか分析されたこと をテレビで見ました。その時鳥取県西部は地震に対しての可能性が大変低いものでしたので安心し ておりましたが、このたびの地震で私の家は全壊してしまいましたので大きなショックを受けまし た。自然はどこで何が起こるかもわからないことを痛感し、今後の教訓になりました。
- ・突然の天災に対しては、その最中は人間は何もできないことを痛感しただけ。 阪神大震災以降、非常持ち出しは常備しているが、とっさの場合持ち出すのは不可能である。その 時々で対処するしかない。

- ・地震保険をかけていたので心強かった。県の対策も早い段階にできていたので心強かった。今回の 地震はライフラインの被害は出なかった(我が家に関して)ので、地震後早い段階で普通の生活に戻 れた。
- ・地震の災害などというものは他のところのものと安心して何の対処もしていなかったこと。
- ・対策に無関心であったこと。
- ・食器棚の戸を開かないようにしておけば、食器の破損が防げたと思った。
- ・我が家は建物も古く狭いためいろいろなものを上にのせていました。夜寝ているときだったら大変 だったと思います。今なんとなく家が落ち着いていませんので、これからいろいろと考えてみたい と思います。提出が遅くなって申し訳ありません。もう二度とあのような地震が起こってほしくあ りません。一ケ月間くらいは食事も睡眠も取れないような状態でした。
- ・今回の地震の時自宅には誰一人おりませんでした。6人家族ですが、主人の母と主人は滋賀県の方 に葬儀に出かけておりこちらにはおりませんでした。父も出かけており、子供は小学校と幼稚園に 行っておりました。私はビデオレンタルと古本屋が一緒になっている本のコーナーで本棚と本棚の 間で本を買おうとしていましたが、地震があって2m近い本棚がドミノ式で次々と倒れてきてその 下敷きになってしまいました。自力では出ることができず消防の方々に病院まで運んでいただきま した。右腕と左の鎖骨を骨折して胸骨の左のアバラ2本にひび、右の顔を強く打って麻痺してて歯 は3本折れました。入院中はあまりの痛さとストレスにより円形脱毛症になってしまいました。 自 力で起き上がれず食べ物も食べられず点滴で10日後に手術をしました。それから1か月と10日入 院しました。未だに右腕のリハビリに通っています。いずれまた右腕と左の鎖骨の金具をとる手術 があります。

幸い家と家具等や、家族は怪我もなく無事でした。怪我をしても未だに完治せず、ゆれるとやはり とても怖くしばらく何もできずにいる状況です。

でも食べていかなければなりませんので仕事には出ています。多少の不自由はありますが。

16

広報、新聞記事等

1 チラシ

[H12.10.8配布]

至急お知らせ

平成12年10月8日

市民各位

米子市長 森田隆朝

鳥取県西部地震に伴う不燃ごみ収集について

平成12年10月6日発生しました鳥取県西部地震では、被害を受けられました市民の皆様方に対して お見舞い申し上げます。

さて、このたびの地震で、各家庭においてさまざまな不燃性のごみが発生し、処分にお困りのことと 存じます。

つきましては、米子市災害対策本部の特別措置として、下記のとおり不燃ごみの収集を実施いたします ので、ご連絡いたします。

なお、可燃ごみ収集については、通常のとおり行います。

記

- 1. 収集対象不燃ごみ 食器、トタン、ガラス、花瓶、瓦、ブロック など
- 2. 収集日及び持ち出し日

収集日 収集地区		持ち出し日及び時間
12日(木)	就将、彦名、 春日、県、車尾	10日 (火) から 12日 (木) 午前8時30分まで
13日(金)	明道。巌、大高、 啓成	11日 (木) から 13日 (金) 午前8時30分まで
14日(土)	成実。尚德、 永江、五千石、 福生東、福生西、 福米東、福米西	12日 (木) から 14日 (土) 午前8時30分まで
15日(日)	義方、住古。 大排津、和田、 加茂、崎津、 河崎、富益。 夜見	13日(金)から 15日(日)午前8時30分まで

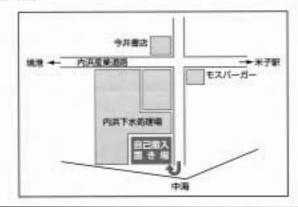
- 3. 各地区の持ち出し場所 不燃ごみ置き場
- 4. 自己搬入を希望される方は、下記の置き場(安倍1002番地)に搬入してください。

搬入期日 10月9日(月)~15日(日)

搬入時間 午前9時~午後4時

問い合わせ先

清掃課 23-5300 環境課 23-5255



[H12.10.9配布]

平成12年10月9日

緊急情報提供

市民各 位

米子市長 森田 隆朝

家屋の修繕・ビニールシートの販売などに関する悪質商法について

市では鳥取県西部地震の復興対策をおこなっておりますが、これを口実とした 不当な内容・価格での、家屋の修繕やビニールシートなどの販売を目的とした悪 質商法が発生していると、米子警察署から通報がありました。

市や県などの役所が、物品の販売や家具の修繕を業者にあっせんすることはあ りませんので、「市から頼まれています。」、「市のほうから来ました。」というよ うな役所を名のる電話勧誘や訪問勧誘による契約には十分ご注意下さい。

契約してしまった場合やこれから契約しようと思われる場合でも、不審に思わ れることがあったら、すぐに相談して下さい。

なお、今後、電気や水道の点検、家屋の点検など「点検商法」の横行が予想さ れます。ご不審なときにはすぐに相談して下さい。

相談窓口

米子市消費生活相談室 電話 23.5379、35.6566

鳥取県立消費生活センター 電話 34・2648

平成12年10月9日

市民各位

米子市長 森田 隆朝

災害救助法による住宅の応急修理等について

平成12年鳥取県西部地震により発生した被害に関し、米子市に災害救助法が 適用されることに伴い、下記のとおり公費による住宅の応急修理等を行いますの で、対象となる方は、下記の要領で申し出てください。

記

1 措置の内容

- (1) 住宅が半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない方に対する 当該住宅の応急修理(業者を派遣しての現物給付)
- (2) 住宅が障害物により一時的に居住できない状態にあり、自らの資力ではその除去ができない方に対する当該障害物の除去

2 対象者

次のいずれかに該当し、かつ、自らの資力ではその復旧ができない方

- (1) 平成 12 年市県民税所得割が非課税である世帯に属していること。
- (2) 病気、けが等により、世帯において今後の収入が見込めないこと。
- 3 申出期間・申出場所

平成 12 年 10 月 10 日 (火) ~ 10 月 13 日 (金) 午前 9 時 ~ 午後 5 時 米子市役所 1 階市民ホール 特設受付コーナー

(印章は不要です。代理人でも申出できます。)

4 注意事項

- (1) 措置の対象は、1・2の要件に該当するものに限られますので、明らかに 該当しない方の申出は、ご遠慮ください。
- (2) 措置は、あくまでも応急修理に限られ、完全な修理を行うものではありません。また、それぞれの措置で限度額もあります。
- 5 問い合わせ先

災害救助法関係特設受付コーナー(電話 23 · 3099、23 · 3082)

[H12.10.13配布]

鳥取県西部地震で 被災された方へのお知らせ

この震災で、被害を受けられた市民の皆様に対しまして心からお見舞申し上げます。 米子市では、皆様の生活が一日でも早く元どおりとなりますよう復旧対策に全力をあげて います。

また、皆様の生活に密着したことには積極的な支援をしてまいりますので、お気軽にご相 談ください。



住宅相談窓口の開設について

【設置場所】 建築指導室

【業務內容】 応急危険度判定士(ボランティア)により、赤紙(危険)及び黄色紙(要注意)の

判定を受けた家屋についての相談、及び被災家屋の新築及び改修等の相談

【期 間】 平成12年11月10日まで

問い合わせ先 建築指導室 ☎23-5236・5235

祉

住宅の応急修理

地震により壊れた住宅(天井や壁の破損、雨漏りなど)の応急修理を行ないます。 次のいずれかに該当する方

- ①平成12年度市県民税所得割が非課税である世帯に属していること。
- ②病気、けが等により、世帯において今後の収入が見込めないこと。

申し込み・問い合わせ先 長寿社会課 ☎23-5155

災害弔慰金等の支給

- ●災害用態金 地震により亡くなられた方の遺族に災害用態金を支給します。
- ●災害障害見難金 地震により心身に重い障害が残った方に災害障害見難金を支給します。
- ●災害援護資金 地震により世帯主が負傷した場合や家財に損害を受けた場合に、生活立て直 しのための資金を無利子で貸し付けます。
 - 対象者 所得の制限を満たし、次のいずれかに該当する世帯主
 - ①世帯主が負傷し1か月以上の療養を要する場合
 - ②住居又は家財の被害金額が3分の1以上の場合

申し込み・同い合わせ先 長寿社会課 ☎23-5155

生活福祉資金の災害援護資金

- (1) 対象者 低所得世帯で前記の「災害援護資金」の貸付対象とならない世帯
- (2) 内 容 破損した家財の購入や住宅の補修

市上込み・同人合わせ先 米子市社会福祉協議会 第23-5491

母子・寡婦福祉資金

- (1) 対象者 母子家庭、寡婦、母子福祉団体等
- (2) 内 容 住宅の改築、補修等
- 申し込み・間い合わせ先 児童家庭課 第23-5177

市税などの減免措置

腐取県西部地震により被害を受けた方に対して一定の基準により市税などを減免する措置が あります。また、納税が困難になった方については、納付等についてもご相談に応じております。 くわしいことは下記にお問い合わせください。

★市民税·固定資産税·······課 税 課 ☎23-5111

収税課 ☎23-5163 ★国民健康保険料……保険課 ☎23-5121

★下水遊使用料·······下水道業務課 ☎34-1301

★水 道 料 金……水 道 局 ☎32-6111





地震による子どもの「心の健康相談窓口」

島取県教育委員会が次の窓口を開設しております。(相談無料)

相談窓口	相談電話番号	相談担当者	氏名・職名
米子市東町138 井上クリニック	8 0859-32-5110	井上 寬	精神科医
米子市久米町284-2 永見医院	☎ 0859−32−3166	永見 実	精神科医
米子市上後藤3丁目5-1 広江病院	☆ 0859-29-5351	坂元 俊文	精神科医
米子市皆生新田1-8-1 山陰労災病院精神科	2 0859-33-8181	中村 宏子	臨床心理士
米子市西町86 鳥取大学医学部精神神経科	☎ 0859−34−8107	三輪美和子	臨床心理士

[相談対象]

・災害に起因すると考えられる心身の変調(イライラしやすくなった、睡眠障害、消化器系障 害など) がある子どもの保護者。

【相談方法】

- ・原則として、電話または訪問により相談し、アドバイスを受ける。
- ・訪問によりアドバイスを受けようとするときは、あらかじめ電話で連絡をとっておくこと。 【相談時間】
- ・月曜日~金曜日の9:00~17:00とする。

問い合わせ先 学校教育課 ☎23-5432





[H12.10.25配布]

被災された方へ米子市からのお知らせ(各種支援制度について)

このたびの鳥取県西部地震で、被害を受けられた市民の皆様に対しまして心からお見舞い申し上 げます。

米子市では、皆様の生活が一日でも早く元どおりになりますよう復旧対策に全力をあげていると ころですが、その支援策として、次のとおりの事業を行い、また計画しているところです。

これら災害復旧の支援制度等に関しましての様々なご相談を受ける「米子市災害復旧相談室」を、 米子市役所4階に開設していますので、いろいろとご相談ください。(当分の間、土・日・祝日も受 け付けます。)

(間い合わせ先)「米子市災害復旧相談室」米子市役所4階 午前8時30分~午後5時

☎23-5530~5535 (総合窓口)

\$23-3082·23-3099

(家屋解体撤去) 公22-5182・22-5183

①現在実施している制度、事業

区分	事業・制度	事業・制度の内容	問い合わせ先
災害の事実の 証明	り災証明	建物が損壊したことについて、市が調査のうえ証明する。 (全壊・半壊・・調査、一部損壊・・関き取りのうえ即時交付) ※「融資中込」、「住宅入居申込」、「保険金受取り」等に必要	り災証明窓口 (市役所 1 階) 23-5105
	り災届出証明	動産(家財や商品等)が損壊したことについて、市に届け出たことを 証明する。	災害復旧相談室
住宅の修理	災害教助法によ る応急修理等	天井や壁の破損、雨灘りなどの業者を派遣して応急修理をする。 - 平成12年度市県民税所得割が非課税である世帯 - 今後収入が見込めない世帯	災害復旧相談室
住宅の清掃・ 修繕	被災地高齢者等 の生活支援事業	自宅の清掃、小修繕(1世帯10万円、特別な場合20万円) ・独居老人・障害者・母子家庭の母・寡婦等対象範囲を検討中	災害復旧相額室
生活必需品の 購入等	災害復旧相談室		
貸付金 (一般向け)	災害援護資金	住宅が全半壊か家財の被害金額が3分の1以上の場合に、住宅の改築・ 補修の費用を貸付 - 所得制限 単身220万円未満、2人430万円未満 等 - 貸付限度額 全壊350万円、半端250万円 等 - 無利息、10年償還(内3年間償還猶予)	災害復旧相額室
	生活福祉資金	生活資金・住宅資金・福祉資金の賃付 ※災害援護資金の賃付対象世帯を除く。 ・低所得者世帯(所得制限あり)・障害者世帯・高齢者世帯	市社会福祉協議会 (ふれあいの里) 23-5491
	生活福祉資金 特例貸付	地震で被災し、避難しているまたは避難していた世帯で当面の生活費 を必要とする世帯(所得制限なし) 貸付限度額10万円	
	母子・寡婦福祉 資金	住宅資金・生活資金・転宅資金の貸付 ・母子家庭・寡婦・40歳以上の配偶者のない女子	災害復旧相談室
貸付金 地震対策特別 商工業 サービス その他各種貸		米子市に事業所のある企業の被害の復旧に襲する経費及び当面必要となる運転資金の貸付 ・被害の復旧に要する資金 5,000万円以内 ・運転資金 2,000万円以内 ・貸付利率 保証なし0.64%、保証あり0.54% ・貸付期間 10年以内(据置2年以内)	災害復旧相點室
住宅貸付	住宅金融公庫	災害復興住宅融資 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	各取扱金融機関
裁獄金	* 計しくは、各金融機関へお問い合わせください。		災害復旧相除室
見舞金	見舞金支給	住宅が半端以上の世帯へ支給 ・全壊…2万円 ・半端…1万円 (県:全半端…2万円)	災害復旧相談室

区分	事業・制度	事業・制度の内容	問い合わせ先
住宅の提供	市営住宅等への 受入れ	被災世帯の市営住宅等への受入れ相談	災害復旧相談室
住宅の修繕・ 見積り	住宅修繕見積 相談	家屋修繕の紹介・見積り等の相談	災害確旧相談室 市建設業協議会
消費生活に関 する困りごと	消費生活相談	消費生活に関する契約上のトラブルなどの相談を受ける。	消費生活相禁室 23-5379, 35-6566

(制度実施が決定すれば早急にお知らせします。) ②現在実施を検討中の制度、事業

区分	事業・制度	事業・制度の内容	問い合わせ先
住宅の建替・ 補修	住宅復興補助会	自分の居住用建物の建設 (米子市内) 又は補修について補助金を交付 する。 ・建設…補助対象限度額 300万円 ・補修…補助対象限度額 150万円 本人負担1/3	災害復旧相談室
石垣等の補修		崩落すると周囲の住宅等に被害を及ぼす恐れのある損壊した石垣や縮 優等の補修について補助金を交付する。 ・補助対象限度額 150万円 本人負担1/3	災害復旧相談室
家屋の解体 ・撤去	災害廃棄物処理 事業	居住困難・修理不能の家屋で所有者が解体搬去を希望し、市が認める 場合に、市が解体搬去をする。	災害復旧相談室
信選猶予 (企業向け)	制度融資の償還 猶予	被災により事業活動に支障が生じ、商工団体の認定を受けた中小企業 に対し、制度融資の収往借入金の信運猶予措置を行う。	災害復旧相談室
市税等の減免		市税・国保料・使用料等の減免	災害復旧和缺室

上記制度は、 10月20日 現在のものです。この他にも実施または検討されている制度もありますので、詳しくは、米 子市災害復旧相談室へご相談ください。また、工事に入られる方は、被災状況の利る写真、工事見積書、傾収書等を保管しておいて いただきますようお願いします。

~『り災証明』の申請はお早めに~

被災の程度により、家屋について全場・半環・一部損壊の証明をします。 全壊・半壊については、調査のうえ後日交付します。また、一部損壊は、聞き取りのうえ即時交付します。 り災証明は、次のような場合に必要な場合があります。

- ◎融資等を受ける場合
- ◎各種の減免を受ける場合
- ◎見舞金等の支給を受ける場合 など

『り災証明』の申請受付

市役所1階ロビー 受付窓口 ◎場 所 午前8時30分~午後5時 ◎時 間

代理の方でも申請できますが、被災者本人の印章が必要になります。 申請に際し、損壊の状況を記入していただきます。

また、今回の地震被害における融資申込、住宅入居申込、保険金給付請求等のために「り災証明書」を 提出される際に、所得証明書、資産証明書、住民票の写し等の各種証明書の添付が必要な場合、各担当課 窓口で「り災証明書」(又は受付清証)を提示されますと交付手数料が減免されます。

> り災証明受付窓口 ☆23-5105 間い合わせ先 または 総務課 ☆23-5331

> > 発行 米子市災害対策本部(総務課) ☆23-5331

(H12.11.16配布)

被災された方へ米子市からのお知 (各種支援制度について)

鳥取県西部地震から一か月が経ちましたが、いまだに余霞はおさまらず、不安な日々が続いています。 被害を受けられた市民の皆様に対しまして心からお見舞い申し上げますとともに、皆様の生活が一日 でも早く元どおりになりますようお祈り申し上げます。

米子市では、復旧対策に全力をあげているところですが、個様への支援策として、次の制度を実施し ますのでお知らせします。

新たに実施する制度・事業

●住宅復興補助制度

- 自取原西部地震の被災世帯の方で次の方に、補助金を交付します。 ・自らお住まいの住宅等の新築、建蓄え、補修、液状化現象等による敷地の整地等を行う方
- 危険な石垣、摘壁の補修を行う方

[制度の内容]

_	Ories I			
区分	住宅 建設	住宅補祭	石坦。据壁補原	
権助金の	全域又は学順した住宅にお住まいの方 で、住宅の新装(米子市内の新装に設 ります)を行う方又は住宅の床面積の 50%以上の健替えを行う方	原懐した住宅にお住まいの方で、住宅 の床面積の50%未満の鍵積えを行う方 又は住宅の機能を行う方	個場すると住宅に被害が及んだり。 地 域の方の住宅に支煙をきたす危険な石 垣、頻壁(お住まいの住宅と一体を すものに限ります)の機能をする方	
補助対象の工事	新築工事又は確勝え工事	連請え工事又は補修工事(家屋としての 効用維持や、家屋の構造体の維持のた めに必要機能領の衝性に限ります) (対象となるもの) 屋根、外壁、差蔵、柱、梁、筋かい、 土台、地中の設排水・電気・ガス工 車、液状化による表地の整地工事等 (対象とならないもの) 内壁、天井、健員等	石垣、接壁等の指修工事(高さ1m以上の補修に限ります) (対象とならないもの) 直路や構造との検界のブロック維等 の振機	
	工事費全額(上限300万円)	市が定めた標準的な単価で積算した工 事費の額(補助対象経費)により、以 下の式で計算した額	工事費の3分の2(上限100万円)	
語			助金の額	
W/		~10万円 補助金はあり		
補助会の額		10万円〜50万円 (補助対象経費 50万円〜60万円 補助対象経費 60万円〜150万円 補助対象経費 150万円〜 #100万円	×2/3	
		※被災海齢者等の生活支援事業を受けられ	りた方は、別計算です。	
中排	の期限 平成14年10月5日	平成13年	10月5日	

- 申請方法
- 申請方法
 必要な書類は、「住宅復興祭口」に用意しております。ます住宅復興祭口にお越しください。
 ・受付・問い合わせ先
 米子市住宅復興祭口(市役所1庫市民ホール)(☆23-5536・23-5537)

●相撲家屋解休事業

- 対象家屋
- 住宅(店舗併用住宅を含む)及び同一敷地内の付属建物

- ただし、企業が設置する事業所、公共公益的施設、門・脚は除きます。 全壊・半壊の状態にあり、居住困難又は修理不能となった家屋で所有者が解体・搬去の中出をし、 解体・指去の基準 市が解体・撤去を認めたもの。
- 解体・搬去の方法(いずれかの方法を家屋所有者に選んでいただきます)
 - (1) 家園の所有者が業者を選定し、市・所有者・業者の三者契約を行う。 (2) 市が業者を選定し、市・業者の二者契約を行う。 市が業者に支払う金額は、市が定めた金額以内とします。
- 解体・指去費用
- ・倒壊家屋に関係権利等がある場合 所有者の責任において関係権利者(紅当権者等)の同意等が必要になります。
 ・申出の開闢 平成12年12月25日まで
- ・受付・問い合わせ先 米子市災害御日相談室(家屋解体撤去相談窓口 ☆22-5182・22-5183)

◆「り災証明」を発行しています。 根災の程度により、家屋について全様・半様・一郎損様の証明 をします。 「り災疑明」は、次のような場合に必要となります。

- 1 分次配列 18、次以ような場合に設定した。 ・設置等を受ける場合・各種の減免を受ける場合 ・見舞会、補助金等の支給を受ける場合 等 全棟・半線については、調査利定のうえ、後日証明書を受付し
- **一部損壊については、関取りのうえ、即時交付します** なお、家屋の傾きにより利定が変更になる場合もありますので、 該当すると思われる方は、再整ご相談ください。
- 代理の方でも中間できますが、被災者本人の印章 + 申請方法

申請に難し、損壊の状況を申告記入していただき

一部損壊で既に証明を受けられた方が、全場又は 牛壌に申請を変更される場合は、交付された証明 書をご持参のうえ、再度申請してください。

・受付・問い合わせ先

り災延明受付取口(市役所4階 む23-5105) ⇒1間市既ホールから場所を移しました。

◆「り災証明」の再審告請求

本屋顕音により判定を受けた「り贝の程度」に不限がある方は、 再審査の請求をすることができます。 り災証明書(原本)・印章をご用意のうえ、ご相談ください。 再調査、修繕経費による再判定をおこないます。

+ 受付・用い合わせ先

来子市災害費旧相談室(5災間内審査請求相談部口 章23~5535・23~3082)



すでに実施している制度・事業

区分	事業・制度	事業・制度の内容	閉い合わせ先
災害の事実の 証明	り災証明	課物が振鳴したことについて、市が調査のうえ延明します。 (全増・半壊・調査・一部排壊・関き取りのうえ即時交付) ※「融資中込」「住宅入阪中込」「保険金受収り」等に必要	り災証明部口 (市役所4階) 23-5105
	り災暑出証明	動産 (家財や商品等) が損壊したことについて、市に届け出たことを反 明します。	災害側日相陰壓
住宅の修理	災害救助法によ る応急修理等	天井や壁の確認。雨瀬りなどの応急修理 ・平成12年度市規則税所得割が非課税である世帯 ・今後収入が見込めない世帯	災害側日相除室 申申込み掲載 平成12年11月30日
住宅の海岸・ 核災高融者等の 自宅の小修繕や清掃等の助成 (平成13年3月末までに修繕が終わるものに限ります) * 70才以上の高齢者・母子等の世帯 * 1世帯10万円、特別な異会20万円		災害衛日和政室 ※申込み開報 平成13年1月10日	
生活必需品の 被災者生活再連 生活必需品の購入費・住居の移転費の経費を支給します。 類入等 支援制度 (収入500万円以下の世帯に100万円を設度に支給 等) ・住宅が全港した世帯又は半葉で住宅を解体した世帯		贝害側日相膝室	
見舞金	見舞金支給	住宅が平壌以上の世界へ支給 ・全壊2万円 ・半線1万円 (県:全半壊2万円)	申込みは 必要ありません
貸付金 (一般向け)	災害復騰資金	自宅が全半頃か、原財の秘書が3分の1以上の場合に貸付け ・所得制限:単身220万円末満,2人430万円末満等 ・貸付税超額:全壊250万円、半壊170万円 等 ・無利子、10年債務(内3年間債務第予)	災害復旧相談室 ※中込み開設 平成13年1月31日
	母子・寡婦福祉 責金	住宅資金・生活資金・転宅資金の貸付 ・母子家庭・実婦・40歳以上の配偶者のない女子	災害復旧相談室
貸付金 (企業向け)	地震对策特別 調金	米子市の企業の被害の使旧に要する経費及び当園必要となる運転資金の 貸付 申利息は、当初6年間については禁と市が負担し無利息とします。 保証料についても、当初6年間については繋が負担します。	災害復旧和談室
住宅貸付	住宅金融公庫 ほか	災害復興性宅政費 ※詳しくは、各金融機関へお問い合わせください。	各取扱金融機関
設付償還延長 拠算 (企業向け)	市制度融資質適 証長・据算	被災により事業活動に支障が生じ、商工団体の認定を受けた中小企業に 対し、市制度融資階間入金の1年以内の償還延長と供せて1年以内の据 機関を行います。	災害復日相談室
保護条件額和 (農業者向け)	制度資金の質速 条件編和	災害により制度資金の返済が困難となっている被害需要者に対し債産組 予等の補置を行います。	競技借入金の 融資機関
住宅の提供	市営住宅等への 受入れ	被災世帯の市割性宅等への受入れ相談	建築課 23-5263
住宅の修繕 - 発積り	住宅修繕見積 相談	家屋修繕の紹介・見積り等の相談	災害復旧相談室 市運設業協議会
消費生活に関 する困りごと			消費生活相談室 23-5379 35-6566
市税等の避免		市根・国保料・使用料(水道・下水道・廃業集落損水等)等の減免 - 国民年金のご相談は、年金係まで(章23-5142 土・日曜。祝日降く)	災害發旧相談室



その他

- 家屋修繕に伴う互際類の処分について 接災された家屋の修繕に伴う互張類(互、ブロック等)の処分についてお困りの方は、下記までご相談ください。
 ▶環境課 ☆23-5257・清掃課 ☆22-5325
- ●住宅金融公庫等の災害復興のための住宅貸付を受けられた方に対して、県と市からの利子補給制度が決まりました。 手続き方法等の詳細が決まりましたらお知らせします。

お問い合わせ、ご相談は下記まで

「米子市災害復旧相談室」米子市役所4階

(総合窓口) #23-5530~5534 m23-3099

(家屋解体撤去) ☆22-5182・22-5183 (り災証明) ☆23-5105 (り災証明再審直請求) ☆23-5535・23-3082

「住宅復興窓口」米子市役所1階市民コーナー

#23-5536 · 23-5537

※各窓口の受付時間:午前8時30分~午後5時(11月末までは、土・日・祝日も受付けます。) 発行 米子市災害復興本部事務器 (総務課) ☆23-5331

2 ホームページによる広報

預金、貯金の払い出しについて(お知らせ)

平成12年10月10日

被災された皆さまへ

米子市長 森田 隆朝

このたびの地震により被災された皆様方へ心からお見舞い申し上げます。 さて、金融機関等では、このたびの地震により、預金や貯金の通帳、証書、印 章などを紛失されるなどして手元になくても、本人であることの確認ができれば、 預金や貯金の引き出しのできる取扱を行うとのことですので、ご連絡します。

記

1 取扱期間

平成 12年 10月 10日 (火)から 平成12年11月10日(金)まで ただし、土・日曜日、祝日を除く

2 本人の確認方法

本人が確認できる免許証、身分証明書、健康保険証、パスポートなどをお 持ちください。

なお、これらのものをお持ちでない方は、金融機関等の窓口でご相談くだ さい。

3 取扱金融機関等 銀行、信用金庫、農協、郵便局



3 広報よなご

[H12.11月号]



のりゅいは
●島取県西部地震による被害を
受けられた市民の皆様へ2~3
● 第7次米子市総合計画策定に向けて…4
●ふれあい説明会
●商少年·成人式特集 B
☀地区からのたより・・・・・・7
●みんなで幸せな社会づくり8
●9月定例市議会12
美俚用组示码

市民の皆さまへ

きる10月6日に発生いたしました「鳥取県西部地震」は、あまりにも突然のこと で、市民の皆さんも大変驚かれたことと思います。被害を受けられた方には、心か らお見舞い申し上げます。

また、その後、引き焼きおこっております余震について、不安な気持ちで毎日、 特に夜間をお過ごしのことと葉じているところです。

本市といたしましては、いち早く対策本部を設置し、被害に遭われた方の相談窓 口を設け、住宅等の困りごとや災害規場の処置につきましては、できるだけ迅速、 的確に対応してまいったところでございます。

しかしながら、被災の範囲が広範にわたるため、現時点で不十分な対応もあるか と思いますが、職員一同精一杯の努力をしておりますので、ご理解いただきたいと 思います。

今後は、この教訓を踏まえ、災害に強い安全なまちづくりの実現のため全力で取 り組んでまいる覚悟でございますので、皆さんも今しばらくの問現在の困難に耐え、 頑張っていただきますよりお願い申し上げます。

米子市長 森田隆朝

鳥取県西部地震による被害を受けられた

米子市では、地震により被害を受けられた皆様の生活が一日でも早く元どおりになりますよう復旧対策に全力を あげています

この度の地震の被害に伴い、皆様にお知らせしたりお願いしたりする必要のある事項で、特に生活に密着したものを、次のとおり取りまとめました。今後も必要に応じてお知らせすることにしておりますが、疑問な点などございましたら、お気軽に担当課または災害復旧相談室(含23-5530)までお問い合わせください。

道路の通行にご注意ください!

島取鳥西部地震により、公共施設の破損等が随所に 出ております

道路の隘役、亀装が多く発生しており、又道 路に隣接する民家の屋根瓦の落下。塀の崩壊等のある 箇所もあり、必要に応じて、通行止め等の捨置をとっ ております。

しかし、余震が続いているため、今後も危険箇所が 発生する可能性がありますので、歩行者の通行、車両 の運行には十分注意して下さい

また、道路等公共施設の復旧には、全力をあげて収 り組んでおりますので、危険防止のための交通規制へ のご協力をお願いします

■問い合わせ先 土木課(含23-5283)

住家の被害に見舞金を支給

この度の鳥取県西部地震によって住家に半壊以上の 被害を受けられた世帯に、米子市から見舞金を支給い たします。

被害の程度	見舞金額
住家が全壊した世帯	2万円
住家が学壊した世帯	1万円

総務課が発行するり災証明書によって半壊以上と認 定された世帯に後日お届けします。

■申込み・問い合わせ先

災害復田相談室(含23-5530)

浄化槽の点検について

~お願い

浄化槽は、生活環境の保全、公共用水域の水質保全 の観点から、浄化槽の設置者に適切な維持管理が義務 付けられています。

- 地震による異常の有無の点検を実施しましょう。
 - (1) 汚水ます、流入管などのパイプの破損の有無
 - (2) 浄化槽本体の浮上、傾斜、破損等の有無
- (3) 放流水の異常の有無
- 異常の認められる場合又は設置者で判断できない 場合は、工事業者や保守点検業者に連絡し、点検を 依頼しましょう
- ■代表連絡先:鳥取県浄化槽協会西部支部

@32-7570

西部地震対策特別金融資金をお貸しします

地震により被害を受けた企業の方に災害復旧資金を 融資します。

▶融資対象

- 平成12年鳥取県西部地震により被災したことについ で商工団体の認定を受けた市内に事業所を有する企業
- ▶貸付限度額
- 被害の復旧に要する経費 5,000万円以内
- 選帳資金2,000万円以内
- ▶貸付利率 年0.64% (保証付は0.54%)
- ▶僧用保証料率 0.4%
- >資付期間 10年以内(据置き2年以内)>申込期間・場所 平成12年10月12日(木)~平成13 年 3 月30日 (全) 申し込みは商工団体まで
- ■問い合わせ先 災害復旧相談室 (含23-5530)

被災者日当ての訪問販売にご注意

地震による被害修復のため瓦・外壁・墓・上下水道 等の点検・修理関係の訪問販売が相次いでいます。從 災で情報が混乱しているときは、人々の「不安」につ け込んだ悪質商法のトラブルが心配されます。 契約は慎重に判断しましょう。

契約時の注意事項

- 簡単に印鑑を押さないこと。
- 見積書をもらい金額を検討すること。
- ・納期、工事内容を確認すること。
- 契約書を受け取ること。
- 契約書にクーリング・オフの記載があるか確認する - 1

こんな時にはクーリング・オフ

訪問販売や電話勧誘などの不意打ち的なセールス は、消費者間には熟慮する余裕がありません。そのた め、一定の期間内であれば、消費者個から一方的に申 込の撤回や契約解除ができる制度(クーリング・オフ 制度) があります。

すでに契約したけれど、思いのほか高額だった、必 要でない修理を依頼してしまった、約束通りの工事を してくれないなど、早まったなと思ったらなるべく早

悩む前にご相談ください

くクーリング・オフの手続きを取ることです

書面を受け取った日を含めて8日以内に、契約を解 除(申込を撤回)したい旨を書面(はがき)に書いて 裏表ともコピーをし、簡易書留の手続きをして販売会 社に出します。はがきのコピーと簡易書留の受取証は、 - 緒に大切に保管してください。

借家の地震による被害

借家の修理は、基本的に家主が行わなければなりま せん。特約がある場合には、その特約に従いますが、 修理が建物の躯体部分におよぶ場合や、借家人に著し く不利な特約は無効となります。

地震保険について

火災保険だけでは、強震等を原因とする損壊等の損 害のみならず火災損害に対しても保険金は支払われま せん。したがって、地震に備えるならば、火災保険に 地震保険をセットして契約する必要があります。地震 保険単独での契約はできません。

■米子市消費生活相談室(市役所4階) 相談専用電話 含35-6566 (くらしのダイヤル) 相談受付時間 午前8時30分~午後5時

里842号

市民の皆様へ ~米子市からのお知らせとお願い~

●このお知らせに関するお問い合わせは、 災害復旧相談室(4階・401会議室)へ。 午前8時30分~午後5時費23-5530~35 受付時間

被災者支援について

【住宅の応急修理】

地震により壊れた住宅(天井や壁の破損、雨漏りな ど)の応急修理を行ないます。

対象者 次のいずれかに該当する方

①平成十二年度市県民税所得割が非課税である世帯 に属していること。

②病気、けがなどにより、世帯において今後の収入 が見込めないこと。

【災害弔慰金等の支給】

▶災害弔慰金

地震により亡くなられた方の遺族に災害弔慰金を支 給します。

・ 弔慰会の額

正亡くなられた方が生計を維持していた場合

500万円 250万円

②その他の場合

▶災害障害見舞金

地震により心身に重い障害が残った方に災害障害見 舞金を支給します。

見舞会の額

①対象の方が主としてその世帯の生計を維持してい た場合 250万円

②その他の場合 125万円

▶災害捆膳資金を貸付ます

地震により世帯主が負傷した場合や家財に損害を受 けた場合に、生活立て直しのための資金を無利子で貸 し付けます。

- 対象者 所得の制限を満たし、次のいずれかに該当 する優帯主
 - ①世帯主が負傷し、一カ月以上の療養を要する場合 ②住居又は家財の被害金額が3分の1以上の場合
- 特付限率額

被害の状況により最高350万円までの資金を貸し付 **けます**。

【介護保険料の避免】

今回の鳥取県西部地震により、住宅、家財などの財 産について著しい損害を受けた方は、介護保険料の減 免の対象になる場合があります。

■申込み・問い合わせ先

災害復旧相談室(含23-5530)

地震のため、水道管が漏水していませんか。

地震により、ご家庭の給水管が破損している恐れが あります。すべての蛇口を止めても、水道メーター表 面の星印が回っていれば温水が考えられますので、こ 確認の上、異常がありましたら水道局給水維持課(含 32-6111) までご連絡ください。(水道料金お知らせ間 の裏をご参照ください。)

り災証明書を発行します。

損害を受けた家屋について、全壊・半壊・一部損壊 の3区分で証明書を発行します。 必要な方は申請してください。

排壊した延床面積70%以上又は主要構造部 の被害が時価の50%以上

損壊した延床面積20%以上又は主要構造部 の被害が時価の20%以上

一部損壊 全壊・半壊に至らない程度の損害

※全域・半壊については現地調査をいたします。 既に修理又は撤去された場合は、写真、修繕契約書 などの資料が必要となる場合があります。

■申請・問い合わせ先

市役所1階「り災証明」受付

₩23-5105

終務課 **第23-5331**

市税の減免申請について

次の被害状況に該当するとき、一定の基準により市 税が減免される場合がありますので、市役所課税課ま でご相談ください

ただし、市税をすでに全額納付している場合は、減 免の対象となりません。

1 固定資産税

[土地]

減免の対象となる場合

地盤崩壊や土砂流入などにより、従来の利用目的に よる利用ができなくなるような著しい被害を受けた面 積が、当該土地の2割以上である場合

【家屋】

減免の対象となる場合

①建物が全・半壊したような場合

②建物の使用目的を著しく損なうような損傷を受けた 場合等

ただし、瓦の破損や壁の他祭等軽数な損傷について は減免の対象になりません。なお申請された建物につ いては現地調査を行います。

■問い合わせ先

- 土地保 (含23-5112) 土地について
- ・家屋について 家屋債却資産係(☎23-5116)

市県民税

震災の被害により市県民税の納税が著しく困難にな った方については、その実情に応じて減免される場合 があります。また、所得税の確定申告や市縣民税の申 告の際、雑損控除(所得控除)が適用される場合があ りますので、災害に関する支出があるときはその領収 書等を保管しておいてください。

■問い合わせ先

市民税係 (含23-5114)

(H12.12月号)

住宅復興補助制度について

鳥取県西部地震の被災世帯の方で次の方に、補助金を交付します。

- 自らお住まいの住宅等の新築、建替え、補修、液状化現象等による敷地の整地等を行う方
- 危険な石垣、機壁の補修を行う方

【制度の内容】

包分	住宅提款	住 宅	接移	石垣、撫養補償
補助全の		の床面積の50%未	歯の建替えを行う方	倒壊すると住宅に被害が及んだり、地域の方の生活に支障をきたす危険な石 垣、麺壁(お住まいの住宅と一体をな すものに取ります)の補修をする方
補助対象の工事	新築工事又は建替え工事	の効用維持や、家! ために必要最低限。 【対象となるもの】 屋根、外壁、基礎 土台、地中の給料	き、柱、梁、筋かい。 非水・電気・ガス工 も数地の整地工事等 もの】	石類、構理等の補修工事(高さ1m以上の補修に限ります) 【対像とならないもの】 道路や隣地との境界のプロック新等 の解類
	工事費全額 (上敞300万円)	市が定めた標準的: 事費の額(補助対: 下の式で計算した!	取経費) により、以	工事費の3分の2 (上限100万円)
袖		植助対象経費	補助金	DMC
助金		-10万円	補助金はありません	£.
か		10万円~50万円	(補助対象経費-10)	房円)×3./4
88		50万円~60万円	補助対象経費-20万円	
		60万円-150万円	補助対象経費×2	3
		150万円~	一律100万円	
2000	CONTROL OF STREET STREET	果被災高齢者等の生活	古支援事業を受けられた	方は、別計算です。
申訓	の期限 平成14年10月5日	The Control of the Control	平成13年	10 H 5 H

必要な書類は、「住宅復興窓口」に用意しております。まず住宅復興窓口にお越しく 申請方法

●受付・問い合わせ先 米子市災害復旧相談室(住宅復興窓口 ☎23-5536・23-5537)

●倒壊家屋解体事業について

対象家屋

住宅(店舗併用住宅を含む)及び同一敷地内の付属建物 ただし、企業が設置する事業所、公共公益的施設、門・塀は除きます。 全壊・半壊の状態にあり、居住困難又は修理不能となった家屋で所有者が解体・撤去 解体・撤去の基準

の中出をし、市が解体・撤去を認めたもの。 次のいずれかの方法を家屋所有者に選んでいただき、解体・撤去を行います 解体・撤去の方法

①家屋の所有者が集者を選定し、市・所有者・業者の三者契約を行う。

②市が業者を選定し、市・業者の二者契約を行う。 市が業者に支払う金額は、市が定めた金額以内とします。 解体・撤去費用

●頻壊家屋に関係権利等がある場合 所有者の責任において関係権利者(抵当権者等)の同意等が必要になります。
 ●申出の期限 平成12年12月25日まで

●受付・聞い合わせ先 米子市災害復旧相談室 (家屋解体撤去相談窓口 会22-5182・22-5183)

お問い合わせ、ご相談は下記まで

●「米子市災害復旧相談室」米子市役所4階

(総合窓口) ★23 - 5530 · 23 - 3099 **★23** - 5532~5534 (家障解体徵去) ★22-5182 · 22-5183 **≘**23 - 5105 (9 英証明) (り災証明再審査請求) 章23-5535・23-3082 (減免相談窓口) ★23 - 5531 (住宅復興窓口) ★23 - 5536 · 23 - 5537

※各窓口の受付時間:午前8時30分~午後5時

第843号

被災された方へ米子市からのお知らせ

●市税等の減免相談について

このたびの鳥取県西部地震で被災された方のために、市税等の減免相談窓口を災害復旧相談室の中に設けていま す。減免相談窓口では、「り災証明書」が「辛壊以上」の方を対象に、次の市税・保険料・各種使用料等について の相談と申請を受付けています。

> 固定資産程・市県民程・国民健康保険料・介護保険料・保育料・水道料金 下水道使用料・汚水処理場使用料・農業集落排水施設使用料・し尿処理手数料

なお、し尿の処理手数料の減免については、くみ取り依頼をされる前にご相談ください。

申請の受付期限は、12月29日(会)ですので「り災証明書」をご持参のうえ、お早めにお出かけください。

(減免の内容)

	項目		条件		東党の割合	2000	減免の期間
市馬民税				損害程度 (合算) 所得金額	平 坡	全 填	10月末納期 分以降の平 成12年度分 (すでに前
bitt	民健康保険料 本人(世帯員等)の所有し、		500万円以下	2分の1	全部	耕されたも のについて	
IMPORTAL MARKET.		居住する住宅が半壊又は全壊 し、かつ前年中の世帯の合算		500万円超 750万円以下	4分の1	2分の1	も対象にな ります)
			所得金額が1000万円以下であ る場合	750万円超 1000万円以下	8分の1	4分の1	10000000
	介護保険料 保育料		現に居住する住宅が牛壊又は 全壊し、かつ歯年中の世帯の 合算所得金額が1000万円以下 である場合				
	-	. in積の2割以上の被害を受け		被害無合	減免の割合		
IXI	1	地	た場合	6 割以上		部	1
固定資産税	家	M	価格の2割以上の被害を受け た場合	4 割以上 6 割未満	105	₹0 f	
能税	信却資産		2 割以上 4 割未満	10分の 4			
使用科等	水道料金 下水道使用料 汚水処理場使 用料 農業集落排水 施設使用料			全 第			10月分から 住宅が復旧 するまでの 期間 (最長 1 年間)

償却資産(固定資産税)の減免について

この夜の地震により情却資産に被害を受け、廃棄ま たは修繕費が取得価額の2割以上である場合は、減免 の対象となる場合がありますので課税課までご相談く ださいい

ただし、修繕を要しない程度または外装の復旧・他 装等本来の使用目的に直接影響のない修繕は、減免の 対象にはなりません。

なお、申請の際に修繕費用の領収書(写)または見 積書(写)の添付が必要になります。

■聞い合わせ先 課税課家屋償却資産係(含23-5116)

水洗便所改造資金の融資をあっせんします

公共下水道・農業集落排水施設に未接続の方で、地 賞による被害を受けた方が、水洗便所に改造する場合、 融資のあっせんをします。

- ▶融資対象 供用開始の日から2年以上経過した区域 の建物
- ▶融資申込期間 平成13年10月6日まで
- ▶融資額・利子 改造工事1件につき80万円以内・無 利子
- ▶貸付期間・返済方法 5年以内の月賦返済
- ▶申 込 先 **条子市排水設備指定工事店**
- ■聞い合わせ先 (公共下水道)業務課金34-1301 (農業集高排水)耕地課業23-5231

(H13.1月号)

第844篇

被災された方へ米子市からのお知らせ

★子市住宅復興補助金について……

米子市住宅復興補助金の申請相談、申請書様式の配付を住宅復興察口で行っていますが、補助金の申請につい ては、次の点に注意してください。(制度については、12月号をご覧ください。)

- ▶補助金の申請には、工事施工前の被害状況がわかる写真と家屋の全景写真を必ず添付してください。 被害状況のはっきりしないものの工事については、補助金が交付されない場合があります。
- ▶補助金の申請は、工事施工前に行ってください。

被害状況の確認が必要ですので、原則として、工事能工前に申請してください。

▶工事完了後に、施工業者へ支払いした領权書の写しを必ず提出してください。 補助金の額は、施工業者への支払い額によって最終的に確定しますので必ず領収書を提出してください。 [お知らせ]

▶住宅購入が補助の対象となりました。

彼災住宅が全壊、半壊の場合の住宅の建替に加えて、建売住宅、中古住宅、マンション等の購入が補助対象 に追加されました。補助金額は300万円が限度です。

▶液状化現象等に係る住宅の復旧について補助対象の項目が追加されます。

予定されている追加項目は、

り更佳宅のうち原因が液状化によるもの及び公設による地下種設物の影響によるものの基礎の復旧(地盤 補強等も含む。)です。補助対象限度額は150万円です。

なお、住宅復興補助事業のうち、住宅建設(補助対象限度額300万円)又は住宅補修(補助対象限度額150 万円) と併せて活用することができます。

■問い合わせ先 管理課(含23-5200)

住宅復興窓口(含23-5536、5637)

市税等の減免について…

▶市税等の減免申請の受付期限を延長しました。

市税・保険料・各種使用料等の減免申請の受付期限を下記のとおり、1か月間延長することになりました。

申請期限: 平成13年1月31日米

減免を受けるには、期限までに必ず申請を行っていただく必要がありますのでお忘れのないようにお願いし 生士。

なお、鍼免受付の総合窓口は1月末まで、市役所4階の災害復旧相談室内に設けています。

■問い合わせ先 減免相談窓口(含23-5531)

「り災証明」の発行について…

鳥取県西部地震による「り災証明」の発行につきまして、申請期限を下記のとおりとしますので、ご協力をお 願いします。

申請期限: 平成13年1月31日34

なお、期限を過ぎても特別な事情がある場合は、ご相談に応じますのでお問い合わせください。

■問い合わせ先 総務課(含23-5331)

地震により負傷された方へ

▶災害義援金(重傷者対象分)を支給します。

鳥取県西部地震により、1か月以上の治療を要する外傷を受けられた方は、義接金支給の対象となる場合が あります。該当される方は、2月15日休までに市総務課までご連絡ください。

■連絡・問い合わせ先 総務課(含23-5331)

その他-

▶民間賃貸住宅への家賃補助制度の導入について検討中です。

補 助 額:家賃の半分、最高3万円まで

適付書類:り災証明書・賃貸借契約書の写し、家賃の領収書等

※補助の対象となる条件、申請時期等詳細は2月号へ掲載する予定です。

■問い合わせ先 連築課(含23-5263)

「米子市災害復旧相談室」 米子市役所 4 階・各窓口の受付時間:午前 8 時30分~午後 5 時

(総合窓口)

(家屋解体撤去)

23-5530, 23-3099 第23-5532~5534

(り災証明)

第23-5105

(減免相談窓口)

(り災証明再審査請求) 含23-5535、23-3082 **23-5531**

#22-5182. 22-5183

(住宅復興窓口)

☎23-5536, 23-5537

[H13.2月号]

据845篇

被災された方へ米子市からのお知らせ

住宅復興補助制度について

鳥取県西部地震の被災世帯の方で次の方に、補助金を交付します。

- 自らお住まいの住宅の所有者等で、その住宅の新築、建替え、補修、敷地の整地、液状化現象又は公設埋設物 の影響による基礎の復旧を行う方
- ・危険な石垣、擁壁の補修を行う方

【制度の内容】

区分	Land	住宅建設	住宅補條	Marie S	液状化建物復旧		石坝、操燃補修	
補助金の 交付対象者	全雄又は平城した住宅に お住まいの方で、米子市 内に住宅を新築、購入さ れる方又は住宅の床前積		住宅の床面積の50%未満の建替 えを行う方又は住宅の補修を行 う方	彼状化又は公設程設物の 影響によって被災した住宅の基礎の復旧を行うと (住宅建設、住宅輔修と 併わせて申請できます)		住方と	倒壊すると住宅に被害が 及んだり、地域の方の生 活に支障をきたす危険な 石垣、捕獲の輔修、修復 を行う方 (お住まいの宅地と一体 をなすものに限ります)	
補助対象の工事	新築工事又は建勢工事 (市内のマンション、輩 売住宅等の購入費を含 む)			基礎の復旧、地盤補強。 宅地の整地等に係る経費		石垣、機漿の輔修・修復 工事(高さ1m以上の石 垣、機壁に限ります) 「対象とのないもの」 道路や隣接との城界の プロック解修		
	補助対象経費の全額 (上限300万円)		市が定めた標準的な単価で積算 した工事費の額(補助対象経費) により、以下の式で計算した額	補助対象程費の額によ り、以下の式で計算した 額		補助対象経費の3分の2 (上限100万円)		
**		補助対象経費	権助金の額		推助对象征费		補助金の額	
碼	10万円~50万円 50万円~60万円 60万円~150万円		補助金はありません (補助対象経費-10万円) × 3/4 補助対象経費-20万円 植助対象経費×2/3 100万円		-507/PI	袖	助対象経費の全額	
補助金の額					50万円~	(88	助対象経費~50万円)	
					150万円	×	2/3+50万円	
					150万円~ 116		6万6千四	
	高齢者性		世帯等は別の計算になる場合があり	ます				
中請期限	平成14年10月5日		平成13年10月5日		併用する事業の それぞれの期間		平成13年10月5日	

★子市家賃負担軽減補助金について

米子市では、2月1日より米子市家賃負担軽減補助金の申請を受け付けます。

■申請者の資格

鳥取県西部地震により自ら居住する住宅に被害を受けた方(米子市長の発行 するり災証明書で半壊又は全壊と判定された家屋に居住している世帯の構成 頁に限る。) で、地震以降に米子市内の民間賃貸住宅を借り受けた方。

■補助金額

原則として家賃月額の2分の1 (最高3万円まで)を補助します。

■補助期間

平成12年10月 6 日から平成13年 9 月30日まで

■支払方法

原則として毎月朝収書等をもってきてもらい、その後、口庫振込。

■申し込みに必要な書類

り災証明書、建物賃貸借契約書、家賃領収書、印鑑等

■中込受付期間・場所

2月1日 (木) ~9月28日 (金) 市役所 4 階 住宅復興相談窓口

連絡先(住宅復興相談室會23-5537)

「米子市災害復旧相談室」 米子市役所 4 階・各窓口の受付時間;午前8時30分 ~午後5時

23-5530, 23-3099 (総合窓口) #23-5532~5534

(り災証期)

会23+5105 (4)災証明再審査請求) 会23-5535。23-3082

#23-5531

(家屋解体搬去) 含22-5182、22-5183

(減免相談窓口) (住宅復興窓口) **☎**23-5536, 23-5537

■場 所

ター他

(20857-26-7584)

米子震災フォーラムが 開催されます。

鳥取県西部地震の教訓を活 かそうと米子震災フォーラム が2日間にわたり開催されま す。参加自由ですので、ご参 加ください。

■日 程

- 2月6日(4) 午後1時~ 全体会(行政における地震 対策)
- 2月7日(x) 午前9時30分

分料会(初動体制のあり方。 被災者の生活支援ほか〉

■問い合わせ先

米子震災フォーラム事務局

米子コンペンションセン

[H13.3月号]

第846周

被災された方へ米子市からのお知ら

▶住宅金融公庫等の災害復興住宅融資を受けられた方への利子補給

名金融公庫等の災害復興住宅職責を受ける方に対し、当初6年間は基が。続く4年間は市が2.1%以内の 利子補給を行います。

【融資限度額】 建設:2080万円 (35年償還、含整地資金)

補修: 970万円 (20年償還)

平成14年10月5日までに申込みされたもの 【適用期間】 ただし、平成15年10月31日までに完成するもの

車補修には、石垣・推獄等を含みます。

ただし、10万円以上住宅の補修を行った場合に限られます。

※住宅金融公庫以外に、政府系・消費者金融機関を除く金融機関も対象となります。

■詳しくは、金融機関または、悪住宅課(☎0857-26-7399)までお問合わせください。

●高齢者等生活支援事業

[対象経費及び助成金の額]

住宅の修理にかかった費用に対して、10万円を限度に支給します。ただし、平成13年3月31日までに支 払われた修理費に限ります。

【対象者】

- ・70歳以上の高齢者等の世帯で市県民税が非課税の世帯
- 身体障害者手帳1級、2級、及び3級で下肢、体幹もしくは脳原性運動機能障害の認定を受けた者
- ・療育手帳Aの所持者
- 精神報害者保健福祉手帳1級、2級の所持者
- ・母子、父子、寡婦、または40歳以上の配偶者のいない女子
- 被爆者手帳の所持者

【受付期間】 平成13年3月1日(おから平成13年3月30日(※まで

■受付・聞い合わせ先 長寿社会課金23-5155

●倒壊住宅解体支援事業

鳥取県西部地震の発生したときに住んでいた住宅に全・半壊被害を受けた方で、早期に解体を希望する方に 対する住宅解体支援事業を特別に受け付けることになりました。

【対象家屋】 全壊または半壊の「り災証明」のある住宅で次の条件に該当するもの

- (1) 個人が所有しているもの
- (2) 鳥取県西部地震の日に、所有者または二親等内の親族が居住していたもの

※借家・空き屋・会社の寮等は対象になりません。

平成13年3月1日中から3月30日出まで

※5月末までに解体が終わる見込みでなければ対象になりませんのでご注意ください。

■受付・聞い合わせ先 倒壊住宅解体支援相談窓口書22-5182・23-5534

▶受付・相談窓口を変更しました

受付・相談窓口を次のとおり変更しましたので、ご注意ください。

「釆子市災害復旧相談室」 4 階 401会議室

住宅の建得、補修及び液状化関連 #23-5536 · #23-5532~5533

· 侗塘住宅解体支援 #22-5182 · #23-5534

· 家賃補助申請 **23-5537**

○次の受付・相談窓口については各担当課へお問い合わせください。

り災証明。り災証明再審査請求 3 階 総務課 常23-5331 · 減免申請 让F/总 競技群人分野洗 好利 3 125 総務課 含23-5331 生活再建支援制度 総務課 含23-5331 3 階 2階 都市計画課 含23-5293 ・石垣、権敬の補修 被災高齢者等の生活支援 1階 長寿社会課 \$23-5155

地震津波に関する防災行政無線放送についてのお知らせ

米子市では、次の場合、防災行政無線により、市民の情様へ注意を呼びかける放送を行いますので、ご丁 承ください。

地震:鳥取県西部地区で震度5弱以上の地震が発生した時。

津波:鳥取県沿岸に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された時及び解除された時

これらは気象庁からの情報を受信し、自動的に放送するもので、避難を呼びかける場合もありますので、 ■聞い合わせ先: 総務課者23-5331 ご注意ください。

- [H13.4 月号] -

被災された方へ米子市からのお知らせ

米子市家賃負担軽減補助金について

米子市では。米子市家賃負担軽減補助金の申請を受け付けています。

中請がまだの方はお早日に申請してください

窓口が建築課に変わっていますのでご注意ください。

鳥取県西部地震により白ら居住する住宅に被害を受けた方(米子市長の発行するり災証明書 【申請者の資格】 で半壊又は全壊と判定された家屋に居住している世帯の構成員に襲る。)のうち、地震以降に来子市内の民 間賃貸住宅を借り受けた方。

本人の家賃支払額の2分の1 (月額3万円まで) [補助金額]

平成12年10月6日から平成13年9月30日まで 【補助期間】

【支払方法】 原則として毎月支払います。

【申請に必要な書類】 り炎証明書、建物賃貸借契約書、家賃額収書等 【中講受付期間・場所】 平成13年9月28日(余まで・建築課(市役所2階)

■問い合わせ 建築課(含23-5263)

米子市住宅復興補助金について

鳥取県西部地雲に係る住宅復興補助金の対象工事を、平成13年 3 月末までに実施された方で、補助金の申請 がまだの方は、お早日に申請をお願いします。

なお、中語にあたっては見積書等の必要書類をご準備ください。

■詳しくは、住宅復興補助金窓口(含23-5536)まで。 一お問い合わせ・ご相談は下記までー

「米子市災害復田相談霊」 4階 401会議室

★23-5532-5533, ★23-5536 住宅建設、補條 及び液状化関連

●倒壊住:宅解体支援

会22~5182、**会**23~5534

次の窓口については各担当課へ

- ●り災証明、り災証明再審査請求 総務課會23-5331
- ●減免申請 (上下水道、農業集落排水)

総務課章23-5331 生活再建支援制度 総務課金23-5331

石垣、練壁の補修 都市計画課金23-5293

家賃補助申請 建築課金23-5263

被災高齢者等の生活支援 長寿社会課金23-5155

[H13.5月号]

●被災された方へ米子市からのお知らせ

住宅復興補助制度について

住宅復興補助制度の申請期限は以下のとおりです。なお、工事が完了しており申請がまだの方は、早急に申請手 続きを行ってください。

I	住宅建設	住宅補籍	液状化雄物提旧	石垣・擁護補修
	平成14年10月5日	平成13年10月5日	①住宅建設と併用の場合 平成14年10月5日 ②住宅補券と併用の場合 平成13年10月5日	平成13年10月5日

〔H13.6月号〕—

●被災された方へ米子市からのお知らせ 米子市住宅復興補助金について

①住宅復興補助金受付窓口の場所を変更します。 7月2日頃から受付窓口を市役所4階401会議室から 市役所2階203会議室に変更しますのでご注意ください。 ②完了届はお早日に!

住宅復興補助金の申請手続き済みで工事が完了している 方は、早急に完了届を提出してください。

■問い合わせ 災害復興相談室☆23-5533・23-5536

〔H13.7月号〕

●被災された方へ

米子市からのお知らせ 米子市住宅復興補助金受付懲口 を市役所2階203会議室に変更 しました。

■住宅復興窓口 23-5533, 23-5536

防災読本配布のお知らせ 昨年の鳥取県西部地震の様に災

害はいつ起こるかわかりません。 日頃からの備えと心構えが必要 です。災害に備えた「向こう三軒 両隣読本」を自治会を通じてお配 りしますので、参考にしてくださ 10.

■維務課費23-5331

─ [H13.8 月号]

被災された方へ米子市からのお知らせ

住宅復興補助制度について

住宅復興補助制度の申請頻製は以下のとおりです。

住宅建設	住宅補修	液状化建物復旧	石垣·鄉煙補修
平成14年10月5日	平成13年10月5日	①柱宅建設と併用の場合 平成14年10月5日 ②柱宅補修と併用の場合 平成13年10月5日	平成13年10月5日

- 住宅補修(液状化建物復旧との併用を含む。)及び石垣・擁壁の工題は、 平成14年10月31日までとなります。
- ※2 住宅建設とは、り災の程度が全壊または半壊で、次の事業が対象になります。 ①建物の延べ床面積の50%以上の解体を伴う建替 ②中古住宅等の購入
- ■問い合わせ 住宅復興相談窓口 (☎23-5530/23-5533/23-5536)

[H13.9月号]-

被災された方へ 米子市からのお知らせ

●米子市家賃負担軽減補助金について

米子市では、平成13年9月28日まで米子市家賃負担軽減補助金の中請を受け付けています。

▼制度の対象者について

家賃負担軽減補助金とは、鳥取県西部地震により居住している までです 住宅が米子市長の発行するり災証明書により全壊か半壊の判定を ▼申請の手続きについて 受けており、地震以降に民間賃貸住宅に入居された方を対象とし ています

▼補助金の金額・期間について

補助金の金額は家賃の2分の1です(上限は3万円)。ただし、 ●り英屋明書の3 動務先等から当該家賃について住居手当等の支給を受けている場 ●住民票の謄本 合は、当該支給額を控除した額を補助対象とします。

また、補助期間は平成12年10月6日から平成13年9月30日

補助金の交付を受けたい方は、米子市家賃負担軽減補助金交付 申請書と次の添付

書類を提出してください。

- り災証明書の写し・建物賃貸借契約書の写し・住民祭の謄本・その他必要な書額

■問い合わせ 建築課(☎23-5263)

●住宅復興補助制度について

住宅復興補助制度の申請期限は次のとおりです。住宅補修、石垣・排壁補修の補助金 交付申請を予定されている方は、平成13年10月5日までに申請してください。

住宅业政	住宿神修	液状化建物復旧	石坦·維坚納修
平成14年10月5日	平成13年10月5日	①住宅建設と併用の場合 平成14年10月5日 ②住宅補修と併用の場合 平成13年10月5日	平成13年10月5日

※住宅補修(液状化總物復旧との併用を含む。)及び石草・þ據蘭輔修の工期は、平成14年10月31日までとなります。

※住宅建設とは、り災の程度が全壊または半壊で、次の事業が対象になります。

①建物の延べ床面積の50%以上の解体を伴う建普

②中古住宅等の購入

■開い合わせ 住宅御業網路寄口 (森23-5530/23-5531/23-5536)

被災者生活再建支援制度について

平成12年鳥取県西部地震で、居住する住宅が全壊した世帯又は半壊で居住する住宅を解体 した世帯に対して生活必需品の購入費等の経費を支給します。

世帯全員の収入と世帯主の年齢等に制限がありますので該当される方はお申込み下さい。

平成13年11月5日 ▼申込期限

収入合計額=1	世帯主の年齢等
500万円以下の世帯	世帯主の年齢は問いません
5 0 0 万 円 超	被災日において世帯主が45歳以上の世帯
700万円以下の世帯	または要援護世帯82
7 0 0 万円 超	被災日において世帯主か60歳以上の世帯
800万円以下の世帯	または原郷藤世帯=2

※1 収入合計額…世帯全員の必要経費を引く前の収入合計額で、平成11年度分所得で計算したもの

※2 要提護世勢···障害者世帯、母子・父子世帯・生活保護世帯等

■問い合わせ 総務課(☎23-5331)



新聞記事

た。また、政府は六日午後 鳥取県西部地震」と命名し

平成十二年(二〇〇〇年) 地震」と命名

時三十五分、官邸対策率

實新聞 鳥取県西部

10月7日 1曜日 2000年(平成12年) 発行所 読売新聞大阪本社 大阪市北区野崎町5-9 勢優番号530-8551 電話(06)6361-1111

THE YOMIURI SHIMBUN

(EPI) ②読売新聞大阪本社2000年 第17163号



ガラス戸がはずれた民家(6日午後5時45分、 **藤度**6強の揺れで道路沿いの塀が無残に倒れ、 車道など中四国と近畿の十 鉄も一時停止が相次ぎ、 ど、合わせて約四十四万人 神エリアの在来線五線でも

|百] 干九本が運休するな

七本が遅れ、京阪

の三上画也補佐官が会見 な地震は起きない」とする | テムが作動し、上下線とも 方で、本震から一日以内一浜松一博多間で運転がスト 「今後、これ以上大き」は、早期地震検知警報

鳥取県日野町黒坂で)=大久保忠司撮影

中国、阪和、高松の各自動

日本道路公団によると、

わたって亀裂ができ、空港

は滑走路西側に四十五層 地震の影響を調べるため避

正路を一時閉鎖。米子空

中四国、近畿の空港では

いだ。高速道路や鉄道、空港施設にも被害が発生し、交通網に大きな影響が出た。(2、10、30、31面に関連記事、9面にカラーグラフ) 余震帰回、停電や断水も

と、午後九時現在、鳥取、岡山、島根、広島県などで四十七人がけがをしたほか、全半瓔を含め家屋・西七十四棟が揖墺、修掌や所水が相次、七時までに鳥取県で震摩!以上の余鑑を百五十三回観測した。鳥取、鳥根両県では約千八百人が遊難した。各府県の災害対策本部などによる土時までに鳥取県で襲撃した。各府県の災害対策本部などによる

気象庁によると、震線地は鳥取県西部で、震線の深さは十一さ、マグニチュードは阪神大震災(7・2)を上回る7・3と推定される。午後度ら強、同県四伯町、満口町で電度6羽を観測したほか、鳥取、岡山、香川、兵庫、島秵、広島、徳島名県内で震度69娘と5場を記録した。

六日午後一時三十分ごろ、中国地方を中心に近畿、四国、九州、東海など広い範囲で強い地震があった。鳥取県西部の境港市、日野町で震

47人けが、家屋24棟損壊

手した二六年以降、内陸部 地中にとどまっていると見 庁が震度観測網の拡充に着 層が地表にまで到達せず、 て。マダンチュードは、同 く、阪神大震災のように断 同庁では地震津波監視課となった。 強が観測されたのは、 が震源の地震としては最大 震度

一九九六年十月以降、初め | に届くエネルギーが小さ | 現場でも、土砂崩れで生き | 鳥取、島根両階級が十段階に改正された | 大震災を上回ったが、地表 | が、両足を骨折。別の工事 | 害はなかった。 ○マグンチュードは、同一九九六年十月以降、初め一に届くエネルギーが小さ JR東海道・山陽新幹線

線も中国、四国地方のほか、 など | 道路 | 区間で通行止 分に全線で運転再開。在来 | 子自動車道の米子-分、山陽新幹線も同六時九一で、路面に亀裂が生じた米 |新幹線が午後二時四十二|除されたが、午後九時現在 京阪神圏と和歌山のほぼ全 めが続いている。

のめどが立っていない。 七百十三戸が停電。断水は ・ 横線の一部区間では、復旧 岡山の三県で、計一万七千 ・ 落石でレールが曲がった但 「午後八時現在、鳥取、島根、 線で一時運転を見合わせ、 新幹線は二十本が運休、岡山県で六百戸など、判明 東海道 | 行止めとなった。 ライフライン関係でも、 | 久芸間

率が40%とする「余震確率」 い広い範囲でマグニチュー い広い範囲でマグニチュー 戒を呼び掛けている。

M 7. 3

で十九府県の広い範囲に及 域は、岐阜県から大分県ま 震度4以上を観測した地 源の深さは十一きと浅く、時から記者会見。今回の霞 大阪管区気象台は午後六

ニチュードは4・2と推定 日本各地で負傷者が出た。

いる。鳥取県西伯町を中心

に北西から南東にかけて延 果西方向の横ずれ型として

性(34)が倒壊した民家の下 最も被害が大きかった鳥 強だった鳥取県境港市上資 家屋倒壊も続出。霞度の

気象庁によると、震度6

長二十五ぎの断層が動いた 取県では、日野町下榎で男 町の出雲大社上道教会で は、五十畳の広さがある種

らわる。 本町で、地震直移に自宅を 分だけで計べ自立十二 三 最大の余霞は、午後四野・田た女性(の)が屋がら終 上り、島東、島関原の一部 二十二分に鳥腹突烏間で、ちてきた様型と高す。 「やガスも上まっている。 観測した機度り弱で、マグ・で右側を骨折するなど、西

空や陸 交通大混乱 |負傷。このほか、島根県伯 | どに避難した。

今回の地震の規模は阪神 | 敷きになり、助け出された | 殿が倒壊したが、人的な被 (57)が救出されたが、足に | 千六百人が近くの公民館な |埋めになった男性作業員||日午後八時五十分現在、 鳥取、島根両県では、同

12年10月7日付 読売新聞

広報、新聞記事等

10月7日付 毎日新聞

明治25年3月25日第3種郵便物誌可

2000年(平成12年) 10月7日 土曜日

(日刊)

~九州で強い地震



号機が今年5月、2号機が 原発(島根県鹿島町)は一 震源地に近い中国電力島根 **発電安全管理課によると、**

の 発施設では異常は見つかっ 発施設では異常は見つかっ 発施設では異常は見つかっ

地震」と命名「鳥取県西部 186棟 初めて。内陸型の地震では、濃尾地震(1891年、M8・0)に次ぐ規模となった。 ○人が避難した。地震の規模は1995年1月の阪神大震災(M7・2)より大きかったが、死者はなかった。気象庁はこの地震を 成12年(2000年)鳥取県西部地震」と命名した。96年10月に強素の別を付け震度を10段階に分けて以降、6強以上を観測したのは の横ずれ型地震と見られ、陸域で震源も浅かったため、同県西部の境港市と日野町で震度6強の猛烈な揺れを記録したほか、中国、 (M) は7・3と推定される。これまで知られていなかった活断層

れが見つかり、鳥取、島根、

路に約9年の段差やひび期 県境港市の米子空港で滑走 運輸省大阪航空局(大阪

資源エネルギー庁原子力

確率を40%と発表した。余



(MAINICHI ()

阪神

吸管区気象台は「今回の地

松―徳山間で停電し上下線海道、山陽の両新幹線は浜 だったためでは」と分析

2面に各地の震度詳報

10月7日付 朝日新聞

2000年(平成12年) 10月7日



時、運転を見合わせ、高速道路が通行止めになり、米子空港が滑走路を閉鎖するなど交通機関も落乱した。中国地方の広範囲で停電し、水道やガス 朝日新聞社のまとめによ 山口、朝日新聞社のまとのによ 山口、中国、四国、近畿地方で四 た。十三人のけが人が確認され 鳥の十三人と が全生た。うち鳥取県が十五人と が全生た。うち鳥取県が上五人と が全ま でそれぞれ一人がけがをし山口、兵庫、和歌山の各県

などの七県で、中国、米子高速道路は、鳥取、鳥根

が続いた。 常電話は中国、四国、近畿 が確裂した。電話回線や携

算 (人) (人) (人) (相様) (15 310 10 19 7 1

から南東に向かって約二十

揺れ小さく 硬い地盤で

こチュードが、もともと大 にチュードが、もともと大

があり、これが被告を少なくしたと指摘するのは人田 事章・工学院大学的教授 だ。周期の長い波は高層建 だ。周期の長い波は高層建 禁には影響が大きいが、低 、種物の建築がかさい。 このため、高層建築のかな い鳥取では、建物の建設が いっさかったのかもしれな

を伝わった液とたい種層を 伝わった液が重なり、大き く相れた、今回は、いろし と悪条件はなく、構れ方は を回は、実面液しと呼ば わら間切の長い成分が地震 れる周期の長い成分が地震

は、山地の硬い地盤が幸いり、実際はより小さかった人食孝次郎・京都大教授、きく見積もられる傾向があ

阪神」並み 推定M7.3

関西空 大阪管区気象台による 後一時と、震源付近では、東西か 後一時と、震源付近では、東西か

10月7日付 産経新聞





西日本各地で被害 M7.3



知

活断層」MG金融

西伯町全町民に避難要

50

超える

10月7日付 山陰中央新報



拝殿部分などベシャンコに倒壊した出雲大社上道教会



対 た。 一様ではなかった。と) 異が方といる地震などは、 な 光輝をしていたとしても、、が、広報群ながある管理 な地震ではなかった。と) 異が方といる地震議院と注 な地震ではなかった。と) 異が方といる地震議院と注 が、広報群ながある管理 な地震ではなかった。と) 異が方といる地震議院と注

以内に電話で行った。 以内に電話で行った。 以内に電話で行った。

異常な

、 日本のでは、日

- 売店 るなど、余震活動も相次い 一線で 会見町で騰度5弱を記録す 職職・二十二代、強い金養があり、日朝には危復目の見通し。配行と一般なる見通し。同日時報を治しているのでは、島町県西教を一つの地震後も、同日の時報を指すした。とかず、八東町側の路面に亀年では、中文大学を吹き出すば、通行しただって出済水となったが、島町県西教育が集中した。

どのまとめによると、七人一され、通行止めが続いた。(本部長・飯塚紀県環境生)米子西1C一安来1C間も(本部長・飯塚紀県環境生)米子西1C一安来1C間も 水 鳥取県内では昭和十八 ・ 記録するなど千人余りの死 ・ 記録するなど千人余りの死 ・ 記録するなど千人余りの死 ・ 者を出した。また、今回地震 ・ でをきた。

□ 損三十三棟。道路被害は十 物被害は半壊三棟、一部破 ・ 物被害は半壊三棟、一部破 ・ のでは、建 日を休校にした。

山陰両県 35

山陰 ф 糸斤

第38454号 (日刊)

10月7日付 日本海新聞

西部で



強い地震で倒壊した民家=6日午後5時20分、鳥取県境港市 中央では、
 中央には、
 中央では、
 中央では、
 中央では、
 中央では、
 中央では、
 中央では、

 中のは、
 中のは、
 中のは、
 中のは、
 中のは、
 中のは、
 中のは、

 中のは、
 中のは、
 中のは、
 中のは、
 中のは、
 中のは、
 中のは、
 中のは、
 中のは、
 中のは、
 中のは、
 中のは、
 中のは、
 中のは、

近畿、中四国で57人けが

(1) 「大震災と同様、活断層が、含め五十七人、各地の警がれした直下型地震と、繁まとめでは四十人に上いう。」 つたが、死者は出ていないう。

計一七カ所も土砂期れで 鳥取付近では一九四三 通行がめたなっている。年九月十日、州子・2の の線的が寸断されるな、取市で興度もを観測し、 父・7 民四五年は山崎館、死者十八十三人、家庭の なら一般中 中国地方による。「泉吹和王・万屋吹きの

る可能性もあるとして、 腰活動も続いており、規 の地震を観測するなど余 に鳥取県西部で震度5弱 する災害警備本部を設置

厳重な警戒を呼び掛けて

2000年(平成12年)10月7日 土曜日

※ 100 大の 100 大

がかかりにくい状況とな がかかりにくい状況となってい

広報、新聞記事等

県西部地震

10月12日付 山陰中央新報

被災者生活再建支援法

今回の地震で全壊した世

|世帯。申請窓口は各市町村

原は十一日までに「被災者生活再建支援法」の原は十一日までに「被災者生活再建支援法」の原は一日を限度に支援金を支給する。同法の規定を満たさない他の町村被災者に対し、一世帯当たり百万さない他の町村被災者に対し、一世帯当たり百万さない他の町村被災者に対し、一世帯当たり高行を対して同様の制度を設ける方針。

が全壊した市町村における 定の「十以上の世帯の住宅 帯。三市町の場合、同法規 市十四世帯、日野町十六世 境港市が六十一世帯、米子 帯は十一日午後四時現在、 自然災害」を超え、支援金 支給対象は全壊、半壊の 支給され、単数世帯が七十 援護世帯と、年収七百万円 円以上七百万円以下で四十 五歳以上の世帯もしくは要 五万円になる。年収五百万 では、複数世帯に百万円が 三力月間。 で、期間は十月六日から十 年収五百万円以下の世帯

−端∭万円限度に支給

以上の世帯もしくは要援護以上の世帯とも各半額ずつ支給数世帯とも各半額ずつ支給される。

る可能性が高くなった。

10月8日付 山陰中央新報

災害救助法適用 米子など4市町

事)は、引き続き警戒を呼び掛けている。と度6強を記録した鳥取県西部大地震から一日たで、大フラインや交通網などは持ち直し始めたが、住民イフラインや交通網などは持ち直し始めたが、住民イフラインや交通網などは持ち直し始めたが、住民が元の生活を取り戻すには、まだ時間がかかりそうが元の生活を取り戻すには、まだ時間がかかりそうがあり、鳥取県災害対策本部(本部長・片山善博知があり、鳥取県災害対策本部(本部長・片山善博知があり、鳥取県災害対策本部(本部長・片山善博知があり、鳥取県災害対策本部(本部長・片山善博知があり、鳥取県西部大地震が4月でいる。

10月18日付 日本海新聞



た。資金力、気力の面で

ている方が多いが、地域

6日午後3時3分 した米子市内の民家= 鳥取県西部地震で倒壊

なる。補修の限度額は百 | 万円以上の場合は県、市 | めた十七日現在の住宅の市町村での建設が条件と | 市町村が半分ずつ、五十 | 県災害対策本部がまと の適用は、 居住していた | 十万円未満の場合は県と | つを負担する。

被害状況は、全壊百二十

交付する。 世帯数を調査し、市町村 は今後、住宅を再建する 地区が大きな打撃を受け 山間地の高齢化率が高い いて「今回の震災では中 建への公的補助導入につ が主体となって補助金を 三戸、半壊二百四十八戸 部損壞三千百二戸。県 片山善博知事は住宅再

鳥取県西部地震

全国初 **3**00 力円を

建て替えの場合、補助 | 五十万円。負担割合は五 | 町村、本人が三分の一ず と相談した上で早急に予算案を組み、十一月初旬の臨時議会に諮る。 て公的補助制度を導入する。建て替えの限度額は三百万円とする方針で、県が三分の二、市町村が三分の一を負担。市町村島取県は県西部地震で住宅が全半壊、一部損壊し、建て替えや補修が必要となった世帯を対象に、全国の自治体では初め

措置を講じることにし! 日野町では、全半壊が|制度では、自然災害によ |を支えてもらうため特例|た」と説明した。

れた被災者生活再建支援 成十一年四月から導入さ 九億円がある。 億円、財政調整基金三十 金は減債基金五百八十一 充てる考え。県の主な基

阪神淡路大震災後の平

る努力をしたい」と話し 別交付税を十分に確保す について片山知事は「特

限

般財源に加え、基金を 補助の財源として県は いる。 市町村負担の軽減 | を活用して最高百万円の 財政の圧迫が懸念されて | 都道府県が拠出した基金 百四十四戸にも上り、町 | 書を受けた世帯に対し、六十六戸、一部損壊が三 | って生活基盤に著しい被

一れまで例がない 建への公的補助制度はこ 限られており、 需品や住居の移転費用に | 支援金が支給される。 しかし、用途は生活必 、住宅の再

授業料の減免、補助金・|る。 基準は▽全壊=損壊部分 | 部損壊=半壊以上に当た

り災証明証明書の申請を受け付けている米子市役所窓口 き、住宅が傾斜する被害 らないものー。 が出ている家屋が少なく 下によって基礎部分が傾 の住宅のように、地盤沈 中海沿岸の安倍彦名団地 液状化被害に見舞われた

んどなく、国の基準に当 ず、外観上の損壊はほと 被害が深刻にもかかわら 健康への影響が出るなど 民にめまいや吐き気など にはめると、大半が公的 こうした住宅では、

の程度の判定に頭を悩ませている。 と地盤光下による民家被害の多い米子市では、「全壊」「半壊」「一部損壊」と分類されるり災 鳥取県西部地震の被災地の市町村窓口では、り災証明書の発行業務が進んでいるが、液状化な 市独自の判断で救済 想定外の~液状化 国の基準では支援な 11

のが調査し、国の基準にのは、建築士と市町村職員 り災の程度について | 半壊=同延べ床面積の二 |○%以上七○%未満、ま 構造部の被害額が当該家 七〇%以上、または主要 にとって半壊と一部損壊 の床面積が延べ床面積の|対象になるので、

の差は大きい。国の認定 は想定していなかったよ 基準は液状化による被害

市では、当該家屋の時

額)の見直しなどで救済 基準を適用し、「時価」 で、被害額の割合による判定 で、 (通常は固定資産税評価

る。する方法を検討してい んどが全壊と半壊だけが 担当する市総務課では 公的な支援制度はほど

たは同当該家屋時価のご

)%以上五○%未満▽

しかし、米子市では、

は、当該家屋の時している。 三十六件(本人申請)で、は市が調査の上認定し、 るべく救済したい」と話した。うち半壊以上が五酉 いる。半壊以上について 「人統整当してしま」うで苦慮しているが、な 災証明書の申請があっ、件)の倍以上にのぼって 、千五百八十三件のり | 況(半壊以上二百四十六 | り災証明書を郵送する。同市では二十日現在 | 市がまとめている被害状 | り災証明書を郵送する。

価に対する主要構造部の

10月22日付 日本海新聞 10月23日付

水米 鳥 公 園子

B72

地盤沈下で傾斜したネイチャーセンター

シーズン前に関係者苦悩

から砂と水が噴出し

の建設を検討しており、二十三日にも園内整備に着手する予定だが、一方で「工事で重機などがえ ター」の一部が陥没、閉鎖を余儀なくされた。米子市はセンター周辺に仮観察小屋となるプレハブ れば、音に敏感な水鳥が逃げてしまう」との懸念もあり、本格的な水鳥シーズンを前に関係者は頭

払いたい」としている。

センターの本格的な復

を痛めている。

ターの倉庫周辺に見学者 の建設を検討中で、セン観察場所となるプレハブ の使者・コハクチョウが 被害額は約五億円。 - ズンを前に、市は仮の の飛来。本格的な水鳥シー

のでは、水鳥・

のでは、水鳥・ ぞ、 十八日には冬 慮から夜の工事は当然無 を行いたいが、鳥への配 手し、昼夜を通じて工事 課は「本来なら早急に着 旧工事について、市観光

員待機用一棟の計三棟用のプレハブ二棟、指導 (一棟約八畳分)を建設

以降になるのでは」と話していい終わる来年四月 際にとりかかれるのはシ いよう配慮が必要で、実理。昼間でも騒音が少な 鳥取県西部地震で米子市彦名新田の米子水鳥公園(小関利孝館長)は観察施設「ネイチャーセン g

の整備にも細心の注意を で水鳥が一斉に飛び立っ てしまわないよう、 かく来られた見学者の前 っているという。 ちが周囲の音に敏感にな 察するようになり、 **護後、公園横の道路で観** 宇田課長補佐は「せっ

な所で出ればで重機などの「関略整備で重機などのま田弘課長補佐は関略整備で重機などの、市観光 と、以前はセンターの中同公園指導員による 一カ月後をめどに完成さ者に不便をかけないよう にいた観察者の多くが地 と懸念する。 て飛んで逃げてしまう」騒音が出れば、鳥は驚い せたい」としている。 する。小関館長は「見学

住宅修理や援助資金

日本海新聞

を統 被災者支援窓



明窓口、二階に家屋解体 の相談に応じていた。し 撤去窓口を設置し、市民 害対策相談窓口やり災証 から庁舎玄関ホールに災 同市は地震翌日の七日 |が固まりつつある」(同 | 以上の市内全世帯に市が 当する具体的な支援制度|援護資金や、住宅が半壊 |資金など「被災状況に該|修費用を貸し付ける災害|中の制度として、住宅の

が実施している支援制度 ・事業は、住宅が全・半 |合的な相談窓口を設置し|金制度、市が居住困難と| 市税・国保料などの減免 |市総務課)ことから、総 |独自に支給している見舞| 同市によると、現在市

ち、市民からの問い合わかし、地震から半月が経 せが増えつつある一方

制度。 廃棄物処理事業など十一 費用を公費負担する災害 認めた家屋の解体・撤去 | など四制度がある。

でいている。この日も 置、り災証明以外の相談 から十九人の職員を配 れ、制度の対象となる被多くの市民が相談に訪 住宅復興補助金制度や、の補助金を交付する県の 建て替えに最大三百万円 相談室には市役所各部

害状況を報告し、具体的

を二本化し、住宅の建て替えや解体・撤去費用の助成など全十五事業の適用について市民の問いを二を市役所四階に開設した。地震直後から庁舎一階ホールなどに開設していた被害相談の窓口等」を市役所四階に開設した。地震直後から庁舎一階ホールなどに開設していた被害相談の窓口は二十三日、被災状況に該当する支援制度や事業について総合的な相談に応じる「災害復旧相談 合わせに応じる。 鳥取県西部地震の被災者に対する国や県などの支援制度が具体的に固まりつつある中、米子市

22-5182(5183) |099、家屋解体撤去は 米子33—55530—555 33—3082、3 災証明窓口は引き続き 復旧相談室総合窓口(電

10月24日付 日本海新聞

| る。問い合わせは、災害 て問い合わせていた。りな事務手続きなどについ

広報、新聞記事等





ぱい 鳥 取県 や境港の水産関係者たち

日、県内の観光関係者約 から丸一カ月を迎えた六 て「元気いっぱい!鳥取 評被害の払しょくに向け に集結し、地震による風 県」を宣言した。 三百人が米子市皆生温泉 鳥取県西部地震の発生 米子·皆生

取県の観光振興に向かっ

県おかみ会の宇田川富

が集まり、片山善博知事

風評被害 県内の観光関係者ら集結

戸、東京に向けて総勢百 し、鳥取県が元気である 人のキャラバン隊を派遣 七、八の両日、大阪や神 い!鳥取県」を宣言した。 加者全員で「元気いっぱ 宣言します」と訴え、参 ばい営業していることを 施設が通常通り元気いっ 県内の観光関係者は

11月7日付 日本海新聞

4

県西部地震

平衡感覚障害を訴える人がいることがわかった。 保育園児や主婦ら三十一人が問診や血圧測定、健康相談を受けた。被災から一カ月経た現在も、 百七十戸約七百人が住ん

頭痛、腰痛などを訴える人 会(安田秀徳会長)が要 後、住民の中には吐き気や る液状化で、ほとんどの家 でいる同団地は、地震によ 健康相談は、同団地自治

請したのを受けて米子市「っている人もいるが、ま」した。

いや頭痛など平衡感覚障 害は、慣れてきて軽くな一てもらうようアドバイスを 保健所長によると、「目ま や精神科などの専門医に診 症状がひどい人には耳鼻科

が傾いた。そのため、震災 | の保健婦らが相談に当たっ 「中ノ海2区集会所」で、

|米子保健所の医師や米子市 | どんな影響を受けるのか、 |と県が実施。同団地内の 診察した矢崎誠一・米子 | る人もいた。矢崎所長らは、 第三者に理解してもらえ ず、それがつらい」と訴え

いる」という。傾いた家 - だ続いている人もかなり の中で生活する時間が長 平たん地に出たとき、 い主婦の場合、逆に、外の 分が悪くなるというケース

「傾いた家に住むことが

名団地で八日、住民を対象にした健康診断があった。午前十時から午後四時までに、団地内の 鳥取県西部地震による液状化現象で、建物が傾くなどの被害を受けた米子市安倍町の安倍彦

彦名·団地 米子·安倍 健康診断で住民訴え

県にお越しいただくため の皆さまに安心して鳥取 取県の観光関係者は全国 美江副会長が「私たち鳥 頑張りたい」とあいさつ。 てみんなで力を合わせて が「地震に打ち勝って鳥

に県内の観光施設や宿泊

子市安倍、中ノ海1区集会所血圧測定や問診など健康診断を受ける住民忠=米

11月9日付 山陰中央新報

観光・宿泊施設には地震の被害ありません



とPRする宮川大助被害はありません」「観光施設に大きな

助さんも妻の花子さんと応援に駆け付け、宿泊施設、観光施設には被害がなかった「元 三関係者や旅行業者らを対象に観光情報説明会を開いた。境港市出身の漫才師、宮川大 田隆朝米子市長)のキャンペーン隊が十三日、大阪市北区の大阪桐杏学園で関西マスコ 鳥取県西部地震の発生後も元気な米子市を紹介しようと、米子市観光協会(会長・森

す」とあいさつ。 が「宿泊施設、観光施設 元気に営業しておりま た。皆生温泉も通常通り は大きな被害はなかっ 石尾寿朗同協会副会長

子、境港の地盤は頑丈で、 物の破損はあったが、米地の液状化現象や古い建 印象にふれ、「埋め立て 花子さんも「私自身、 生温泉につかり、日本海 た。これからの季節、皆 の海の幸を満喫してくだ 観光施設の影響はなかっ ざい」と山陰観光を応援。 に故郷の境港に帰郷した 大助さんも、二週間前

光施設の担当者らが施設 魅力をアピールした。 方に鳥取県に来ていただ の前と同じように多くの 産物などを紹介。「地震 をはじめ歴史、観光、 じて福となる」と鳥取の 機会となった。災いを転 目を向けていただくいい 震は全国の皆様に鳥取に き延びた。今回の西部地 気をしたが今は元気に生 この後、観光協会や観

11月15日付 日本海新聞

液状化など

層にもっと関心を持っ 三十日まで。 て」と呼び掛けている。 米子市役所の一階ロビ

礎地盤研究会代表を務め



地震のパネル展かれている鳥取県西部

断層と地盤、家屋の地震 液状化被害、県西部の活 図や、今回特徴的だった 高専建築学科教授。 災工学が専門で、元米子 した。芳賀教授は地震防 鳥取県西部地震の被害

科の芳賀保夫教授が提供 | る」など家屋の被害を減 らす方法を図解。また、 る。 ば、憂えなし」としていても説明し、「備えあれ な住宅・宅地などについ 宅の構造的特徴や、危険 基礎」など地震に強い住「軽い屋根」と「丈夫な

のほか、「まわりを矢板 いては、そのメカニズム このうち、液状化につ た耐震性復旧工事指針が

|同研究会(電0849-分けてもらえる。連絡は 11月23日付 日本海新聞

広報、新聞記事等

気な米子市」を参加者にアピールした。

大助・花子さんも応援

一励ましです」と結んだ。 きたい。それが私たちの

۱° ネル解説

の住む地域の地盤や活断 れ、訪れる市民に「自分 に関するパネル展が開か 説明した鳥取県西部地震 ーで、液状化現象などを

米子市役所に展示

対策などを十枚のパネル

パネルは、中国地方基一る福山大学工学部建築学一で囲む」「ベタ基礎にす

説している。

基礎地盤研究会が作成し 希望者には、中国地方

を使ってわかりやすく解

36 -21 11 ^°

groom M ШШ

過分の三分の一ずつを県と地元自治体が、本人が三分の一を負担する仕組み。県負担額一億五千万円の補正予算を十二月四 住宅の基礎復旧などにかかる費用が五十万円以下の場合には県と地元自治体が二分の一ずつ、五十万円を越える場合には超 宅再建支援制度を創設することを明らかにした。全国の自治体で初めて創設した住宅復興補助事業の追加対象とし、液状化 鳥取県の片山知事は二十四日、鳥取県西部地震で液状化被害を受けた被災住宅に最高百五十万円まで助成する全国初の住 復住 興宅 最高 **150**

化被害を受けた住宅は住 | 筋をつけたかった」と制 | 米子市の安倍彦名団地 | 宅補修に助成される住宅 宅とは異なる事情があ 宅の基礎や地盤強化工事 した片山知事は、「液状 米子市役所で記者会見 | を目前に被災者に早く安 | 状化被害を受けたと判定 | 世帯、境港市内の住宅な | 十万円で、このうち公費 日から始まる定例県議会に上程する。 心してもらい、復旧の道 を明らかにした。 米子市の合意も得たこと 度創設の理由を説明し、 されるすべての住宅で、 世帯、大沢川暗きょ排水 | 請できる。 (同市安倍)、富益団地 | 復興補助金(対象限度額 | 負担額はともに | 億五干 | では、 | 九八九—九七年 | て回復する地盤特性があ | 辺でM6・8以上が十回 (同市富益)の約百六十 | 百五十万円)と併せて申 | 万円で、会見に同席した | ごろにかけて、M5クラ | と計約二百五十世帯。住 森田市長は「これからも | スの地震が数回発生して | 観測機器を増強する方針 六千円となる。県、市の 負担の最高額は百十六万

る」とした上で、

補助対象となるのは液一路周辺の被害住宅約五十一

補助対象限度額は百五一県と一緒に復興に努力し一いた。委員の梅田康弘・一を明らかにした。

| 7・3の今回の震源付近 | は「ひずみを早く蓄積し | から近畿、 東海・北陸周

したことについて同教授 | らの統計を見ると、山陰

短期間にM7級が発生 | 明。「一六○○年ごろか

|るようだ」と分析。今後、

|る」と注意を促した。 一程度起こる可能性があ 一る」との見解を公表した。

マグニチュード (M)

たが、順調に減衰してい

| 測困難だった、とした。 | の内陸部の活動期」と説

は震源から北部で多かっ | 述べ、大地震の発生は予 | る南海地麗(M8級)前震予知情報課長は「余震 | されたと思っていた」と | 〇四〇年ごろに予測され

員の浜田信生・気象庁地 地震について検討し、委 十月に起きた鳥取県西部

去の活動でひずみが解放 大教授(地震学)は「二 動域は一致している。過一ついて、尾池和夫・京都

して「今回と以前との活 | 解が注目されている点に

清夫会長)は二十四日、

(地震学) はこの点に関

|活動期に入った、との見

また、西日本が地震の

地震予知連絡会 (茂木 | 京都大防災研究所教授

月25日付

日本海新聞

県、制度創設

予算を上程する。 市議会に市負担分の補正 責任から何らかの支援制 宅を分譲・販売した県住「ついて、安倍彦名団地中「った。 片山知事はまた、「住 | べた。新たな補助制度に | たい」と喜ぶの表情で語算を上程する。 | 度を検討している」と述 | 変うれしいことで感謝し

ていきたい」として、十 一月八日から始まる定例

宅供給公社も液状化対策

ノ海二区地震被災復興委 「被災住民にとっては大

|を取らなかった道義的な|員会の矢野博司委員長は

余震は

順調に減衰が見解

11月28日付 日本海新聞

被害は、県が設置した大 米子市経済部長らが対応 農林振興局長、小林道正 出席。石村祐輔米子地方 連絡協議会の役員八人が 県、市との初交渉には、 陳情の内容は「今回の 米子市役所で行われた

沢川暗きょ排水路による

と米子市に対し被害家屋 治会長)が二十七日、県 よる家屋被害が集中した 者連絡協議会」(鷲見要 | 五項目を求める内容。

大沢川被害者連絡協が陳 情

県、米子市に補償求める

問題で、「同排水路被害|用の権利の明確化―など|主張した。 路周辺に地盤沈下などに への補償を求める陳情書|も直せない。土地整備に|を進めている。その結果と米子市に対し被害家屋|固定されなければ、建物|の土質と家屋被害の調査 于市の大沢川暗きょ排水 | か」として▽被害家屋な | というが、補助金で終わ 鳥取県西部地震で、米 | ものであることは明ら | 策を大沢川にも適用する | ど復旧費用の全額補償▽ | る問題ではない。補償対 い」「県が打ち出した液 | 盤工学の専門家に復旧工 状化被害家屋の復旧支援一法を確立してもらうこと 対する見解を示してほし | をもとに、鳥取大学の地 地盤の無償整備▽土地利 | 象にしてほしい | などと 鷲見会長らは「土地が は「県と市で大沢川周辺項目を求める内容。 これに対し、石村局長

補助で考えている」と述 下○・六ばから八・三ばなるが、現在のところは かけて工事が行われ、地なるのかは今後の課題に 和三十年から三十九年に る。補償になるか補助に 七キロが暗きょ部分。昭 になっている」と説明し、 | 陳情書は知事に届け | 旗ケ崎七丁目まで約一・ 連絡協議会ではこの 米子市議会の平田賢 | ム管が埋設されている。 | 今回の地震で地上家屋に | 水路で、同市両三柳から に直径一・八がのヒュー

部に設置された農業用排 議長にも同様の陳情をし 入沢川は米子市の弓浜 | 地盤沈下、 害を受けた。 被害が集中。四十八棟 (五十八世帯)の家屋が 隆起による被

12月14日付 読売新聞

图

2000年(平成12年) 12月14日(木曜日)

(第三種郵便物認可)



地盤などの補強の補助とも併用でき、最高で約五百六十七万円が支給される。 社が住宅再建を支援するのは全国初。県が行う住宅復興補助金制度や液状化した 被災した米子市内の住宅団地の世帯に全壊百五十万円、半壊百万円、一部損壊五 十万円を液状化対策助成金として一律支給することを決めた。 住宅開発を行う公 県住宅供給公社(八木芳彦理事長)は十三日、同公社が分譲し、県西部地震で 米子の2団地

世帯になるという。 壊の十二世帯、半壊の百十 し一九八二一九一年にかけ 三世帯、一部損壊の四十三 よると助成を受けるのは全 証明が基準になり、公社に 世帯)と「富益団地」(三百十 て建て売り住宅を分譲した 安倍•彦名団地」(百六十 助成対象は、公社が造成 世帯)。市が発行したり災

県西部地震で液状化現象の被害を受けた安倍・彦名団地

いと思うが、公社を信頼|と、建て替えで最高五百六|している。

意は認めるが、今後も公社

割に当たる百五十二世帯が で、地震では液状化現象で 社や県、市に住宅復興対策| た。このため同団地では災 | 復興補助金制度を創設。ま | 会の矢野博司委員長は「ジ 住宅が傾いた。とくに安倍|て助成金の支給に踏み切っ を要請していた。 害復興委員会を結成し、公|た、液状化対策で住宅の基| ャッキアップだけでも四百 ・彦名団地では全世帯の九一 部損壊以上の被害を受け 公社は「法的な責任はな|おり、公社の助成を含める|とよく話し合いたい」と話 礎修理や地盤強化に限度額 | 万-五百万円かかる。誠 に三百万円を補助する住宅 た 百五十万円の助成を決めて 県は被災住宅の建て替え すジャッキアップを順次進

めており、災害復興委員

在、傾いた住宅を元に戻 安倍・彦名団地では現

| 両団地とも砂地の地盤| して住宅を購入した方に| 十七万円、補修で三百万円 道義的責任を感じる」とし | が支給される。

大沢川被災家屋復興 相談室」を開設

地上家屋復興に向け、鳥 取県と米子市は十三日、 を受けた米子市大沢川の 鳥取県西部地震で被害 |開設した。十八日まで十 から午後七時まで被災者 ・日を返上し、午前九時 からの住宅再建に関する 日は午前中だけでも五人 門職員約十人が待機。 築、融資など県、市の専

県 と 米子市 手。併せて相談室を開設 上権設定に伴う測量に着 を受け、県は同日から地 相談室には、制度、

被災家屋復興相談室」を「る関連予算が通過したの |のか」「うちの家の測量 ケ崎三区の四十九戸。 象は同市上後藤二区と旗 良や家屋修理に補助する 権設定を条件に、地盤改 五千万円を予算化。 策事業費として約十四億 ら、県と市は復興特別対 被害が集中したことか 排水路。地上家屋に地震 米子市が管理する農業用 か」などと質問していた。 調査にはいつから入るの ことにしている。補助対 大沢川は県が所有し、

13年3月14日付 日本海新聞

部総合事務所に「大沢川

米子市糀町一丁目の県西

相談を受ける。

県議会で復興にかかわ

的にいくら補助金が出る

の被災者が訪れ、

広報、新聞記事等

鳥取県西部地震記録集

平成 14 年 1 月発行

編集·発行 米子市総務部総務課

〒 683 - 8686

鳥取県米子市加茂町1丁目1番地

TEL 0859 · 23 · 5331 FAX 0859 · 23 · 5390

米子市 HP アドレス

http://www.city.yonago.tottori.jp/

印 刷 株式会社エッグ